

博士論文

中世文書の日本語史的研究

—東国文書を中心に—

(二分冊のうち一)

東京女子大学大学院人間科学研究科

川野 絵梨

博士論文

中世文書の日本語史的研究

— 東国文書を中心に —

The Study of Japanese Language in Historical Documents of
Eastern Japan in the Middle Ages

(二分冊のうち一)

二〇一八年十一月二十八日

東京女子大学大学院人間科学研究科

川野 絵梨

目次

序章 本研究の目的と方法

第一節 研究の目的

..... 1

第二節 研究の方法

..... 6

第一項 先行研究

第二項 研究の方法

第三節 分析資料

..... 16

第一項 東国文書

第二項 中央文書

第三項 古文書の書き手と所在地

第一部 東国文書の言語

第一章 音韻

第一節 国語音について

..... 32

第一項 母音とその表記

第二項 子音とその表記

第三項 促音の表記

第四項 音便

第二節 漢字音について

第一項 母音とその表記

第二項 拗音とその表記

第三項 撥音二種（mとn）の表記

第四項 撥音の介入

第三節 まとめ

第二章 表記

第一節 語頭・語中語尾の仮名遣い

第一項 「い」・「ゐ」の仮名遣い

第二項 「え」・「ゑ」の仮名遣い

第三項 「お」・「を」の仮名遣い

第四項 八行の仮名遣い

第五項 助詞「を」と「へ」の表記

.....
99

.....
97

.....
85

第二節 平仮名の用字法

..... 124

第一項 連接の用字法

第二項 隣接の用字法

第三項 語頭・行頭と行末

第四項 連続する同字母の表記

第三節 宛字

..... 130

第四節 まとめ

..... 133

以下 第二分冊

第三章 語法

第一節 活用形

..... 135

第一項 二段活用の一段化

第二項 連体形終止

第三項 助動詞の附属用法の乱れ

第四項 動詞の活用形式や行の変動

第五項 終止形の用法の異例

第二節 動詞

第一項 たぶ(賜)

第二項 たばす(賜)

第三節 助動詞

第一項 た

第二項 むず(んず)

第四節 助詞

第一項 とん・どん

第二項 ずんば

第三項 ばし

第五節 形容詞

第六節 形容動詞 タリ活用

第七節 まとめ

第四章 現代方言との比較

第一節 東北地方

..... 156

..... 165

..... 168

..... 186

..... 186

..... 188

..... 190

第一項 青森・岩手

第二項 福島

第三項 まとめ

第二節 越後（新潟）地方

第三節 関東地方

第一項 埼玉

第二項 東京（日野）

第三項 まとめ

第四節 東国文書と現代方言

第二部 中央文書の言語

第一章 音韻

第一節 国語音について

第一項 母音とその表記

第二項 促音の表記

第三項 音便

.....	208
.....	208
.....	207
.....	203
.....	196

第二節 漢字音について

第一項 母音とその表記

第二項 拗音とその表記

第三節 まとめ

.....
230

第二章 表記

第一節 語頭・語中語尾の仮名遣い

第一項 「い」・「ゐ」の仮名遣い

第二項 「え」・「ゑ」の仮名遣い

第三項 「お」・「を」の仮名遣い

第四項 ハ行の仮名遣い

第五項 助詞「を」と「へ」

第二節 平仮名の用字法

第一項 連続する同字母の表記

第三節 抄物書き

第四節 まとめ

.....
239

.....
237

.....
257

.....
259

.....
261

第三章 語法

第一節 活用形

第一項 助動詞の附属用法の乱れ

第二項 動詞の活用形式や行の変動

第二節 動詞

第一項 たぶ(賜)

第二項 まるす(参)

第三項 まらす(参)

第三節 助動詞

第一項 た

第二項 むず(んず)

第四節 助詞

第一項 とん・どん

第五節 まとめ

.....	263
.....	264
.....	271
.....	273
.....	273
.....	278

資料編 結章

資料編	286
結章	275

序章 本研究の目的と方法

第一節 研究の目的

本研究は主に院政・鎌倉・南北朝・室町時代という中世の古文書の言語を研究の対象とし、中世東国語の実態を中心として中央の言語と比較し分析を行うものである。

中世の東国語研究の資料として従来、あまり取り上げられることのなかった古文書を中心に研究を行うが、その原因として辛島美絵氏は、「資料全体が俯瞰しにくく、量的な古文書の把握が難しかったこと」、「原本が残っていても、容易には閲覧できなかったこと」等を挙げている¹。しかし、近年、古文書をめぐるそれらの状況が大きく変化し、特に原本の調査に関しては、東京大学史料編纂所の所蔵影写本の複製の閲覧が容易になったことや、古文書の各所蔵機関がそれぞれオンラインのデータベース上で画像を公開するなど²、以前に比べて原本の表記に触れる機会は増えたと言えるだろう。本研究では、資料を分析するに当たって、原本の表記を確認することを第一として、上記のデータベース上で公開されている画像データを活用し、研究の大きな柱としている。また、古文書の整備も『鎌倉遺文 古文書編³』を始め、各都道府県や市区町村が刊行している『県史』や『市史』等に多くの翻刻が収録されるようになっていいる。

古文書を扱う利点としては、次のような点が挙げられるであろう。(1)作成年月日が明記されていること、(2)「奈良時代以来、この種の文献は中断することなく作成され続け、各時代の相当数が今日に伝来⁴」し、編年順に並

べて観察することができること、(3)転写を経ない原本が多く残されていること、(4)「文書を残した人がかなり広い階層にわたること」⁵⁾、などである。

一方、古文書の短所としては表現が簡潔であり定型的であること。(譲状など)が挙げられるが、本研究では音韻や表記といった項目が中心であり、表現法等については主たる分析対象としていない。

古文書には仮名文書の他に多くの漢字文書が存在するが、本研究の分析項目としても掲げた音韻の観察を行うためには、表音文字である仮名が用いられた文書を分析の対象とすることがふさわしいと考える。仮名文書は、全国各地で作成されており、「漢字書き文書に比べて書手の位相的な広がり大きい」とされ、その作成者や宛名人が広い階層にわたることが大きな特色である。つまりそれは、都の貴族層のみならず、武士や庶民の層の言語の歴史の解明につながる可能性がある。特に仮名文書には、他の資料には見出し難い語彙や、口頭語的な語彙が見られるとされており、それは、仮名文書が他の文学作品等に見られるような言語の規範の縛りを受けないため、日常的に使用されていた口頭語的な用語が用いられるのではないかとされている⁶⁾。以上の点から本研究では仮名文書を分析の対象とする。

また、本研究では「東国文書」を中心に扱うが、ここで「東国」の定義について整理しておく。「東国」については、主に次の(1)～(6)が見られるが、本研究では(3)の東西方言の境界線として掲げられる糸魚川・浜名湖線以東を指すこととする。東国と西国の区別については、文化的な相違によるもの、自然環境によるものなど様々なものがあるが、本研究は言語研究であるため、東西方言の境界線である糸魚川・浜名湖線を東西の境界線とし、

それより東の地域に伝来した文書を東国文書とする。

(1) (北陸を除いた) 三関 (伊勢国鈴鹿関・美濃国不破関・越前国愛発関) 以東

(2) (越後を除いた) 信濃・遠江以東

(3) 現在の東西方言の境界線である富山・長野・静岡の各県の西側境界を結ぶいわゆる糸魚川・浜名湖方言境界線以東

(4) 三河以東 (ロドリゲス『日本大文典』)

(5) 関東八カ国 (現在の関東地方)

(6) 関東地方にそれより西の新潟・長野・山梨・静岡等を加えた地域

本研究が分析の対象とする資料は主に鎌倉・南北朝・室町時代のもものが中心であるため、これらに院政時代を含む時代を中世として定義する。時代区分については言語史以外に政治史に基づいたものもあるが、本研究では言語研究の立場からこのような時代区分を用いるものとする。

辛島氏も指摘する通り、従来の仮名文書を利用した言語研究では翻字資料が用いられることも多く、またその翻字に誤りがある場合、誤った用例をそのまま引用してしまうという問題点があった。

本研究ではすでに翻字されている仮名文書であっても、原本に当たることが第一として、各文書の所蔵機関である資料館、博物館、大学図書館等がインターネット上で公開している画像データの活用や、東京大学史料編纂所の所蔵影写本の複製の閲覧によって研究を行っている。また、各都道府県や市区町村が刊行している『県史』

や『市史』などと、資料館・博物館等による刊行物や資料集といった翻字資料も補助的に用いる。

注

- 1 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』清文堂、二〇〇三年、四頁
- 2 第二項の研究の方法でも触れるが、「越後文書宝翰集」を所蔵する新潟県立歴史博物館「収蔵品データベース」(<http://jmapps.ne.jp/ngrhk/>) や、「中条家文書」を所蔵する山形大学附属図書館「中条家文書データベース」(<http://www2.lib.yamagata-u.ac.jp/mainlib/rarebooks/nakajo/nakajo.php>) などがその一例である。
- 3 竹内理三編、東京堂出版、一〜四二巻、一九七一一九一年。補遺一〜四巻、一九九四〜九五年。以下、『鎌倉遺文』とする。
- 4 迫野虔徳「国語資料としての古文書」『国語学大辞典』東京堂出版、一九八〇年、四四三頁
- 5 注1に同じ。
- 6 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』(三八七頁)では、とくに公的な下達文書や上申文書、証文等の形容詞・形容動詞が延べ語数・異なり語数ともに書状よりかなり低い値であると指摘し、これらの文書類が事務的な要請によって書かれたものゆえに「形容表現の貧弱さ」や、「文章の簡潔性」が見られるのだとしている。
- 7 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』、七頁。
- 8 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』、第二章。

9 『日本語大事典』(下) 朝倉書店、二〇一四年

第二節 研究の方法

第一項 先行研究

本研究は、東国文書の言語が中心となるため、古文書を用いた語学研究と、東国語に関する研究の大きく二つに分けて示す。以下、引用する研究者についてはすべて「―氏」で統一する。

1 古文書による総体的な語学研究

従来、主に歴史学や、古文書学などにおいて研究史料とされてきた古文書は、その音韻・表記・文法・語彙・文章・用字などについての研究は乏しく、国語学的な資料としての活用が十分になされていない状況にあった。このような状況を踏まえて、迫野虔徳氏が「古文書にみた中世末期越後地方の音韻¹」、「方言史料としての古文書・古記録²」、「国語資料としての古文書³」等で日本語史、方言史の資料としての本格的な活用を提唱された。その後、仮名文書については辛島美絵氏『仮名文書の国語学的研究⁴』、漢字書きの古文書については三保忠夫『古文書の国語学的研究⁵』、桑原祐子氏『正倉院文書の国語学的研究⁶』等が刊行され、日本語史資料として使用する際の基礎となる総体的な古文書・仮名文書の特色や資料性についての研究が進められている。

本研究は、仮名文書をその分析の対象としているため、以下に辛島美絵氏による研究の成果と、本研究との関わりについてまとめていきたいと思う。

古文書が持つ「実用的対話性」という「書手が実生活上に必要な情報を特定の相手に伝えるために作成したも

の)という資料自体の特色が、その用語に強く反映していること」を主軸に考察を行っている。仮名文書の場合には、それに加えて仮名で書くという「書手と受手の位相的事情」、「意図する表現内容による必要性」によって他の多くの文献資料では見出し難い「口頭語的要素を指摘することができる」としている。一方で、実用文としての仮名文書が持っている別の特色として、「表現の簡潔性」や、「表現の様式性・伝統性」を挙げ、これらについても先の「実用的対話性」によって説明されている。つまり、伝えるべき情報を相手に理解され、受理・承認されるためには、「相手に分かりやすい(簡潔性)」と、相手が要求する「定型的な(様式)」に則って発信する必要」があるということである。以上のような仮名文書の資料的な特色を種々の用例によって実証されており、仮名文書の総合的な研究である。

また、辛島氏は、先行研究において仮名文書からとられた国語史的に重要な用例が、活字化の際の誤植による誤った用例である場合があること指摘し、可能な限り原本での表記の確認を行うことを第一としており、本研究でもその姿勢と方法を継承し、研究を行った。

本研究と辛島氏の研究の異なる点としては、まず時代が挙げられる。辛島氏が調査の対象としたのは、主に『鎌倉遺文』に所収の仮名文書であるため、用例の中心も鎌倉時代のものである。対して本研究では鎌倉時代に加え、南北朝、室町時代の文書も含んでいる。また、分析の対象として辛島氏は、形容詞・形容動詞・動詞・副詞・助動詞等の語彙を中心としているが、本研究では仮名文書の音韻や表記に焦点をあてている。辛島氏によって明らかにされた仮名文書の国語資料としての性格を踏まえつつ、本研究では特に東国文書に焦点を当て、中央文書と

比較することで、東国文書が持つ性格を明らかにすることを目指す。

この他に、「毛利家文書」や「阿蘇文書」といった各地の個別の文書についてその語彙や表記についての研究は、菅原範夫氏「中世文書に見る地域言語——『毛利家文書』元就・隆元・輝元文書を中心にして——」や、堀畑正臣氏「阿蘇文書に見える九州方言的な中世記録語をめぐって」などが挙げられる。

2 東国語に関する研究

本研究では、古文書のうち、中世の東国地方に伝来した仮名文書を東国文書とし、その言語について分析していくことが中心である。そのため、東国語または東国方言というテーマも関わってくる問題である。

東国語や東国方言についての考察は、早くは新村出氏「国語に於ける東国方言の位置」、同「東西方言沿革考——国語史上の一疑問」があり、吉沢義則氏は『国語史概説』の中で、「東西二大方言の競争」という章を掲げている。その後、『万葉集』の東歌や防人歌、『常陸国風土記』を資料とした東国方言についての専門的な研究として、福田良輔氏『奈良時代東国方言の研究』、北条忠雄氏『上代東国方言の研究』、水島義治氏『万葉集東歌の国語学的研究』などがある。これらの専書では、奈良時代東国方言の音韻、語法、語彙を掲げ、奈良時代東国方言の成立過程と要因などについて研究されている。

上代から時代を移して、院政鎌倉時代の東国資料を用いた東国語研究として小林芳規氏による「東国所在の院

政鎌倉時代二文献の用語¹⁵」、「中世片仮名文の国語史的研究¹⁶」、「國語史研究資料としての中山法華經寺本三教指歸注¹⁷」などがある。

また、抄物を用いた東国語や東国方言の研究には、金田弘氏『洞門抄物と国語研究¹⁸』、外山映次「足利学校藏人天眼目抄とその国語¹⁹」、同「天南代鈔について²⁰」、福島邦道「東国方言抄物における方言²¹」、柳田征司氏『室町時代語を通して見た日本語音韻史²²』、同『日本語の歴史¹ 方言の東西対立²³』などがある。

また、特に越後地方の音韻と歴史的資料の表記に着目した論考として迫野虔徳氏「古文書にみた中世末期越後地方の音韻²⁴」、大橋勝男氏「国語の生きさま(その十)——オ列開合長音に関する現代越後方言と中世国語——²⁵」、同「オ列長音開合現象の生成と展開——漢字音・『日葡辞書』音・二種の現代新潟県方言音対応関係を比較しつつ——²⁶」、同「オ列開・合長音に関する現代越佐方言と中世国語——佐渡郡真野町金丸及び佐渡諸地点方言に即して——²⁷」などが挙げられる。この内、迫野氏の論考は、本研究が分析資料の一つとしている「越後文書宝翰集」を取り上げている。

これは東国語の研究に限らないことだが、中世の日本語に関する研究は、院政鎌倉時代といった中世の前期から中期にかけての研究や、室町時代以降の中世末期を中心とした研究が多く、この間の時代、つまり南北朝期の日本語の実態についての研究は十分とは言えないのではないだろうか²⁸。そこで、本研究が扱う中世東国文書は南北朝時代の文書も多く含まれることから(第三節参照)、上述の問題を解消し得ると考えている。

第二項 研究の方法

分析には仮名文書を使用する。本研究では、すでに翻字されている仮名文書であっても、原本に当たることを第一として、各文書の所蔵機関である資料館、博物館、大学図書館等がインターネット上で公開している画像データの活用や、東京大学史料編纂所の所蔵影写本の複製の閲覧によって研究を行っている。また、各都道府県や市区町村が刊行している『県史』や『市史』などと、資料館・博物館等による刊行物や資料集といった翻字資料も補助的に用いる。

各所蔵機関にて閲覧の許可を得て、原本調査を行ったのは次の通りである。

二〇一六年六月二七日、二八日 山形大学附属図書館にて「中条家文書」の仮名文書の原本閲覧、調査

二〇一六年十月二八日 米沢市立米沢図書館にて「色部文書」のマイクロフィルム閲覧調査

二〇一七年三月二五日 新潟県立歴史博物館にて「越後文書宝翰集」の原本閲覧、調査

二〇一七年十二月一日 京都府立京都学・歴史館にて「東寺百合文書」の原本閲覧、調査

また、使用した画像は以下のデータベース等で公開されているものである。

・ 東京大学史料編纂所「所蔵史料目録データベース」(<http://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)

・ 新潟県立歴史博物館「収藏品データベース」(<http://jmaps.ne.jp/ngrhk/>)

・ 山形大学附属図書館「中条家文書データベース」

・京都府立京都学・歴史館「東寺百合文書 WEB」(<http://hyakugo.kyoto.jp>)

用例の出典表記について

本研究における用例の出典の出典表記は、()内に和暦と西暦・月日・文書名の順で示すこととする。また、()の上部に各文書の略称を示すこととした。各文書の略称は以下の通りである。

南部家文書：南部 相馬文書：相馬 相馬岡田文書：相馬岡田 大悲山文書：大悲山

白河結城家文書：白河結城 越後文書宝翰集：越後 中条家文書：中条

武州文書 十五埼玉郡：武州埼玉 高幡不動胎内文書：高幡

また、先行論文、研究書等で述べられている用例を引用する場合、濁点等は引用書に従って表記した。

本研究では次のような二部構成をとる。第一部で東国文書の言語について記述を行い、その比較対象として第二部では中央文書の言語を扱う。中央の言語と対比させることで、中世東国語の実態を明らかにしていくものである。第一部、第二部ともに第一章で音韻、第二章で表記、第三章で語法を扱うこととする。音韻では、母音や子音の表記、促音の表記、漢字音の表記について述べる。表記では、語頭・語中語尾の「い・ゐ」、「え・ゑ」、「お・を」の仮名遣いや、八行の仮名遣い、助詞「を」、「へ」の表記、平仮名の用字法などを扱う。語法では、動詞の活用形、助動詞、助詞等について述べる。第一部の東国文書では第四章として、音韻の項目で見られた特徴的な

言語事象を現代方言と比較する章を設けた。

既発表の論文及び口頭発表

本論文を執筆するに当っては、以下の論文と口頭発表を元にしてている。

論文

1 「越後文書宝翰集」の表記について―色部氏文書・三浦和田氏文書を中心として―

〔東京女子大学紀要 論集〕六六卷二号、二〇一六年三月

2 「越後文書宝翰集」の言語について―三浦一族文書の仮名遣いと言語について―

〔東京女子大学紀要 論集〕六七卷一号、二〇一六年九月

3 中世越後女性文書の言語について―「越後文書宝翰集」・「中条家文書」を中心に―

〔ことばとくらし〕二八号、二〇一六年十月

4 中世東国文書の言語研究―「越後文書宝翰集」、「中条家文書」の男性文書を中心に―

〔東京女子大学紀要 論集〕六七卷二号、二〇一七年三月

5 「越後文書宝翰集」の言語分析―大見水原氏文書・毛利安田氏文書・上野氏文書・斎藤氏文書・発智氏文書・

小田切氏文書を中心に―

〔日本文学〕一一三号、二〇一七年三月

6 中世東国文書に見られる音韻交替表記について (『東京女子大学紀要 論集』六八巻一号、二〇一七年九月)

口頭発表

1 日本語の音便の研究―形容詞のウ音便表記から見た日本語の東西―

(二〇一二年度東京女子大学日本語史研究会 二〇一二年七月十四日)

2 日本語の東西の史的研究―音便を視点として―

(二〇一三年度東京女子大学日本語史研究会 二〇一三年十一月十一日)

3 日本語の東西の史的研究―音便を視点として―

(第七八回 新潟県方言研究会 二〇一四年八月三十一日)

4 『平家物語』の用語―会話文を中心として―

(二〇一四年度東京女子大学日本語史研究会 二〇一四年十月四日)

5 「越後文書宝翰集」の仮名文書の用語について

(第七九回 新潟県方言研究会 二〇一五年三月二十九日)

6 本庄房長書状にみる中世末期越後地方の言語

(第八十回 新潟県方言研究会 二〇一五年八月三十日)

7 「越後文書宝翰集」の表記について―色部氏文書・三浦和田氏文書を中心として―

(二〇一五年度東京女子大学日本語史研究会 二〇一五年十月三日)

8 中世越後地方の言語について―「越後文書宝翰集」を通して―

(平成二十七年 新潟県ことばの会 二〇一五年十一月二十一日)

9 「越後文書宝翰集」の言語について―三浦一族文書を中心として―

(第八十一回 新潟県方言研究会 二〇一六年三月二十七日)

10 中世東国文書の言語研究―「中条家文書」・「越後文書宝翰集」の表記と音韻を中心に―

(二〇一六年度日本語学会秋季大会 二〇一六年十月二十九日)

注

1 『語文研究』22号、一九六六年十月

2 平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院、一九七〇年

3 国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版、一九八〇年、四四三頁

4 清文堂、二〇〇三年

5 吉川弘文館、二〇〇四年

6 思文閣出版、二〇〇五年

7 『国語国文』六八卷五号、一九九九年五月

8 『国語国文学研究』第四八号、二〇一三年二月

9 東大言語学会講演、『教育学術界』十の六・十一の一、一九〇五年三月・四月↓『東方言語史叢考』(岩波書店、

一九二七年)に再録

10 史学研究会講演、一九〇九年十一月二十八日↓『東方言語史叢考』に再録。

11 立命館大学出版部、一九三一年

12 風間書房、一九六五年

13 日本学術振興会、一九六六年

14 笠間書院、一九八四年

15 『方言研究の問題点』明治書院、一九七〇年

16 『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月

17 築島裕・小林芳規編『中山法華経寺蔵本三教指帰注 総索引及び研究』武蔵野書院、一九八〇年

18 桜楓社、一九七六年

19 『国語と国文学』三七卷十二号、一九六〇年十二月

20 『鹿児島大教育学部研究紀要』十六、一九六四年十二月

21 『国語学攷』七二・七三、一九七六年十二月

22 武蔵野書院、一九九三年

23 武蔵野書院、二〇一〇年

24 注1に同じ。

25 『新大國語』第十二号、一九八六年三月

26 神部宏泰・愛宕八郎編『継承と展開3 国語方言の生成と展開』和泉書院、一九九四年

27 『小林芳規博士退官記念 国語学論集』及古書院、一九九二年

28 管見の限り、表題に「院政鎌倉時代」や「室町時代」と掲げる専門書はあるものの、「南北朝時代」と掲げた

日本語史研究の専門書はないように思われる。

第三節 分析資料

本研究では、仮名(平仮名・片仮名)が用いられている文書、つまり仮名文書を分析の資料として使用するが、仮名ばかりで書かれた文書の他に、漢字と仮名の両方が用いられている漢字仮名交じり文書も含むこととする。

仮名文書について辛島美絵氏は、文書の作成目的や、差出人と受取人の関係といった観点から次の五つに分類している¹⁾。本研究が扱う東国文書と中央文書は、左の証書類や、書状、神仏に奉る文書が中心である。

公文書： 下達文書(上位者の命令・意志などを下位者に伝える。例：諭旨・御教書)

上申文書(下位者が上位者に差し出す。例：申文・訴陳状)

それ以外：証文(個人間の契約のための文書。例：譲状・置文・売券)

書状(消息などの私信)

神仏に奉る文書(宛所が神仏になっている文書。例：起請文・願文・寄進状)

本研究が分析の対象とする資料は主に鎌倉・南北朝・室町時代のもものが中心であり、特に南北朝時代(十四世紀)のものも多く含まれている。

第一項 東国文書

東国文書とは、東西方言の境界線である糸魚川・浜名湖線を東西の境界線とし、それより東の地域に伝来した文書とする。

東北地方

1 青森・岩手

○南部氏関係資料（以下は『青森県史 資料編 中世1南部氏関係資料』を参考にした。）

八戸（遠野）南部家文書

「八戸（遠野）南部家文書」は、近世に盛岡藩の重臣で、遠野一万二千石の領主であった遠野南部家（八戸家）に伝えられた文書である。中世に糠部郡（青森県東部と岩手県北部にかけて広がっていた地域）八戸の領主であった八戸家（寛永四年、遠野に移封）が、南北朝時代以来家伝文書として伝えてきた文書を中核に、中世に八戸南部家の有に帰した他家文書も加えてその数は四六五点（他に紙背文書五点）、総数は恐らく五〇〇点を超える。南部氏は、清和源氏（甲斐源氏）の一族の加賀美遠光の三男南部光行を祖とする。光行は甲斐国巨摩郡南部郷を領して南部三郎と名乗った。光行の嫡子実光や孫の名は『吾妻鏡』にあらわれ、將軍の供奉を努める御家人で、かつ北条時頼の側近として登場する。またその他の史料などから二代実光以後、南部家が御家人であるとともに、有力な得宗被官の一人として活躍していたと考えられる。

近世の「南部氏系図」と相違はあるものの、確実な中世の史料から推測されるのは、元弘三年（一一三三）に陸奥守北畠顕家のもとで南部師行が北奥羽郡の検団・奉行という国府支配の現地執行を担う重職に任ぜられて以降、南部氏が北奥羽で本格的に活動を開始するということである。

参考：『青森県史 資料編 中世1南部氏関係資料』（青森県、二〇〇四）

2 福島

○相馬文書（以下は『史料纂集（古文書編）相馬文書』²を参考にした。）

「相馬文書」は奥州相馬氏の本宗家である磐城（福島県）の旧中村藩主相馬氏に伝来した古文書である。原本は第二次世界大戦中に東京で戦災にあい消失したが、東京大学史料編纂所に明治二十二年に写された影写本（全三冊）がある。

相馬氏は、桓武平氏の流れをくむ千葉氏の庶流として、千葉介常胤の二男師常からはじまる。師常は下総国相馬郡（現在の千葉県北西部や茨城県北相馬郡）に本領をもって相馬氏を称するが、文治五年（一一八九）の奥州平泉討伐に参戦して戦功をあげ、陸奥国行方郡（福島県南相馬市）を勲功の賞として与えられたという。以後、相馬氏は下総国相馬郡の本領とともに、陸奥国行方郡を代々相伝していくことになるが、師常から四代目の胤村の五男師胤の子重胤が元亨三年（一一三三）³に一族とともに陸奥国行方郡に移住するのである。以後この系統が行方郡小高の居館を中心に奥州相馬氏の本宗家として発展していく。

「相馬文書」は鎌倉後期から近世初頭にいたるまでの文書を含んでいるが、年代的には鎌倉後期から南北朝期にかけてのものが大部分であり、とりわけ南北朝期に関するものが全体の約五分の四近くにもぼる。またそれらの内容的には、鎌倉後期から南北朝期にかけての相馬氏の所領の相伝関係を示す讓状などの類と、東北地方における南北朝内乱期の政治状況やその推移、相馬氏をはじめとする東北諸豪族の動向などを示すものとに大別で

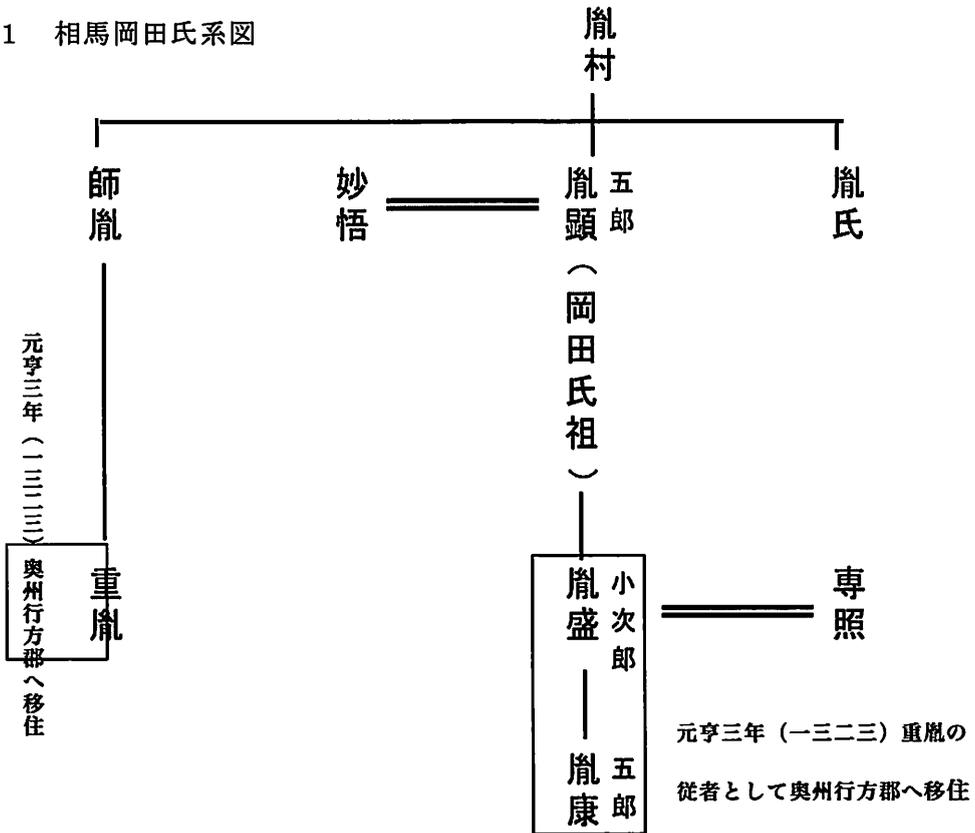
きる。

参考・豊田武・田代脩校訂『史料纂集古文書編 第十三回配本 相馬文書』(統群書類聚完成会、一九七九)

○相馬岡田文書(以下は『史料纂集(古文書編)相馬文書』を参考にした。)

「相馬岡田文書」は、奥州相馬氏の有力庶子家である岡田氏に伝来した文書である。岡田氏は相馬胤村の二男胤顕を祖とし、陸奥国行方郡岡田村を領して岡田氏と称したという。「相馬岡田文書」の原本は、岡田氏の子孫にあたる東京都世田谷区在住の岡田幸胤氏が現蔵されている。これらの文書は二巻の卷子に仮装丁されていて、そのうち一巻は題簽がな

図1 相馬岡田氏系図



いが、「相馬岡田文書」と称しており、他の一卷には「雜文書」という題簽があるので「相馬岡田雜文書」と称している。年代的には鎌倉後期の弘安八年（一二八三）から戦国時代の天文年間にいたる間のものであるが、これもまた南北朝期のもものが圧倒的に多い。内容的にも「相馬文書」と同様に所領の相伝関係を示す讓状などの類や、奥州相馬一族の南北朝内乱期における動向などをうかがわせる文書類が多い。

相馬岡田氏の移住については図1に示したように相馬胤頭、胤康親子が元亨三年（一二三三）の相馬重胤の従者として行方郡に移住している。

○大悲山文書（以下は『史料纂集〔古文書編〕相馬文書』を参考にした。）

「大悲山文書」は、奥州相馬氏の庶子家の一つである大悲山氏に関する古文書である。大悲山氏は、相馬胤村の八男通胤を祖とし、陸奥国行方郡大悲山村を領したので大悲山氏と称される。「大悲山文書」の原本は、福島県相馬郡小高町古城（現南相馬市小高区小高古城）の相馬小高神社の官司相馬胤敏氏が所蔵している。この相馬小高神社の所在地が、中世における奥州相馬本宗家の居城跡にあたる。

「大悲山文書」は、鎌倉後期から南北朝期にかけての文書が中心で、内容的にはやはり所領に関する讓状や、南北朝内乱期の動向を示すものになる。

白河結城文書

白河結城家文書は、白河集古苑（福島県白河市）が所蔵する文書である。白河結城氏は、陸奥国白河荘を本領とした一族で、もとは下総の結城氏の一族だったが、鎌倉後期に分立した。

本文書群は鎌倉期的那須氏関連文書二通と一〇〇通を超える結城宗広とその子親朝に宛てられた南北朝初期の文書群等から成る。このうち結城宗広宛の文書はすべて案文で、宗広宛の文書を息子親朝の右筆が記録として控えたものと分かる。

参考：村井章介『中世東国武家文書の研究―白河結城家文書の成立と伝来―』（高志書院、二〇〇八年）

3 新潟

●越後文書宝翰集

「越後文書宝翰集」は鎌倉時代から戦国時代にかけて、主に中世の越後地方で活躍した武家関連文書の集成である⁴。新潟県長岡市の反町十郎氏が蒐集したもので、一九七九年（昭和五十四）に国の重要文化財に指定され、二〇〇五年（平成十七）に新潟県立歴史博物館蔵となった。外題によって整理すると次のような十八集成から成る⁵。全四十四巻の卷子に仕立てられ、文書数は七七三点に及ぶ。

	巻数	点数	鎌倉	南北朝	室町	戦国	江戸
色部氏文書	十卷	一九八点	十七点	十一點	三点	一六六點	無し

三浦和田氏文書	六卷	一〇五点	三四点	六三点	八点	無し	無し
三浦和田中条氏文書	一卷	十二点	無し	無し	一点	十一點	無し
三浦和田黒川氏文書	五卷	九二点	二点	五点	三三点	五二点	無し
三浦和田羽黒氏文書	二卷	十九点	九点	八点	一点	一点	無し
築地氏文書	三卷	四六六	無し	無し	無し	四六六	無し
大輪寺文書	一卷	十四点	無し	七点	四点	三点	無し
大見安田氏文書	一卷	二五点	七点	無し	一点	十五点	二点
大見水原氏文書	一卷	二二点	七点	一点	七点	七点	無し
毛利安田氏文書	四卷	五一点	無し	六六	七点	三二点	二点
河村氏文書	一卷	八点	五五	三三	無し	無し	無し
上野氏文書	一卷	二九点	無し	無し	一点	二〇点	無し
斎藤氏文書	二卷	十四点	一点	二二	二二	八八	一点
発智氏文書	二卷	三一点	無し	無し	無し	三〇点	一点
小田切氏文書	一卷	二八八	無し	無し	無し	二八八	無し
段銭日記	一卷	三三	無し	無し	無し	三三	無し
雑文書	一卷	二〇点	無し	無し	無し	十七点	三三

雑集	一巻	十四点	無し	無し	無し	二点	無し
----	----	-----	----	----	----	----	----

「宝翰集」は地域的には越後の下越から中越を本拠とした武家に限られ、とくに戦国期に「奥郡」とか「揚北」あがまたと呼ばれた阿賀野川以北の地域に集中しているのである。

参考：『新潟県史 資料編4 中世Ⅱ』（新潟県、一九八三）

● 中条家文書

「中条家文書」は、米沢市の旧米沢藩士、もと越後国蒲原郡奥山庄の地頭となった三浦和田一族の裔である中条家に伝来した文書群である。中条家に伝来した文書群は、明治以降分散したがその中核部分をなすのが昭和四七年（一九七二）に中条敦氏から山形大学附属図書館に譲与された中条家文書である⁷。

本文書群は、(ア)重要文化財に指定されている二三三通と、(イ)その他六点からなり、すべて裏打ちが施されている。(ア)は、A・B・Cの三つの大箱と八つの小箱に収められ、(イ)は一点ずつ小箱に収められている。文書の大部分に明治時代の地方史家で、上杉家史官・米沢図書館長を務めた伊佐早謙氏が記した釈文が貼り付けられている。

参考：井上鋭夫『奥山庄史料集』（新潟県文化財調査報告書第十）新潟県教育委員会、一九六五）

『中条町史 資料編第一巻 考古・古代・中世』（中条町、一九八二）

『新潟県史 資料編4 中世Ⅱ』（新潟県、一九八三）

山形大学附属図書館「山形大学附属図書館企画展 中条家文書の世界展 解説」(二〇〇八・十二)

関東地方

4 埼玉

○武州文書 十五埼玉郡(以下は『かながわの歴史文献55』を参考にした。)

武州文書は、文化七年(一一八〇)の昌平坂学問所地誌調所による『新編武蔵風土記稿』の編集の際の資料として、武蔵国内の鎌倉時代から江戸時代初期にわたる約一四〇〇通の古文書を影写した古文書集である。近世の書写本であるが、文書中の年紀表記に従い関東の中世文書として分析資料に加えた。

参考：相田二郎『古文書と郷土史研究』(相田二郎著作集3、名著出版、一九七八)

柴辻俊六「日本の修史事業と古文書研究」(『日本歴史』三七四、一九七九)

福井保「和学講談所の蔵書と内閣文庫」(『内閣文庫書誌の研究』青裳堂書店、一九八〇)

福井保「武州文書」(『江戸幕府編纂物 解説編』雄松堂出版、一九八三)

『かながわの歴史文献55―神奈川県関係基本史料解説目録―』(神奈川県立図書館、二〇〇八)

『新編埼玉県史資料編5 中世1 古文書1』(埼玉県、一九八二)

5 東京

○高幡不動胎内文書

高幡不動胎内文書は、日野市にある高幡山金剛寺（高幡不動）の不動明王坐像の胎内（首部）に納入されていた六九通七三点におよぶ文書群である。内容は、南北朝初期に常陸の南朝方北畠親房軍を攻撃する北朝方高師冬に従軍した日野市域の武士であった山内経之が、戦地の下総山川陣から故郷の妻子に送った書状が主なものである。本文書群が不動明王坐像の胎内から取り出されたのは大正末・昭和初年であったらしいが、六〇年間ほど紐で束ねられたまま日の目をみることもなかった。その後、昭和六〇年（一九六五）に東京都と日野市教育委員会による合同調査が行われ、『日野金剛寺（高幡不動）文化財調査報告』が刊行されるに至った。

中世の多摩地域の言語を探る上で重要な資料として「高幡不動胎内文書」を扱う。

参考：『日野市史 史料集 高幡不動胎内文書編』（日野市、一九九三）

第二項 中央文書

京都や近畿を中心とした地方の文書を中央文書とする。

京都…東寺百合文書（京都府立京都市・歴史館「東寺百合文書Web」 <http://hyakugo.kyoto.jp>）

九条家文書（天理図書館、宮内庁書陵部）

本研究が扱う中央文書は主に「東寺百合文書」であるが、『鎌倉遺文』に所収の次の文書も分析資料としている。

早稲田大学所蔵尊勝院文書（鎌倉遺文所収のもの）

山城大徳寺文書 (鎌倉遺文所収のもの)

山城神護寺文書 (鎌倉遺文所収のもの)

内閣文庫所蔵大和国古文書 (鎌倉遺文所収のもの)

1 京都

○東寺百合文書

京都の教王護国寺(東寺)に伝わる八世紀から十八世紀までの一千年間にわたる二万五千通という膨大な量の古文書群。「百合文書」という名称は、江戸時代、加賀藩第五代藩主前田綱紀が百個の桐箱を文書の保存容器として寄進したことによるという。被蓋のある箱は一合、二合と数え、それが百合(実際は九三箱)あることから「東寺百合文書」と呼ばれるようになった。一九六七年(昭和四二)に京都府が東寺から購入し、現在は京都府立京都学・歴史館(旧京都府立総合資料館)の所蔵となっている。

○九条家文書

五摂家の一つ九条家に伝来した文書群で、古代・中世の歴史関係に限ればその数は約三〇〇〇点ほどである。他に文学関係の消息類や、近世大名の消息、近世村落文書なども伝存する。

古代・中世文書は大まかに分類すれば、①九条家歴代の讓状・遺誠・置文類、所領目録など家や家領惣体にか

かわる文書、②個別の家領関係文書、③東福寺以下関係寺院文書に大別できる。

参考…『歴史読本特別増刊・事典シリーズ 第14号 日本歴史「古文書」総覧』新人物往来社、一九九二年

第三項 古文書の書き手と所在地

本研究が扱う越後や東北地方の古文書が伝来した一族などは、元々は関東の出身者であることが少なくない。関東の御家人であったこれらの人々は、合戦等の功績の恩賞として越後や奥州の地を与えられその地を本拠地としていくのである。

例えば「中条家文書」や「越後文書宝翰集」の三浦和田氏は、相模国三浦半島を本拠地とする三浦氏の支族で、和田宗実が建久三年（一一九二）の「將軍家政所下文」で越後国奥山荘と相模国南深沢郷の地頭職に補任されている。その後、この奥山荘の地頭職を得たのは宗実の婿養子高井重茂で、彼の戦死後はその妻津村尼が地頭職に補任されている。

この時、津村尼自身は、「本領である相模国南深沢郷の津村（神奈川県鎌倉市）に居住して、奥山荘には、（子である）三郎時茂や四郎茂村および黒河尼等を派遣してこの荘園の現地支配に当たらせていた」（一）（内は筆者による）」というのである。

津村尼文書

嘉禎四年（一二三八）四月四日 平氏尼讓状

嘉禎四年（一二三八）四月四日 津村尼讓状

仁治二年（一二四一）四月十七日 津村尼讓状

仁治二年（一二四一）十一月十四日 津村尼讓状案

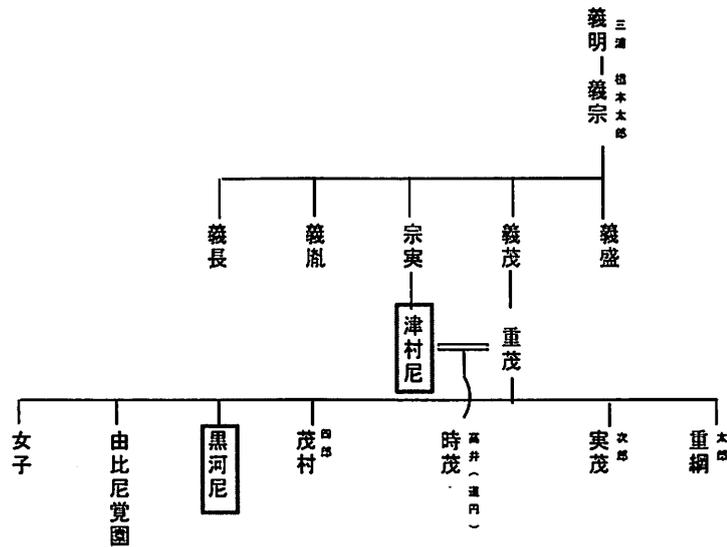
建長二年（一二五〇）十月廿八日 つふらの尼高井讓状

黒河尼文書

正嘉二年（一二五八）七月九日 黒川ノ尼起請文

次に相馬文書の相馬氏の一族を例に見てみる。相馬氏の

三浦和田氏系図

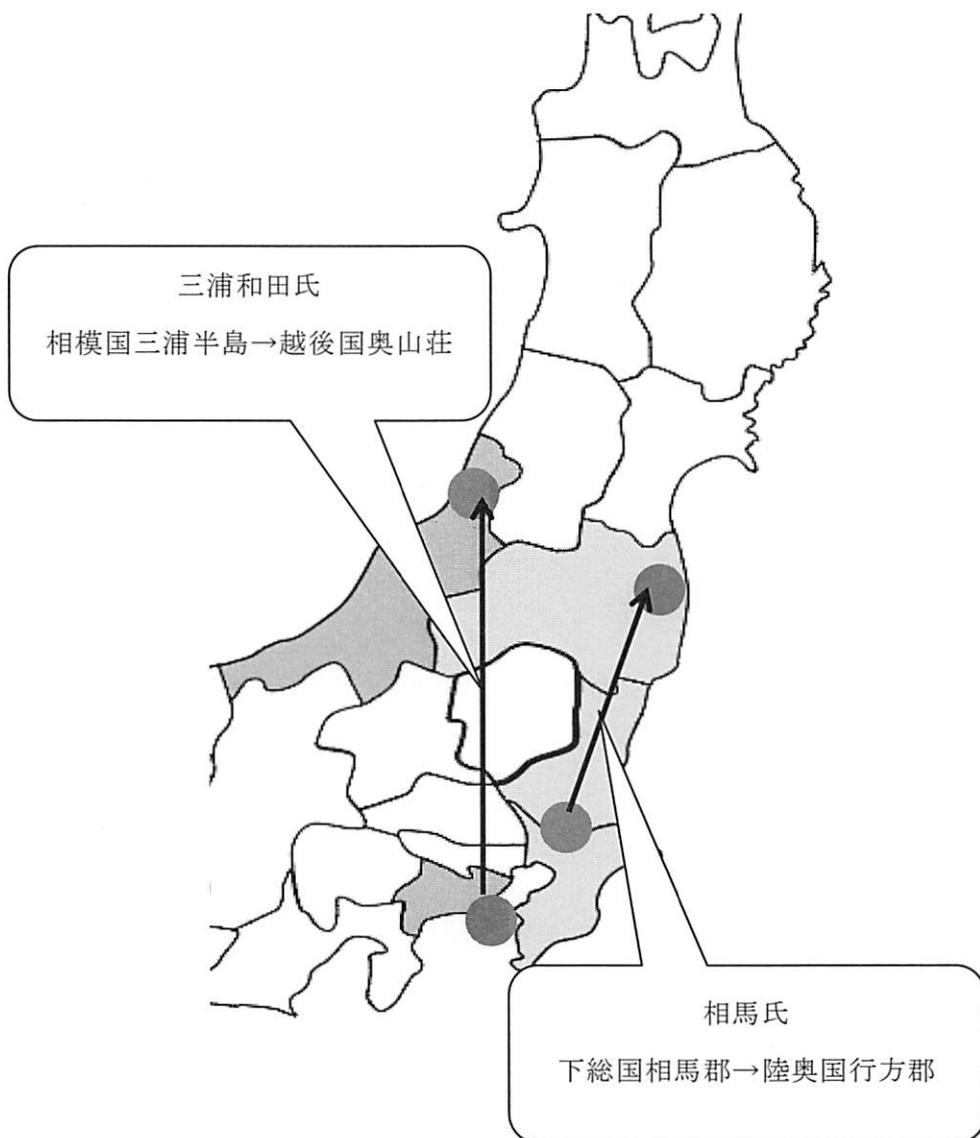


（出典：『中条町史』、『新横須賀市史 資料編古代・中世Ⅱ』、『山形大学附属図書館企画展 中条家文書の世界展 解説』）

先祖である千葉常胤の三人の子息たちはそれぞれ所領を行方郡、亘理郡、好嶋庄預所地頭職と与えられ、相続する。三人は「独立した「鎌倉中」御家人であり、その活動の主な舞台は、本拠地である名字の地や鎌倉であったと考えられる。しかし、彼らの子孫の中には、やがて陸奥国の所領へ拠点を移す者があらわれるようになる¹¹」のである。それが、[図1](#)にも示したような元亨三年（一三二三）の重胤の陸奥国の移住である。

このように御家人たちは、所領を与えられた初期のころは本拠地である関東に拠点を置いていたと考えられ、東北や越後に伝来した文書であっても、初期のものは鎌倉や関東の本拠地に在していたときに書かれたものという可能性があることも考慮に入れなければならない。

図3 三浦和田氏、相馬氏の移動



注

- 1 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』清文堂、二〇〇三年、二三頁
また、その他に以下のものも参考にした。相田二郎『日本の古文書・上』（岩波書店、一九四九年）、佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七一年）、日本歴史学会編『概説古文書 古代・中世編』（吉川弘文館、一九八三年）
- 2 豊田武・田代脩校訂『史料纂集古文書編 第十三回配本 相馬文書』続群書類聚完成会、一九七九年
- 3 元亨元年（一二二一）にはすでに陸奥国へ下向していたとする説もある。（岡田清一『中世相馬氏の基礎的研究』崙書房、一九八二）
- 4 新潟県長岡市の反町十郎氏が蒐集したもので、一九七九年（昭和五十四）に国の重要文化財に指定され、二〇〇五年（平成十七）に新潟県立歴史博物館蔵となった。
- 5 『越後文書宝翰集』『新潟県文化財調査報告書 第二（文書篇）』（新潟県教育委員会、一九五四年）、『新潟県史資料編 4 中世二 文書編Ⅱ』（新潟県、一九八三年）
- 6 『新潟県史 資料編 4 中世二 文書編Ⅱ』（新潟県、一九八三年）
- 7 「中条氏関連史料の所在について」（山形大学小白川図書館HP「中条家文書」
<http://www.lib.yamagata-u.ac.jp/yktop/holding/connection/nakaiyou/>）
- 8 『かながわの歴史文獻 55—神奈川県関係基本史料解説目録—』（神奈川県立図書館、二〇〇八年）
- 9 上島有「東寺文書の伝来と現状について—展示の趣旨とその内容—」（『東寺百合文書国宝指定記念 東寺文書 十万通の世界—時空を超えて—』東寺（教王護国寺）宝物館、一九九七年）
- 10 『中条町史 通史編』中条町、二〇〇四年
- 11 七海雅人「鎌倉御家人の入部と在地住人」（『講座東北の歴史 第一巻 争いと人の移動』清文堂、二〇一二年）

第一部 東国文書の言語

以下では、本研究の東国文書に見られる言語事象について、第一章 音韻、第二章 表記、第三章 語法、第四章 現代方言との比較を見ていく。

第一章 音韻

本章は、東国文書の音韻の表記について、母音や子音の表記、促音の表記、漢字音の表記を扱う。

第一節 国語音について

本節では東国文書の国語音について母音とその表記、子音とその表記、促音の表記、音便等の表記を中心にみていく。以下、本研究では①②のように丸で囲む場合は、はイ段音、エ段音をそれぞれ表すこととする。特に母音単独を表す時は「イ」・「エ」のように示す。

第一項 母音とその表記

1 母音交替表記例

母音交替表記とは、アから才段の母音が標準表記¹とは異なる表記をしている場合、標準表記に対して交替している例として捉えた。また、用例の○は迫野虔徳氏指摘²、川野確認の用例を示す。

1-1 ア段音に関わる交替表記例

ア段音と交替する表記の組み合わせとしては、イ段音から才段音との対応が理論上考えられるが、実際に表記として現れた例は⑦から⑩への交替表記である。

⑦ ↓ ⑩

あはしま (粟島) ↓ あをしま

1 ちこのくにこいつみの庄内あをしま

越後(文永五年(二六八)四月廿八日 色部公長讓状)

「あはしま(粟島)」が「あをしま」と表記されている例である。他の文書に「あはしま」(色部長信讓状)、「あはしま」(色部長綱并状関東安堵裏書)や、漢字表記「粟嶋」(藤原親村等二名連署年貢請取状)とあることから、「あはしま」又は「あはしま」と書くところを「あをしま」と表記されたものと考えられる。

1-2 イ段音に関わる交替表記例

イ段音と交替する表記の組み合わせとしては、ア段音、ウ段音からオ段音との対応が考えられるが、実際に表記として現れた例は㊦から㊧と㊨から㊩への交替表記である。

㊦ ↓ ㊧

2 すまもり公田百しやう六人所當分

南部（建武元年（一三三四）十一月五日 すまもり公田所當進進状）

現代の東北方言などでは、ウ段音の母音が中舌母音の [w] で、イ段の [i] との差が少なく、特にシとス、チとツ、ジズがそれぞれ同一の音韻となっているようである。ここでは東北の古文書に見られるシとスの交替表記の例を掲げる。「しまもり（島守）」の「し」が「す」となって、「すまもり」と表記されている。この用例は南部光徹氏所蔵遠野南部文書のものであるが、本文書は現在の青森県東部から岩手県北部の地域に伝来するものである。このように現代の方言で確認される言語事象が、建武元年の古文書にも見ることができ、次に当該部分の写真を示す。



〔青森県史 資料編中世1南部氏関係資料〕より

① ↓ ②

東北

3 ひしやもんたうのちの事おほむかゑのうち

南部（建武元年（一三三四）カ二月二日 南部師行寄進状）

4 かへ／＼しからすと申少々可令進候

新渡戸（建武元年（一三三四）二月廿六日 沙弥道覚香状）

①から②への交替表記として、東北地方文書では「おほむかゑ」「かへ／＼しからす」が見られる。

1の「むかゑ」については、「むかい」の変化した語か」と辞書に立項されている⁴。このように、越後や東北地方といった東国文書にのみ見られる語ではないものもあるが、今回は①と②の交替表記例とした。

越後

○5 はるかあなたよりさかへハたちて候

越後（正応五年（一二九二）カ七月十八日 和与状勘文）

○6 きやうこうあいたかゑにせせうを申候ハ、

中条（貞和六年（一三五〇）三月十六日 黒川茂実置文案）

○7 一ふくにゑいたへゆうつりわたすなり（漢語）

越後（応永十五年（二四〇八）八月十六日 和田時顕状）

○8 そのきハくへかへして何の子ニも可出候

越後（文明十一年（二四七九）十一月廿四日 黒川氏実置文）

9 赤河の篠口道を道そへニかたりえ浜山ニいたる

中条（年月日不詳 某所領堀勘文）

越後地方文書では、①が②に交替している例として「さかひ↓さかへ」「あいたかひ↓あいたかゑ」「ゑいた

い↓ゑいたへ」「くゐかへして↓くへかへして」「道そひ↓道そへ」が見られる。

1-3 ウ段音に関わる交替表記例

ウ段音と交替する表記の組み合わせとしては、ア段音、イ段音、エ段音、オ段音との対応が考えられるが、実際に表記として現れた例は㊦から㊧の交替表記である。

㊦ ↓ ㊧

10 かさハたのきたかたニしほゑとのゝあととも給候か 高幡（暦応二年（二三三九）カ月日未詳 山内經之番状）

傍線部は『日野市史史料集 高幡不動胎内文書編』⁵に「渋江カ」との注記があり、高麗郡笠幡（埼玉県飯能市）の渋江氏のことを指すのではないかとしている。本研究ではこの説に従い、「しづえ」の㊦が㊧になり、「しほゑ」と表記されたものにとった。

1-4 エ段音に関わる交替表記例

エ段音と交替する表記の組み合わせとしては、ア段音からウ段音、オ段音との対応が考えられるが、実際に表記として現れた例は㊨から㊩の交替表記である。

㊦ ↓ ㊩

東北

11 ねんく十くわんからいとまいの御てらへよせへく候

陸中新渡戸（弘和二年（一三八二）二月廿一日 そへ置文案）

12 みちかのおくの國なミかたのこほりのうち

相馬岡田（明德三年（一三九二）二月十八日 相馬胤重願状）

11は「まへ（前）」が、㊩の音に交替した表記である「まい」となっている。12は「行方（なめかた）」という地名が「なミかた」と㊩に交替している例である。

関東

13 ^{（留守）}るすもいかにたいかたく候らんと心もなく候

高幡（暦応二年（一三三九）カ八月十六日 山内経之書状）

14 ^{（曾後殿カ）}そかとのもはやたち候よし申候又あまりにのりかいの一きたにも候ハてと存候て

高幡（暦応二年（一三三九）カ月日未詳 山内経之書状）

15 御むかひに人をまいらせたく存に御ひまも候ハぬよしうけ給候あひた

高幡（暦応二年（一三三九）カ月日未詳 山内経之書状）

右は東京都日野市にある高幡山金剛寺の不動明王坐像胎内文書の用例である。関東の文書にも㊦から㊩の交

替表記が確認出来た。13は「たえかたく(堪難)」が「たいかたく」と表記されており、14は「のりかえ(乗替)」が「のりかい」と表記された例である。15は、「むかへ(迎)」が「むかひ」と表記されている。

越後

○16 かハをこひてたかののふんの田あるへからす 中条(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円時及譲状)

17 しなんすけんかなニゆつりて候といひとも 古案(嘉祿三年(一二二七)→建長六年(一二五四)カ 色部為長置文写)

18 一せんも二せんもこしらひ候て 中条(文明十二年(二四八〇)カ十一月十二日 中条朝資番状)

19 それかしてまいいてき候ハ、 越後(慶長三年(一五九八)三月十四日 隼人人身質入借米状)

16の建治三年の高井道円の譲状は、同文の案文があり、正文の水損などで判読不明な箇所をその案文で補っている。正文の傍線部「こひて」は、案文でも「こひて」と明確に書かれており、正文の語を忠実に写していることが分かる。

19の「てまい」という語は江戸期の咄本や落語にも見られるようである。

「…吉き弓とかいてござりますにより、吉き弓ならば、手前よかるべし、と判じました」と云。

『鹿の巻筆』第四 貞享三年(一六八六)刊

1—5 才段音に関わる交替表記例

才段音と交替する表記の組み合わせとしては、ア段音からエ段音との対応が考えられるが、実際に表記として

現れた例は㊦から㊧と㊦から㊧の交替表記である。

㊦ ↓ ㊧

東北

20 大わたむとむまくたの(本馬) (菅野)

白河結城 (二一九一康応二年 (二三八九) 六月九日 小峯政常願状)

白河結城家文書は、白河集古苑(福島県)が所蔵する文書である。本来「もとむま(本馬)」となるべきところを「むとむま」と表記されている。現在の福島県方言にもこのように㊦と㊧の音が交替する場所がある。該当部分に傍線を付す。用例の表記は出典に拠った。また青森県でもこのような例は見られるようである。

㊦ ↓ ㊧ ムグス(漏らす) ムグル(潜る) ムグロ(もぐら)

㊧ ↓ ㊦ モコ・モゴ(婿) モコウ(向こう)

関東

21 武州き西こふり八十市祭之(本馬)

武州埼玉(一四四一延文六年(一三六一)九月九日 市場之祭文写)

22 武州き西こふりかゝさねかふ道いちまつり(本馬)

武州埼玉(一四四一延文六年(一三六一)九月九日 市場之祭文写)

武州文書には「こほり(郡)」が「こふり」となっている例が見られた。ここではハ行の㊦から㊧への交替である。現代の埼玉方言において類例は見出せていないが、同じ関東地方の栃木、群馬方言から㊦から㊧、また

は㊦から㊧への交替例が見られた。該当部分に傍線を付す。用例の表記は出典に拠った。

栃木 asui ku (あそい) asui bu (遊あそぶ)

群馬 フルシキ (風呂敷) スル (剃る) ノノ (布) ヨロ (夜)

越後

23 ^(四)せきさハ ^(大)おほつか ^(五)しうつ

(建治三年(一二七七)四月廿八日 高井時茂讓状案。)

24 又小池方知行分之事いづれもかゑされへき由おふせいたされ候何事にて候共

中条 (正長元年(二四二八)三月廿日 千坂信高書状)

23は、現在も新潟県胎内市にある地名「塩津」について「しうつ」と表記された例と思われる。24は、「おほせいだす(仰出)」「の」「ほ」「が」「ふ」と表記されている例と思われる。

㊦ ↓ ㊧

越後

25 又をんしやうの地かな山・とへたのしやう・せな(庄)ミ(田)ほりの

中条 (文和四年(一二三五)八月廿五日 中条茂資讓状)

「とよた（豊田）」が「とへた」と表記されている例である。他の文書で「越後国豊田庄」（足利尊氏安堵状）、
 「越後国とよたの庄」（中条政資譲状）と漢字、仮名の両表記があるので、「とよた」と書くべきところを「と
 た」と表記されたものと見る（ことができる）。

1-6 母音交替表記例に対する音韻論的解釈

1-1から1-5まで以下の組み合わせで交替表記が見られた。表の中で①は（イ）のように示してある。

表1 母音交替の組み合わせ

1-5 オ段音に関わる交替表記例	1-4 エ段音に関わる交替表記例	1-3 ウ段音に関わる交替表記例	1-2 イ段音に関わる交替表記例	1-1 ア段音に関わる交替表記例	
/	/	/	/	/	ア段音
/	(エ) ↓ (イ)	/	/	/	イ段音
(オ) ↓ (ウ)	/	/	(イ) ↓ (ウ)	/	ウ段音
(オ) ↓ (エ)	/	/	(イ) ↓ (エ)	/	エ段音
/	/	(ウ) ↓ (オ)	/	(ア) ↓ (オ)	オ段音

以上の組み合わせのうち、㊦から㊧と㊨から㊩、㊪から㊫と㊬から㊭については相互に交替表記例が見られる。

このうち、㊦と㊧の交替に関わる表記を例に音韻論的解釈を考えてみる。迫野虔徳氏は「越後文書宝翰集」中の㊦と㊧の交替表記について、このような現象について「現代、関東、東北北陸一般に広く見られる中舌音[e]と同じような方言音を反映したものである」として、現代新潟における㊦と㊧の音韻的区別の曖昧さが、中世の新潟でも同様であったとしている¹。そのように中世におけるこの地域で音韻的区別の曖昧な中間的な音が存在していたとすると、表記の上で今回見られたような㊦から

㊧、㊨から㊩といった表記上のゆれとして現れたと解釈できる。このような表記上のゆれである可能性として、以下のような同じ語において㊦と㊧の両方の例が見られたことを示す。

中舌母音の分布

-  中舌母音が目だつ方言
-  中舌母音が目立たない方言
-  中間的方言



地図1 平山輝男『日本の方言』（講談社、1968年）

①と②の両方の表記が見られる例

「相馬岡田文書」には、地名の表記ではあるが、「いいとへ」(忍)「と」「い」とい「と」というイとエの二つの表記例が見られる。これについても現在の東北地方などで見られる①と②についての問題と関わりがあると思われる。次にそれぞれの例を示す。

②になっている例

25 をなしきい^ととへ^へかりくら一所やかわらやまちとうしきの事(中略)のこる^いいつミ・をかた・

い^いとへ^いかりくら・やかわら^い 二郎たねもりにゆつりあたうるところ

相馬岡田 (正和四年(二三二五)八月七日 尼妙悟尼妙悟 後家 隠状)

26 い^いとと^いゑかりくらをなしくちきやうすへし 相馬岡田(元応二年(二三二〇)十二月十五日 尼尊照尼尊照 後家 隠状)

①になっている例

27 なめかたのこをりをかたのむら・やつうさき・ゐ^いと^いのかりくら一所

相馬岡田 (元徳三年(二三三二)九月廿六日 相馬胤康胤康 隠状)

28 いんないの村ゐ^いといかりくら一所たかきの保内波多谷村

相馬岡田（貞治二年（一三六三）八月十八日 相馬胤家讓狀）

27の相馬胤康は三通の讓狀を書いていて、その中の「ゐゝとい」、「ゐゝとへ」表記を見てみると次のようである。

なめかたのこをりをかたのむら・やつうさき・ゐゝといのかりくら一所

相馬岡田（元徳三年（一三三二）九月廿六日 相馬胤康讓狀）

ミつの國おかたのむら・やつうさき・ゐゝといのかりくら一所

相馬岡田（元徳三年（一三三二）九月廿六日 相馬胤康讓狀）

そし（座子）ふんハのそくやつうさき・ゐゝとへやま・たかきのはたや・くろかハのこほりにゐゝたのむら

相馬岡田（建武二年（一三三五）十二月廿日 相馬胤康讓狀）

①表記が二例、②となつてゐる表記が一例見られ、胤康一個人の中でも表記がゆれていることが分かる。「相馬岡田文書」内の他の文書では当該語の漢字表記があり、それぞれ地名と人名で用いられている。

地名

奥州行方郡内岡田村・八菟（マ）村・飯土江（所）・矢河原同國竹城保内波多谷村事

相馬岡田（年未詳 相馬胤家代祐賢申狀案）

人名

相馬五郎胤康去月十六日合戦於片瀬令討死了、若党飯土江彦十郎義泰於同所討死仕了

相馬岡田（建武三年（一三三六）五月三日 左衛門尉為守軍忠状写）

時代を下って、天正十七年（一五八九）と推定される「伊達家文書」の伊達政宗書状にもこの地名が見えるが、そこでの表記は「飯土居」となっている。

伊達家文書

急度馳飛脚候、仍兼々様々之以縫ヲ、相馬飯土居之地今朝懸取、桜田兵衛尉打入、堅固ニ相抱候

（天正十七年（一五八九）五月朔日 伊達政宗書状）

古文書内で確認される「い（ゐ）ゝとい」「またはい（ゐ）ゝとへ」「ゑ」の表記は以上であるが、当地は現在、「福島県相馬郡飯館村飯樋」と呼ばれる地域であると思われる。

このように同一の地を表す仮名表記が古文書内で、㊦と㊧の二種類あることが分かったが、これについても現在の東北地方にも見られる中舌母音[e]が関係しているのではないかと思われる。もともと㊦と㊧の音韻的区別が曖昧であったため、それを仮名で表記しようとする㊦とも㊧とも書き得るのではないだろうか。実際に相馬胤康は㊦と㊧の両表記が見られ、個人の中でもゆれがあったことがうかがえる。

以上のように㊦と㊧の交替表記には中舌母音が関係していて、両者の音韻的区別が曖昧であったために古文書において㊦から㊧と㊧から㊦の相互で交替表記が見られたのではないか。同じく相互で交替表記例が見られた㊨と㊩についても中舌母音が関係すると思われる。また、㊦と㊩については㊦から㊩のみで㊩から

①の交替表記例はないものの、これも中舌母音が関係する交替表記例であると思われる。

以上、①から㊥、㊦から①、㊷から㊸、㊹から㊺と①から㊻の交替表記が見られることの一つの解釈として、これらの文書が伝来した地域に現在見られる中舌母音が関係していると考えた。なお、㊿から㊽、㊾から㊿の交替表記については用例が少数なこともあり、類例の発掘を俟って慎重に解釈を加えていきたい。

2 ウ・オ段拗音の交替表記

本研究の東国文書の中にはオ段拗音がウ段拗音に表記した例、またその逆のウ段拗音がオ段拗音に表記した例が見られる。このような例は中世末から近世初期前後に少なくないようである¹³。吉川泰雄氏、山田忠雄氏、高松政雄氏、迫野虔徳氏などが室町時代から江戸時代にわたる諸文献からオ段拗音、ウ段拗音の標準表記に対する交替表記例を指摘している¹⁴。

迫野氏は本研究で扱う「越後文書宝翰集」にウ段・オ段拗音の交替表記が以下のように見られることを指摘しており、それらの表記と現代の新潟方言に見られる *kiōri* (きゅうり)、*sjozin* (主人) などの音韻的事象との関係について述べている¹⁵。

りうし上段 (天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状) 御けうめひ上段 (天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

一しゆ上段 中条 (天正二年(一五七四)八月七日 上杉謙信上段書状)

本項目では、迫野氏指摘の「宝翰集」の例に加えて他の東国文書内に見られる標準表記に対する交替表記の例

を示していく。○は迫野氏指摘、川野確認の用例。

東北 ①ヤウ↓①ウ

1 これもていちゑんにちきやうすへした、し女子等ありといへともさい所(在)ふちうなり(不定)

大悲山 (建武四年(一三三七)十一月廿一日 相馬行胤讃状)

「ふちやう(不定)」が「ふちう」と表記され、①ヤウが①ウとなっている。大悲山文書は奥州相馬氏の庶子家である大悲山氏に関する文書。大悲山氏は、陸奥国行方郡大悲山村(福島県南相馬市)を領した。現代の福島方言では才段拗音がウ段拗音に転じる例の報告は見られないが、才段音がウ段音に交替している例は見られるようである¹⁶。

関東・越後 ①ヨウ↓①ウ

2 心もとな□存候そしう候しさい(在家)けまいらせへく候

高幡(暦応二年(一三三九)カ八月十六日 山内経之番状)

3 彼方そしうしなの殿御内之者とかふして

中条(正長元年(一四二八)三月廿日 千坂借高番状)

「そしう(訴訟)」が「そしう」となり、①ヨウから①ウへの交替表記である。同じ語の交替表記例が、関

東と越後という異なる地域の古文書に見られている。

越後 ㊦ ヨ ↓ ㊦ ユウ

○ 4 ゆつりわたすしゆうりやう(所領)の事

越後(応永十五年(二四〇八)八月十六日 和田時明讓状)

○ 5 くる川のそうもんしゆう(庄)とも(文)に(申)

越後(応永十五年(二四〇八)八月十六日 和田時明讓状)

㊦ ヨ ↓ ㊦ ユ

○ 6 ふうふかたへーしゆ(庄)ニ申候

中条(天正二年(二五七四)八月七日 上杉謙信(虎)書状)

㊦ ウ ↓ ㊦ ウ

7 去八日に御りう(人)にんさま伊達へ御くたりの御や(庄)と雑事のこと申下候

中条(文明十二年(二四八〇)カ十一月十二日 中条朝資書状)

○ 8 身か申候とてりう(庄)しに仰られへき事ハあるへからず候

越後(天文四年(二五三五)四月二日 本庄房長書状)

○ 9 女事ハしん(申)ひう(申)ニほう(申)こういたさせ可申候

越後(慶長三年(二五九八)三月十四日 隼人身質入借米状)

長音化

右に挙げた中で4と5は㊦ ヨが㊦ ユウに交替し、さらに長音化している例である。

○4 ゆつりわたすしゆうりやう(所領)の事

越後(応永十五年(一四〇八)八月十六日 和田時明願状)

○5 くる川のそ(証文)もんしゆう(印)とも(一)に

越後(応永十五年(一四〇八)八月十六日 和田時明願状)

東北 ①ユウ↓⑤ウ

10 申て給(不忠)へるへし又いや二郎もとよりふてう(不忠)のものたるう多

南部(嘉元二年(一一三〇四)五月廿四日 曾我泰光願状)

11 又いや二郎もとよりふてう(不忠)のものたるう多

南部(嘉元二年(一一三〇四)五月廿四日 曾我泰光願状)

12 ふてうをけんする(不忠)に(不忠)よてなかくきせつし畢

大悲山(正和二年(一一三三三)十一月廿三日 相馬胤繁願状)

13 それもともたねかめいをそむきふてう(不忠)ならハ

大悲山(建武四年(一一三三七)十一月廿一日 相馬行胤願状)

14 この中一人もふてう(不忠)なるふるま(不忠)にて

相馬岡田(康暦(一一三八二)五月廿四日 相馬胤繁願状)

「ふちゆう(不忠)」が「ふてう」となり、①ユウから⑤ウへの交替表記である。この「ふてう」表記は、本研究の調査においては東北の文書に見られるようである。

越後 ①ウ↓⑤ウ

○15 御けうめ(紅印)ひも候へく候や(漢語)

越後(天文四年(一一五三五)四月二日 本庄房長番状)

「きうめい（糺明）」がこの箇所では「けうめひ」となり、①ウから②ウへの交替表記である。

先述のように才段拗音をウ段拗音に表記したものの、またその逆のウ段拗音を才段拗音に表記した例は中世末から近世初期前後に少なくなく、先行研究でも諸文献に見られることが分かっている¹⁷。

また、小林芳規氏は、近世の角筆文献において才段拗音がウ段拗音で表される例について全国的な規模で調査を行い、分布を示している¹⁸。毛筆文献中の才段拗音がウ段拗音で表記される例として最も古いのは、院政・鎌倉時代のものであり¹⁹、他の先行研究と合わせると、院政・鎌倉時代、室町時代、江戸時代の諸文献での例が挙げられていることになる。本研究での「大悲山文書」や「相馬岡田文書」、「高幡不動胎内文書」等の古文書の例は、院政・鎌倉時代と室町時代の間当たる南北朝時代の用例としてそこに加えることができると思われる。

3 イとユの交替表記

次はイの音がユと表記された「大悲山文書」と「武州文書（埼玉）」の例である。

とうこくたかき□ほうなかなたのむらのうちゆハミのはさま□のやしき

大悲山（建武四年（一三三七）十一月廿一日 相馬行胤願状）

武州大田庄たかゆわいちまつり是なす

武州埼玉（延文六年（一三六一）九月九日 市場之祭文写）

ここでは「岩」が「ゆわ」と表記されている。このような母音のイが語頭で「岩」「鯛」のようにフ行音に続く

とき、ユの音に変化するの²⁰は現代の埼玉方言でも次のように見られる²¹。該当部分に傍線を付す。用例の表記は出典に拠った。

/ju'wa'ɸ/ (岩) /ju'wai'ɸ/ (祝²²) /ju'wasi/ (鯛) /ju'ware/ (謂²³れ)

またこのようなイからユへの変化は金田一春彦氏によれば「関東・奥羽はじめ東日本にかなり多い²⁴」ようである。岩手県でも「鯛」や「岩」が [ju'wasi] [ju'wa] のように発音され²⁵、福島県でも同様の例が見られる²⁶。

以上のように現代の埼玉県や岩手・福島県などで見られる言語事象が、古文書の中にも音韻交替の表記として現れているのである。

いふ(言) ↓ ゆう

イがユになる例として他にも「いふ(言) ↓ ゆう」がある。東国文書としては青森・岩手の「南部家文書」、福島の「相馬岡田文書」、越後の「越後文書宝翰集」、中条家文書」に見られた。

さためてふるほく(旨味)のなかニいつころゑつをつくとゆう事候哉

越後(正応五年(一二九二)カ七月十八日 和与状勘文)

よのゆつりありとゆふとももちいへからす

南部(興國四年(一三四三)六月廿日 尼しれん贖状)

又このしやうよりほかゆつりしやうとゆうとももちいへからす

越後 (延文四年(一二五九)六月十三日 和田忠寸^茂願狀)

相馬岡田 (応永九年(一四〇二)五月十四日 相馬胤久願狀)

たとい子あまたありとゆうとも

此内たつのおと、ゆふ田あり

中条 (年月日不詳 某所領堀勘文)

五島和代氏は、鎌倉時代の仮名文書や、古典の転写本に「いふ(言)」を「ゆふ(う)」と表記した例が多く見られることを指摘しており、両者とも鎌倉中期以後にある程度まとまった例が見られると述べている²⁴。今回の東国文書の例は、鎌倉後期や南北朝時代の「ゆふ」、「ゆう」の例であり、「ゆう事」や「ゆふとも」のように連体形、終止形での出現であった。五代氏の調査では、「いふ」を「ゆふ(う)」とした例は、鎌倉中期以後のものに多く、終止形「ゆふとも」の他、「ゆへども」のような已然形に用例が集中するようである²⁵。

小林芳規氏は片仮名文において同様に「ユウ」と表記された例について次のものを指摘しており、このことから少なくとも南北朝期には「いふ(言)」のイをユとする発音の存在が知られるとしている²⁶。

法言トユフは謂ニ礼法之言トライフ

(承久三年(一二二二) 京都大学附属図書館蔵御注孝経)

コレヲ本ケントモチイラルヘク候、ナムトキタリトユウトモ、モトメタシ候ワンヲチャウニマイラセ候ヘク候

(観応元年(一二五〇) 高野山文書之三、誦宝簡集六十六、中村シムキヤウ紛失状)

聚テニ其の要言を以て為スニ近キ一誠メと云こと爾

(応安元年(一三六八) 斯道文庫蔵帝範)

一方、五島氏は、鎌倉時代に表記として「ゆふ」、「ゆう」が見られることから「鎌倉期にはイウをユウに発音することは一部とはいえ存在していたと考える」としている。

また、室町時代の能楽者世阿弥の自筆能本²⁷にも「いふ(言)」「を」「いう」「ゆう」と表記する例が見られる。

ムカシノアリサマ ミエ申サント ○ ユウカトミレハ

(応永三十四年(一四二七)『松浦之能』)

アラフシキヤコ二郎トユウワ トノハシ御クタリアルカ

(応永末年頃筆か『柏崎』)

4 連母音の長音化

連母音の長音化の例としては、次のようなものが見られた。

いもふと(妹) ↓いもをと

心さしあるに^レよていもをとふくしゆこせんにゆつるなり

南部(興國四年(一三四三)六月廿日 尼しれん讓狀)

いづれのいもをとこせんを^レもはからいとして

南部(興國四年(一三四三)六月廿日 尼しれん讓狀)

しもふさ(しもうさ) ↓しもおさ

ちうしん下おさの国ミなミさうまのむら

相馬(応永二年(一三九五) 下総国南相馬郡等田数注進状案)

次の例は、本来「かつは」「ゆつり」となるべきところに「う」が介入している。

これを申たんしてちきやうすへしかつう^(別紙)はく^(別紙)はうの御りやうたるあひたへつしにゆつるところなり

南部(嘉元二年(一三〇四)五月廿四日 曾我泰光讓狀)

くろ川のそうもんしゆうともに一ふくにゑいたへゆうつりわたすなりよて状かくのことし

越後 (応永十五年(一四〇八)八月十六日 黒川時明讓状)

このような例について小林芳規氏は字音語にも見られ、「ヨウトウ(用途)」などは、古文書の常用語として広く用いられていたのではないかとしている。しかし『前田本色葉字類抄』には「ヨウド」とあることから、このような形は口頭語として用いられていたとする²⁰。同類の語に以下のようなものを挙げてある。

賢慮 ケンリョウ 遇慮 クウリョ 芙蓉 フウコウ

(和泉往来)

くうし(公事)

(相良文書一 建武五年七月六日 相良蓮道讓状)

せうとく(所得)

(古本説話集)

このうち「くうし(公事)」は、本研究で資料とする古文書中にも用例が見られる。

第二項 子音とその表記

1 子音の交替表記

1-1 マ行音とバ行音の交替表記

「ケムリ(煙)」が「ケブ」や「ケンブ」「ケブリ」²¹となったり、「さむい(寒)」が「サブカッタガ ノー」³⁰のようなマ行音がバ行音に交替する現象が現代の東北地方や新潟県で見られる。本研究の東国文書では次のよ

うな例が見られた。

つむら(津村) ↓ つぶら

つぶら(津村)のあま(田)

つぶら田

つぶら(津村)やしき

越後(建長二年(一二五〇)十月廿八日 つぶらの尼高井願状)

(永仁四年(一二九六)四月廿日 小泉庄加納方下地中分状案31)

中条(延文元年(一二五六)八月廿五日 中条茂資願状)

「つぶら」の例は「越後文書宝翰集」や「中条家文書」を通して三例見られることから誤表記ではないと考えられる。地図2(資料編二八七頁参照)の「265けむり(煙)」の言語地図を見ると、彼らが越後に移住前に在っていた三浦半島やその周辺は「KEBU」とバ行音に発音する地域だと分かる。このことから「つむら」が「つぶら」と表記された可能性が考えられる。他には以下のような例もマ行からバ行音に表記されている例である。

かうむる(被) ↓ かうぶる

弥彦大明神の御罰をかうぶりるへく候

越後(明応三年(二四九四)九月廿六日 原宗安・同能秀連署願状)

まもる(守) ↓ まぼる

右このむねおまぼるへし

越後(延元二年(二三三七)十一月一日 時長年頁配分状)

「まもる ↓ まぼる」のように語によっては全国的に見える語もあり、マ行音がバ行音になるのは口頭語での発音かとの指摘もある³²。他に古文書でどのような語が見えるのかも含め、現代方言との関わりを考えながら類例の調査をしていきたい。

2 四つ仮名

し↓ち

いつころかやうの人はあらかハニ候て代官^(代官)し候ける哉そのふん委うけ給へく候おやまのたいくわんもたれにて候ける哉^(時代)ちたいほとまへ事にて候哉又このほどの事にて候哉此なりのをもつてくハしくたつね候て

越後（正応五年（一二九二）カ七月十八日 和与状勘文）

右の「ちたい」について『新潟県史』では「時代」と宛漢字がしてあるが、『奥山庄史料集』ではこの箇所を「なたい」と翻字している。原本での確認を行った結果、「ちたい」として四つ仮名の問題としてここに示す。

次の例は「ゆつりしやう（護状）」の「し」が「ち」となっている。

のちのためにゆつりちやうくたんのことし

越後（永和二年（一三七六）二月十日 和田時実護状案）

3 濁音

彼米一ちばいにて六石相済可申候

越後（慶長三年（一五九八）三月十四日 隼人身賃入借米状）

すいばらの名代つき候とて越後へうちこし候由呼候

越後（年月日不詳 某番状）

きやうこうハおりへそば(一四四)ニおくよりほかハあるましく候

中条（天正二年（一五七四）八月七日 上杉謙信番状）

これらは、年代が確定しているものはいずれも一五〇〇年代後半のものであり、中世後期になると濁音符号の

使用も見られるようになることが分かる。「一ちばい」の例は、仮に濁音がない場合、「一杯」ととられる可能性もあり、「一倍」と「一杯」では意味が大幅に異なる。そのような混乱を避けるために濁点を付したものであろうか。

第三項 促音の表記

1 先行研究

促音の表記に関する従来の研究は、管見の限り、鎌倉時代と室町時代以降を中心とした研究が主である。以下、丸で囲んだ数字は本項目の最後に付した一覧の番号である。

鎌倉時代については、③小林芳規氏によって鎌倉時代の片仮名文献から、無表記に交じって「ツ」表記が現れ始め、鎌倉初期の「草案集」（建保四年写本）などの「サツシホトニ（サリシ程ニ）」などが見られることを指摘している。⑰堀川宗一郎氏は、鎌倉遺文における促音「つ」表記への疑問を述べ、連綿の視点から鎌倉遺文において「つ」と翻字してあるものは「ん」と表記すべきではないかとしている。

室町時代以降では②土井忠生氏、⑤⑧⑫普原範夫氏、⑨⑪⑭迫野虔徳氏らによって、『貴理師端往来』、謡曲関係資料、物語類、辞書類、そして『毛利家文書』のような古文書に至るまで、促音・入声音表記と開音節の「つ」表記に区別があることが指摘されている。また、⑯岡田蕪氏は、室町後期以降の天正、文禄、慶長の年代に限定

して促音、t入声をふくむ(つ)表記の検討を行っている。

④⑩蔵野嗣久氏は、『天正狂言本』や、『北野社家目代日記³³』の目代「盛増」の署名を持つ日記を中心に促音と撥音の間で表記の動揺が見られることを指摘しており、これを承けて⑨⑪⑭迫野虔徳氏はこれらの文献の記録者には促音と撥音などの特殊音の把握に安定を欠くものがあつたと見ざるを得ないとしている。これらの記録者は、開音節の「つ」と区別するためにつまる音を「ツ」で表記するという高度な表記法を借用してみたが、自身の方言の音韻的な不分明さゆえに、かえってこのような表記の混乱を招いたのではないかとしている。そしてこれらの記録者の言語が現在の東北地方の方言をベースにしているのではないかとしている³⁴。

⑥遠藤邦基氏は、促音表記が「つ」へと固定化していく過程について述べる中で、「ん」表記という「つ」表記以外の表記が古文書などに中世末期まで長きに亘って見られることを「晴」と「夔」という二つの世界の違いによるものとする。促音の発生から数百年の間はゼロ表記(本研究では無表記としている)されてきたものが、「つ」表記へと固定化していくのは中央の「晴」の表記体系をもった世界でのことであり、「ある意味で表記法に対して無関心な階層」による「夔」の世界では、「ん」表記に代表されるような異表記が中世末期にも多く用いられるのだとしている。

⑥遠藤氏を承けて⑦猿田知之氏は、中世文書の中に無表記と、「ん」表記と、「つ」表記が見られるのは、促音の三方式の表記の共存と捉え、「三方式を是認する、そのような表記意識」があつたのではないかとしている。猿田氏の調査は、平安時代中期から室町時代末期までの古文書を対象としており、中世全体を通じて古文書の「ん」

表記について論じたものである。しかし、「つ」表記についての調査はされておらず、本研究ではこの「ん」と「つ」表記が東国文書と中央文書で、どのように変遷していくかについて論じるものである。

【先行研究一覽】

- ① 浜田敦 「濁音・撥音・促音表記の沿革」(『続日本文法講座2表記編』明治書院、一九五八年六月)
- ② 土井忠生 『吉利支丹文献考』三省堂、一九六三年
- ③ 小林芳規 「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)
- ④ 蔵野嗣久 「天正狂言本の「つ」の仮名について」(『安田女子大学紀要』三、一九七三年十月)
- ⑤ 菅原範夫 「室町時代の平仮名資料に見られる一表記法―入声音・促音表記を中心として―」(『国文学攷』第六五号、一九七四年十一月)
- ⑥ 遠藤邦基 「促音表記固定の背景―なぜ「ッ」が用いられるようになったか―」(『岐阜大学国語国文学』第十一号一九七五年二月)
- ⑦ 猿田知之 「促音表記「ん」について―中世文書を中心として―」(『茨城キリスト教短期大学研究紀要』十六号、一九七六年十二月)
- ⑧ 菅原範夫 「大蔵流狂言資料に見られる平仮名用字法」(『高知大学学術研究報告』二八巻、一九八〇年)
- ⑨ 迫野虔徳 「促音・撥音の表記の動揺―『天正狂言本』の場合―」(『文学研究』八四、一九八七年二月) ↓ 『文

献方言史研究』(清文堂一九九八)に再録。

⑩ 蔵野嗣久「室町時代語資料『北野目代日記・記録』の音韻表記―仮名「つ」「ッ」「ん」「ン」の混用について―」(『国語国文論集』十六、一九八七年六月)

⑪ 迫野虔徳「北野目代日記の『ん』『ッ』の仮名」(『国語国文学研究』第三三 荒木尚教授退官記念特輯号、一九九七年二月) ↓ 『文献方言史研究』(清文堂、一九九八年)に再録。

⑫ 菅原範夫「中世文書に見る地域言語―『毛利家文書』元就・隆元・輝元文書を中心にして―」(『国語国文』六八巻五号、一九九九年五月)

⑬ 浅田健太郎「声明資料における入声音」(『国語学』第五一巻三号、二〇〇〇年十二月)

⑭ 迫野虔徳「古文書・古記録の促音表記」(奥村三雄博士追悼記念論文集『筑紫語学論叢』風間書房、二〇〇一年) ↓ 『方言史と日本語史』(清文堂、二〇一二年)に再録。

⑮ 遠藤邦基『読み癖注記の国語史研究』清文堂、二〇〇二年

⑯ 岡田薫『室町時代末期の音韻と表記』おうふう、二〇一二年

⑰ 堀川宗一郎「竹内理三編『鎌倉遺文』の促音表記の「っ」「へ」の疑問」(『日本語の研究』十三巻一号、二〇一七年十一月)

2 促音表記の平仮名字体の認定について

中世の促音表記は、③小林芳規氏により、次の1〜3の三種類あったとされている。

- 1 無表記（よて）
- 2 「ん」表記（よんて）
- 3 「つ」表記（よつて）

この三つは無表記や「ん」表記の方が古く、「つ」表記が一番新しいとされ、本研究においてもこの三種類が見られた。

特に「ん」表記と「つ」表記は字体の認定について意見が分かれるところである。岡田氏は、「ツ」と「ん」が混用された理由として永祿四年の『仮名字遣』の例をあげて、「最後のはねの部分が上に上がるか（「ん」となる）、下に下がるか（「ツ」となる）」ということが不明瞭な例があったためとしている³⁵。古文書においても同様で、判断のつきにくいものは個別の文書内での促音以外の「ん」や「つ」表記と照らし合わせることが必要である。本研究では以下のように厳密に判断できるものを「つ」表記とした。

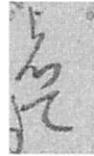
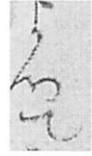
「つ」表記としたもの

- 一、字母「川」を崩した形で「ん」に似ているが、最終画が次の字と続いていて下へ下がっているもの。



- 二、字母「川」を崩したもの。

三、現在の「つ」に近いもの



3 無表記

本研究の東国文書（一二三八―一五七四年）に見られる促音の無表記の例を年代順に配列した。最も古い一二三八年の「平氏尼（津村尼）譲状」では「よつて」を「仍」と漢字表記してあるため促音の無表記か否かを判断できない。よつて、左の一二五八年の「黒川尼起請文」が最も古い無表記の例である。

よて^{（他）}きしやうくわんく^{（マ）}んたの^{（カ）}ことし

越後（正嘉二年（一二五八）七月九日 黒川ノ尼起請文）

たの^{（他）}さま^{（カ）}た^{（後）}けあるへ^{（カ）}から^{（性）}すよての^{（カ）}ち^{（性）}のため^{（性）}にしやうく^{（性）}た^{（性）}んの^{（性）}ことし

越後（弘安八年（一二八五）二月十三日 色部長信譲状）

たねあきか所領をハはいふんして給へく候よてのちのためにしやう如件

相馬岡田（弘安八年（一二八五）正月四日 相馬胤顕置文）

若しせんに不得心のともからあて^下

よての^口ために状如件

よてのちのためにゆつり状如件

よてのちのためにゆつり状如件

よてしそく太郎光頼にゆつりあたうるところなり

あうりやうせらるゝあひた^下たうし^下うたへ申ところなり

よてゆつり状くたんのことし

心さしあさからさるによてほんゆつりをあいそへて

のり^下うちかちきやうのふん^下したいをもてたか^下はま^下ふくろの四日いち

中条 (嘉元四年(一三〇六)十月二日 佐々木加地章氏譲状案)

たかはまのあかぬまのつほつけをもてとくわう・いまわか^下にたひ候へく候

中条 (嘉元四年(一三〇六)十月二日 佐々木加地章氏譲状案)

ちきやうせしむるところ也よてむすめありわう女に

南部 (延慶二年(一三〇九)九月廿七日 尼たうしやう譲状)

あふりやうのあいたうたへ申さんと^下するところ

南部 (延慶二年(一三〇九)九月廿七日 尼たうしやう譲状)

よてこ日のためにしひちをもてゆつりわたすしやうくたんのことし

南部 (延慶二年(一三〇九)九月廿七日 尼たうしやう譲状)

中条 (永仁二年(一二九四)六月十二日 和田茂連譲状案)

相馬 (永仁四年(一二九六)八月廿四日 相馬胤門譲状)

南部 (嘉元二年(一三〇四)五月廿四日 曾我泰光譲状)

南部 (嘉元三年(一三〇五)八月二日 尼たうしやう譲状)

ふてうをけんするによてなかくきせつし畢

大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤贖状)

又りやうけ御ねんくのあハひハなかとものかたへ御さたあるへく候よてゆつりしやうくたんのことし

越後(正和四年(一三三五)八月十三日 色部長綱贖并状関東安堵裏書)

母のはからひとしておんひんの子にたふへきなりよて為後日□□^{おき}ふミの状如件

こゝ

越後(文保二年(一三一八)三月廿□^七 和田茂実贖取状)

いまたこゝろゆかす□^よてこのさたをハ

中条(元応二年(一三二〇)十月九日 尼しゑん贖状)

よてこにちのためにゆつりしやうくたんのことし

越後(元亨三年(一三三三)八月七日 河村秀久贖状案)

一筆同日の状おもてかきあたるうゑハ

中条(建武四年(一三三七)六月十日 中条道秀^茂贖状)

しかるを男子一人もゝたさるによて

中条(建武四年(一三三七)六月十日 中条道秀^茂贖状)

これもて一ゑんにちきやうすへし

大悲山(建武四年(一三三七)十一月廿一日 相馬行胤贖状)

こゝに又四郎のりつら^(一 摩 速)い^(二 加 伊 寿 御 隠)ちかきよねん七月四日た^(三 能 界)か^(四 密)いおはりぬ、よて又四郎かたいする所のゆつり状

越後(曆応三年(一三四〇)八月九日 尼妙智贖状)

心さしあるによてちやく女なんふとのゝねうかうかいすこせんに南部(興国四年(一三四三)六月廿日 尼しれん贖状)

心さしあるによていもをとふくしゆこせんにゆつるなり 南部(興国四年(一三四三)六月廿日 尼しれん贖状)

よてゆつりしやうくたんのことし 南部(興国四年(一三四三)六月廿日 尼しれん贖状)

しやうのしひちをもて

中条(康永三年(一三四四)五月十四日 沙弥某等二名連署状)

よてのちのた 如件

中条(康永三年(一三四四)五月十四日 沙弥某等二名連署状)

よてゆつりしやうくたんのことし

南部(興國五年(一三四四)二月十三日 尼しれん願状)

おいなるによて

相馬岡田(貞和四年(一三四八)十月八日 れうせう願状)

をいにてをハしますによて

相馬岡田(貞和四年(一三四八)十月八日 れうせう願状)

清時かさふてんのそりやうたるによて

中条(貞和六年(一三五〇)卯月三日 藤原清時・同長時連署願状)

不忠の事ともあるによてなかくふけう仕

中条(延文元年(一三五六)八月廿五日 中条茂資願状)

羽黒殿之子息三郎ハゑほうし子たるによて 職のことくにけいやくせしむる いへとも

中条(延文元年(一三五六)八月廿五日 中条茂資願状)

中条(延文元年(一三五六)八月廿五日 中条茂資願状)

永代をかきてちやく子王一丸にゆつりわたす処也

中条(永和元年(一三七五)十月三日 中条政資願状)

ほうをふあん^ハに心さしあるによてのこさすきしん申候

中条(至徳元年(一三八四)二月十五日 聖英寄進状)

よてのちのためいきしんしやうくたんのことし

中条(至徳元年(一三八四)二月十五日 聖英寄進状)

よて後日 めにゆつり状如件

相馬岡田(応永九年(一四〇二)五月十四日 相馬胤久願状)

よて状かくのことし

越後(応永十五年(一四〇八)八月十六日 和田時明願状)

愚僧自筆かないかたきによて他筆かる

越後(永享八年(一四三六)八月十九日 大輪寺契端寄進状)

これかれあまたさふらひて、御一座くれかか程、小御所乃ひんかしをもて、宮つきにたれる山々のけしき

御まへの庭乃木すゑもひとつに見わたされ

南部（永正七年（一五二〇）カ庚午季秋 前槐門雪叟詞文）

いつれも峯をかきてしやは^{（姓）}みのミネをくたりに

中条（年月日不詳 其所領塚勘文）

さる田谷地と新保屋敷の北のほりをかきて

中条（年月日不詳 其所領塚勘文）

本研究の東国文書（一二三八〜一五七四年）における促音無表記は、表2に示したように最も多いのは「よて（仍）」である。「よて」のちのためゆつり状如件（曾我泰光讓状）のように讓状等の最後の部分で書止の定型句的に用いられている場合が多くを占める。また、表3に見るように無表記は、一二〇〇年代後半から一四〇〇年代まで連続的に用いられている。

表 2

東国文書 促音無表記
（語ごと）

無表記	用例数
あて(有)	1
うたへ(訴)	2
かきて(限)	3
もて(以)	6
よて(仍)	33

表 3

東国文書 無表記

年	無表記	文書名
1258	よて(仍)	越後
1285	よて(2)	越後 相馬岡田
1294	あて(有)	中条
1296	よて	相馬
1304	よて(4) うたへ(訴)	南部
1305	よて	南部
1306	もて(2)	中条
1309	よて(2) うたへ もて(以)	南部
1313	よて	大慈山
1315	よて	越後
1318	よて	越後
1320	よて	中条
1323	よて	越後
1337	もて(2) よて	中条 大慈山
1340	よて	越後
1343	よて(3)	南部
1344	もて よて(2)	中条 南部
1348	よて(2)	相馬岡田
1350	よて	中条
1356	よて(2)	中条
1375	かきて(限)	中条
1384	よて(2)	中条
1402	よて	相馬岡田
1408	よて	越後
1436	よて	越後
1510カ	もて	南部

4 「ん」表記

本研究の東国文書（一二三八〜一五七四年）に見られた促音「ん」表記を年代順に配列した。

むらまつのミヤのミなミの高松をかきるへし
（よんで） ゆつるところしちなり

〔『県史』・『横須賀市史』は「よつて」と翻字〕³⁶ 中条（弘長四年（一二六四）三月十一日 高井道円時茂讓狀）

なかハしのさう入道を
（もんで） 中条（建治三年（一二七七）十一月五日 高井道円時茂讓狀）

 （よんで） ゆつりしやうくたんのことし
 中条（建治三年（一二七七）十一月五日 高井道円時茂讓狀）

泰光しひつにてかくところのゆつり状よりほかにハまん（よ）たくあるましきものなり

南部（嘉元二年（一二三〇四）五月廿四日 曾我泰光置文）

たのさまたけあるへからすよ（よ）んでゆつりしやうくたんのことし

南部（嘉元三年（一二三〇五）八月二日 尼たうしやう讓狀）

たのさまたけなくちきやうすへしよ（よ）んでゆつりしやうくたんの事し

南部（正和二年（一二三一二）九月十二日 藤原氏某讓狀）

しかるを一子たるによ（よ）んでをとほう丸にてつき證文たいの御下文をあいそへて

南部（嘉暦二年（一二三二七）九月三日 沙弥光弥曾我光頼讓狀）

自筆を（よ）もんでかきあたへしうへハ
 南部（嘉暦二年（一二三二七）九月三日 沙弥光弥曾我光頼讓狀）

らんそ (よんで) こにちのためにゆつりしやうくたんのことし

越後(正慶元年(一三三二)八月十五日 河村政秀讓状案)

男女子したいを **おんて** (おんて) わけちきやうすへし

相馬(建武二年(一三三五)十一月廿日 相馬重胤讓状)

よしかの見ふんのよし **おんたあ** (うんたあ) 申ておかれて

越後(貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)

うんたあ (うんたあ) へきよしうけ給候あいた

越後(貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)

わよのきを **もんて** (もんて) たを千二百かり十郎むねよしさり申てわよせられ候うへハ

越後(貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)

よんで (よんで) しやうくたんのことし

越後(貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)

(親父) しんふよしかの **うんたあ** (うんたあ) 申てしきよ了

中条(貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

くさ水の十郎にたいして **うんたあ** (うんたあ) 申さんとする処に

中条(貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

わよのきをもんて (もんて)

中条(貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

 (よんで) 状くたんのことし

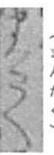
中条(貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

又時さねかははに  (よんで) しおたにこれも一こののちハ時さねちきやうすへし

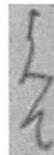
越後(延文四年(一三五九)六月十三日 和田応寸茂実讀状)

 (よんで) ゆつりしやうくたんのことし

越後(延文四年(一三五九)六月十三日 和田応寸茂実讀状)

聖ゑきかあとにけまう  (よんで) あるましく候

中条(応安五年(一三七二)六月三日 尼聖ゑき讀状)

のころところなくゑいたいにゆつりあるに  (よんで)

中条(応安五年(一三七二)六月三日 尼聖ゑき讀状)

このむねを  (よんで) 御心あるへく候(翻字では「つ」) 越後(永和(一三七五)一三七九)五月十日 石川道景寄進状)

愛子ニ  (よんで) の儀にハなく候

『新潟県史』では「よつて」と翻字) 越後(応永十四年(一四〇七)十二月廿六日 安田常全憲朝置文)

善悪の御返事候ワてハと申て候に  (よんで) とゝめ申され候 越後(宝徳三年(一四五二)八月十日 発智景義書状)

われくも  (よんで) このすへ人なに事申候とも

越後(文明十二年(一四八〇)(十月)十八日 黒川宮福丸母起請文)

代物なりとも金なりともものそみに  (よんで) いたすへく候 越後(天文三年(一五三四)カ三月十日 長尾為景書状)

かい分けけん申候て

落着させ申候へく候

越後(天文四年(一五三五)三月廿三日 本庄房長書状)



これに

(よんで)



大郎さへもん・小三郎・せいさへもんまへの事

越後(天文四年(一五三五)三月廿八日 本庄房長書状)

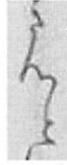
(もんと)



御れいをもちまたふさた申候間

越後(天文四年(一五三五)三月廿八日 本庄房長書状)

(きんと)



令啓候

越後(天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

これに

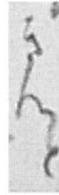
(よんで)



孫三郎ニ治少輔をさしそへ候て進候つる

越後(天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

(きんと)



せいひひさせられ候て可給候

越後(天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

本研究の東国文書(一二三八―一五七四年)における促音「ん」表記の変遷は、一二六七、七七年に単発的に見られたあと、一三〇〇年に入ってから連続的に見られるようになり、一三五〇年以降に一時的に主流を占めたあとは、単発的な出現となる。

表4に示したように、促音「ん」表記を語ごとに見てみると最も多いのは「よんで(仍)」である。無表記「よ

て」と同様に譲状等の最後で定型句的に用いられる例「よんてこにちのためゆつりしやうくたんのことし」(河村政秀譲状案)のように使用される。

表5に示したように促音の「ん」表記は、一三〇〇年代に入ると用例が多く見られるようになる。これは「南部家文書」、「中条家文書」、「越後文書宝翰集」について言えることである。一方で、相馬氏関係文書(相馬文書・相馬岡田文書・大悲山文書)に関しては「ん」表記はあまり見られず、「おんて(追)」の一例のみである。そのかわり、相馬氏関係文書には早くから「つ」表記がまとまって見られるのである(4「つ」表記参照)。

表 4

東国文書 促音「ん」表記(語ごと)

「ん」表記	用例数
うんたへ・ うんたゑ(訴)	4
おんて(追)	1
きんた(切田)	1
きんと(急度)	3
まんたく(全)	3
もんて(以)	5
もんども(最)	1
よんて(仍)	15

表 5

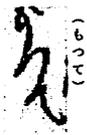
東国文書「ん」表記

年	「ん」表記	文書名
1264	よんて(仍)	中条
1277	よんて もんて(以)	中条
1304	まんたく(全)	南部
1305	よんて	南部
1312	よんて	南部
1327	よんて もんて	南部
1332	よんて	越後
1335	おんて(追)	相馬
1350	うんたゑ(3) うんたへ(訴) もんて(2) よんて(2)	越後 中条
1359	きんた(切田) よんて	越後
1372	まんたく よんて	中条
1375	もんて	越後
1407	よんて	越後
1451	よんて	越後
1480	まんたく	越後
1534	よんて	越後
1535	きんと(急度) (3) よんて(2) もんども(最)	越後

5 「ク」 (つ) 表記

本研究の東国文書(一一三三八―一五七四年)に見られた促音「つ」表記を年代順に配列した。

此なのりを



くハしくたつね候て

越後(正応五年(一二九二)カ七月十八日 和与状勘文)



ゆつりしやうくたんのことし

相馬岡田(正和四年(一三一五)八月七日 尼妙悟尼妙悟 尼妙悟 尼妙悟 譲状)



しやうくたんのことし

相馬岡田(正和四年(一三一五)八月七日 尼妙悟尼妙悟 尼妙悟 尼妙悟 譲状)



ゆつりしやうくたんのことし

相馬岡田(元応二年(一三二〇)三月八日 尼專照尼專照 尼專照 尼專照 譲状)



ゆつりしやう如件

相馬岡田(元徳三年(一一三三)九月廿六日 相馬胤康相馬胤康 相馬胤康 相馬胤康 譲状)



いましめをく状如件

相馬岡田(元徳三年(一一三三)九月廿六日 相馬胤康相馬胤康 相馬胤康 相馬胤康 譲状)

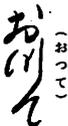
男女子したいに



わけちきやうすへし

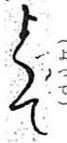
相馬(建武二年(一一三五)十一月廿日 相馬胤康相馬胤康 相馬胤康 相馬胤康 譲状)

その跡においてハ男女子したいに



わけちきやうすへし

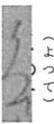
相馬(建武二年(一一三五)十一月廿日 相馬胤康相馬胤康 相馬胤康 相馬胤康 譲状)

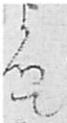
小二郎との心さしおもひまいらせ候に  てつきのしやうとも二ゆつりわたすところなり

相馬岡田 (建武三年(一三三六) 六月廿五日 れうくう讓狀)

相馬岡田 (建武三年(一三三六) 六月廿五日 れうくう讓狀)

 ゆつりしやうくたんのことし

ちきやうすへし  為後ゆつり状如件
中条 (文和四年(二三五五) 八月廿五日 中条茂資讓狀)

御心さしあるに  ゑいたいきしん申しよりやうの事

越後 (至徳三年(一三八六) 七月廿六日 羽黒景茂寄進狀)

越後 (至徳三年(一三八六) 七月廿六日 羽黒景茂寄進狀)

 後のためきしん状くたんのことし

けんそくハとよつる丸と  かう  わけへく候

相馬岡田 (応永九年(一四〇二) 五月十四日 相馬胤久讓狀)

こころさしあるに  きし申ところ実なり

越後 (応永十二年(一四〇五) 十二月七日 中条寒資寄進狀)

しせんのためにかくのことし  為後日如件
越後 (応永十二年(一四〇五) 十二月七日 中条寒資寄進狀)

永代を  ちやく子牛次郎丸に讓渡処也
中条 (応永十九年(一四一二) 三月廿一日 中条寒資讓狀)

 (よつて) のちのためにさためおく状如件

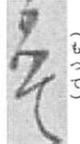
おや時茂かちうたいのそりやうたるに  (よつて)

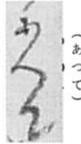
なげき申されに  (よつて) 御遵行候間

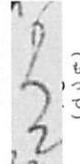
御状を  (もつて) 披露仕候

男子を御もち候ハんに  (よつて) 親類同心ニ私をかの嫡女ニ致契約を

はたしてハほんもんを  (もつて) 事ゆくへく候あひた 中条 (文明十二年(一四八〇)カ十一月十二日 中条朝資書状)

宗安御意を  (もつて) 如此申定候上 越後(応三年(二四九四)九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案)

いけくち  (あつて) めいはくニ申候間 越後(天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

かれこれ  (もつて) そとまいり度存候 越後(天文四年(一五三五)三月廿八日 本庄房長書状)

へつしてを  (書脱カ) (もつて) 申候 中条(天正二年(一五七四)八月七日 上杉謙信輝虎書状)

中条(応永十九年(一四二二)二月九日 中条寒資置文)

中条(応永廿八年(一四二二)九月十日 羽黒時茂讓状)

中条(正長元年(一四二八)三月廿日 千坂信高書状)

中条(享徳元年(一四五二)八月十六日 輔澄書状)

相馬岡田(享徳三年(一四五四)八月廿三日 岡田盛胤契約状)

時宜「^(あつて)ヲクハ」御のほり候へ共

越後（年不詳十月十八日 五十公野輔親書状）

たゝし某之こんきうよのつねならず候間

「^(まつと)ヲクハ」とゝのいかたく候

越後（年不詳十月十八日 五十公野輔親書状）

表6に示したように、語ごとに見てみると無表記や「ん」表記の場合と同様に「よつて（仍）」が最も多く見られた。

また、表7を見ると、本研究の東国文書（一二三八―一五七四年）における促音の「つ」表記の変遷は、一二九二年に一例、一三一〇―三〇年代にかけて相馬氏関係文書にまとまって見られ、一三〇〇年代後半から一四〇〇年代にかけては連続的に見られるようになってくることが分かる。

ここで注目すべきは一三一五―三六年に「つ」表記がある程度まとまって見られることである。この「つ」表記が見られるのは、相馬文書と相馬岡田文書といった相馬氏関係文書である。相馬氏関係文書以外の東国文書は、一三〇〇年代後半から一四〇〇年にかけて「つ」表記が連続的に見られるようになることが分かる。また、この相馬氏関係文書の促音「つ」表記は、東国文書内の他家文書の「つ」表記だけでなく、後述する中央文書の「つ」表記の出現年代と比べても比較的早いことが分かった。詳しくは東国文書と中央文書の比較の章で述べることとする（結章参照）。

「中条家文書」内の「中条政資譲状(父)」「(一三七五年)」と、「中条寒資譲状(子)」「(一四一二年)」は、親子によるほぼ同一文の譲状である。この二つの譲状内には「かぎつて(限)」という促音を伴う語が出てくるが、その促音表記の仕方に親子で違いが見られるのである。

次に示すように、親である中条政資は、「かきて」と促音は無表記で表しているのに対し、子である中条寒資は「かきつて」と促音を「つ」表記で表している。

6 親子での表記の差

表 6

東国文書 促音「つ」表記 (語ごと)

「つ」表記	用例数
あつて(有)	3
おつて(追)	2
かきつて(限)	1
きつと(急度)	1
もつて(以)	6
よつて(仍)	16

表 7

東国文書 「つ」表記

年	「つ」表記	文書名
1292	もつて(以)	越後
1315	よつて(仍)(2)	相馬岡田
1320	よつて	相馬岡田
1331	よつて(2)	相馬岡田
1335	おつて(追)(2)	相馬
1336	よつて(2)	相馬岡田
1355	よつて	中条
1386	よつて(2)	越後
1402	あつて(有)	相馬岡田
1405	よつて(2)	越後
1412	かきつて(限) よつて	中条
1421	よつて	中条
1428	よつて	中条
1452	もつて	中条
1454	よつて	相馬岡田
1480	もつて	中条
1494	もつて	越後
1535	あつて もつて	越後
1574	もつて	中条
年不詳	あつて きつと(急度)	越後

かきて (限)

永代をかきてちやく子王丸にゆつりわたす処也

中条寒資

かきつて (限)

永代をかきつてちやく子牛次郎丸に譲渡処也

この二人の譲状の年代差は、三七年ある。父政資の譲状（一三七五年）が書かれた時代は、本研究の東国文書において無表記は少なくなってきたており、一四〇〇年代半ば以降は無表記が見られなくなる。つまり、東国文書における無表記の時代の最後にこの譲状の「かきて」は位置するのである。

一方で、子の寒資の譲状が書かれた時代は、本研究の東国文書においてまさに促音の「つ」表記が最も見られる時期である。寒資が残した他の文書にも促音「つ」表記が見られ、寒資は促音を仮名で表す際には「つ」を用いる傾向にあったことが窺える。

こゝろさしあるに (よつて) きし申と(んぬか)ころ実なり 越後（応永十二年（一四〇五）十二月七日 中条寒資寄進状）

しせん(自専)のためにかくのことし (よつて) 為後日如件 越後（応永十二年（一四〇五）十二月七日 中条寒資寄進状）

 (よつて) のちのためにしたためおく状如件 中条（応永十九年（一四二二）二月九日 中条寒資置文）

このように、親と子という世代の差は、促音の表記の仕方にも現れていることが分かり、譲状を通してその変

化を見ることができ。

7 まとめ

本研究の東国文書（一二三八―一五七四年）に見られた促音表記の変遷を図式化すると図4のようである。

まず無表記が見られ、「ん」表記、「つ」表記ともに一三〇〇年代の始め頃から連続的に見られる。無表記の時代とも重なっているが、無表記に比べると「ん」と「つ」表記の数は少ない。従来の研究では促音表記は無表記や「ん」表記の方が古い表記とされ、「つ」表記は新しい表記であると言われていたが、本研究で調査した東国文書の促音表記では「つ」表記は「ん」表記とほぼ同時期から連続的に見られることが指摘できる。一方、中央文書では、「無表記」から「ん」表記、そして「つ」表記という流れが見られ、東国文書と中央文書では促音表記の変遷の仕方に違いが見られる（第二部参照）。

東国文書では数の上では差は認められるものの、一三〇〇年代初期から無表記と、「ん」表記と、「つ」表記の三つが混在している。この一三〇〇年代の始めから見られる「つ」表記の例は相馬氏関係文書での例であり、東国文書内でも比較的早い例として指摘できる。この促音表記の変遷については、別章を設けて中央文書と比較しながらさらに検討を加えたい（結章参照）。

図の「」は多くの文書に出現したことを表し（十例以上をおおよその目安とする）、「」は少数の文書、●は特定の一文書で用例が見られたことを示す。

図 4

東国文書における促音表記の変遷

年	東国文書		
	無表記	ん表記	っ表記
1200			
1250	● ↓	●● ●●	●
1300	↓	↓	↓
1350	↓	↓	●
1400	●	●	↓
1450		● ●	● ● ●
1500	●	↓	●●
1550			●

第四項 音便

本研究の東国文書における音便の表記は、動詞・形容詞の音便はともに非ウ音便表記が多く、ウ音便表記はほとんど見られない。ウ音便表記は次に示す形容詞が二例、動詞が一例である。

ウ音便

形容詞

にくまれを、あつうトふかくかむり候へく候
 そうもつのせうふんにてもたらせんをハしるへからすさなうてハ泰光かあとのものをいいてハ

越後（正嘉二年（一二五八）七月九日 黒川ノ尼起請文）

南部（嘉元二年（一三〇四）五月廿四日 曾我泰光讓状）

動詞

さわをさかふて弟ハひかしをしるへし

越後文書

越後(観応二年(一三五二)九月廿日 河村秀繼贖状)

現代方言で東部方言は、一般に形容詞連用形は非ウ音便形、動詞連用形は促音便形が用いられている。

しかし非ウ音便形を用いるとされる東日本の中でも、例えば現代の新潟県は、「使う」を「ツコー」、「白く」を「シロー」、「買った」を「コータ」などという西部的なウ音便現象は、糸魚川市以西、飛んで、柏崎市以北の平野部ならびに東蒲原郡を除く下越地方・佐渡などに広く見いだされる³⁸とあるように、地域によってはウ音便が優勢ということもある。本研究が扱った東国文書の一部である「越後文書宝翰集」や「中条家文書」は、新潟県の下越地方に伝来した古文書であり、これらの文書に見られる音便表記の実態と、現代の新潟県下越地方における音便の使用は異なることが分かる。中世の下越地方文書では次に示すように非ウ音便形の使用が圧倒的に多い。

非ウ音便

形容詞 以下、東国文書内に見られた非ウ音便の用例を抄録する。

にくまれを、あつうふかくかむり候へく候

越後(正嘉二年(一二五八)七月九日 黒川ノ尼起請文)

ことさらきくわいに存するあひたなかくかんとうしをハぬ

南部(嘉元二年(一三〇四)五月廿四日 曾我泰光贖状)

太郎をなしく申て給ハるへきなり

南部(嘉元二年(一三〇四)五月廿四日 曾我泰光贖状)

ふてうをけんするに^よてな^かく^きせつし畢

大悲山(正和二年(一三二二)十一月廿三日 相馬通胤讀状)

おろかなるましく候御心やすくおもわせ給候へく候

南部(正和二年(一三二二)九月十一日 尼たうしやう讀状)

それにくハしく候程にかゝす候

中条(元亨三年(一三三三)三月廿二日 尼道信讀状)

今日人をさしむけられ候面々御自身ハ御いたわしく存候へは御手人々にあしかるを^足あまた^足そへられ候て

越後(康永年間(一三四二-一三四五)カ十二月廿日 藤原公房書状)

兼而佐州一刻同心候てかたく船着にてさゝへ候へきよし其間候

越後(嘉慶二年(一三八八)六月卅日 長尾高景書状)

ミヤふくおさなく候ほとにみつから大くわんに申候

越後(文明十二年(一四八〇)(十月)十八日 黒川宮福丸母起請文)

さこしへ御いん^音しん^信かたしけなく候

中条(永正五年(一五〇八)カ七月二日 色部昌長書状)

そのきなく候いまにくちおしく候

中条(永正五年(一五〇八)カ七月二日 色部昌長書状)

返々先々此間よりハよろしく候間

中条(永祿十二年(一五六九)カ八月廿四日 新発田忠教書状)

自然さやうの義など御耳へたち候てハ結句事あしくまかり可成かと存候てたえ兼候

中条(永祿十二年(一五六九)カ月日不詳 新発田忠教書状)

御ゆかしく候よし申とて候

中条(年不詳九月十五日 某書状)

つかるへハ人おほくさしくたされ候なれハ

南部(年月日不詳 某書状断簡)

この他に、かたく(固)・こころやすく(心安)・こころもとなく(心許無)・めてたく(目出度)等が見られた。
なお、音便については、この他に動詞のイ音便や促音便、撥音便などがあり、今後の課題とし、調査していき
たいと思う。

注

- 1 ここで言う「標準表記」とは、迫野虔徳「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」(『語文研究』22号、一九六六年十月)内で用いられているものと同義。例えばイとエの交替表記の場合「く」かへす(悔)に対する「くみかへす」の表記のことである。
- 2 迫野氏前掲論文内にて指摘された用例である。
- 3 北条忠雄「5 東北方言の概説」(飯野毅一ほか編『講座方言学4 北海道・東北地方の方言』国書刊行会、一九八二年)
- 4 此島正年「青森県の方言」(『講座方言学4 北海道・東北地方の方言』国書刊行会、一九八二年)
- 5 『日本国語大辞典 第二版 第十二巻』小学館、二〇〇一年「むかへの山を見れば、雲のいくへともなく折り重なりて」(『うたたね』阿仏尼・一二四〇頃)
- 6 日野市、一九九三年
- 7 『日本古典文学大系 江戸笑話集』岩波書店、一九六六年
- 8 児玉卯一郎『福島県方言辞典』(国書刊行会、一九七四年)
- 9 『日本のことばシリーズ2 青森県のことば』(明治書院、二〇〇三年)

- 9 森下喜一「栃木県の方言」、杉村孝夫「群馬県の方言」(『講座方言学5 関東地方の方言』国書刊行会、一九八四年)
- 10 胎内市役所(旧中条町役場)所蔵中条文書。
- 11 迫野虔徳「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」(『語文研究』22号、一九六六年十月)
- 「方言史料としての古文書・古記録」(平山輝男博士還暦記念会編『方言研究の問題点』明治書院、一九七〇年)
- 12 『福島県史』
- 13 迫野虔徳『文献方言史研究』第三章第一節(清文堂、一九九八年)
- 14 吉川泰雄「近古国語に於ける長拗音「ゆう」と「よう」との相関」(国学院大学編『古典の新研究』第二集、一九五四年)
- 山田忠雄「法明童子」(『山田孝雄追憶史学・語学論集』宝文館、一九六三年)
- 高松政雄「平松本平家物語の一面―非標準的異表記をめぐって―」(『国語国文』37巻6、一九六八年)
- 迫野虔徳①「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」(『語文研究』22号、一九六六年十月)
- ②『文献方言史研究』第三章第一節(清文堂、一九九八年)
- 15 迫野虔徳「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」(『語文研究』22号、一九六六年十月)、加藤正信「新潟」(東条操『方言学講座第二巻 東部方言』東京堂、一九六一年)
- 16 注7に同じ。ユダレ(涎) ユダレカケ(涎掛け)など。
- 17 注14に同じ。
- 18 小林芳規『角筆文献研究導論 下巻 日本国内篇(下)』第八章第三節、第四節(及古書院、二〇〇四年)
- 19 院政時代の文献として楊守敬舊蔵本「将門記」(院政初期書写)、「和泉往来」(文治二年(一一八六)書写、福島邦道氏指摘)。
- 鎌倉時代の文献として神田喜一郎博士蔵「長恨歌」(正安二年(一一三〇)書写)、「名語記」(建治元年(一二七五)書写)、「白河本東寺文書」を挙げておられる。
- 20 原田伊佐男『埼玉県東南部方言の記述的研究』(くろしお出版、二〇一六年)

- 2 1 金田一春彦「音韻」(東条操編『日本方言学』吉川弘文館、一九五四年、九九頁)
- 2 2 本堂寛「岩手県の方言」(『講座方言学』4 北海道・東北地方の方言)国書刊行会、一九八二年)
- 2 3 注7に同じ。
- 2 4 五島和代「イウからユウ(ユー)音へ」(『国語学』第五一卷三号、二〇〇〇年十二月)
- 2 5 注24に同じ。六七頁。
- 2 6 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)
- 2 7 『世阿弥自筆能本集 影印篇』(月曜会編、岩波書店、一九九七年)
- 2 8 注26に同じ。
- 2 9 『日本言語地図』第6集第265図「けむり」。
- 3 0 本間優美子「新潟県の方言についての記述的研究(7)特集・新潟県岩船郡粟島浦村字内浦方言の研究③
音声・音韻変化・音韻体系」(『方言の研究』8号、一九七七年十月)
- 3 1 米沢市立図書館蔵「色部氏文書」第二卷
- 3 2 福田良輔「方言と古文書」(『国文学』解釈と鑑賞』34巻8号、一九六九年七月)
- 3 3 各論文によつて書名が多少異なるが、ここでは「日本古典籍目録データベース」の統一書名に従つた。
- 3 4 この点に関しては、今回の東国文書を通しての調査では十分に検証することができなかったが、今後、他の東北地方の文書について調査する上で検討していきたいと考えている。いずれにしても、この二文獻は、他の文獻には見られない表記の動揺を抱えるものとして注目すべきものである。
- 3 5 岡田薫『室町時代末期の音韻と表記』(おうふう、二〇一二年)三八一頁。永禄四年本『仮名文字遣』の書写者が「異本に「ツ」の表記があったことに言及した上で、いずれも本文では「ん」を用いたものと思われる」としている。
- 3 6 本文書は水損による損傷が激しく、画像では非常に分かりづらいが、原本を閲覧し確認した結果、「ん」表記であると判断し、ここに記載した。
- 3 7 注26に同じ。
- 3 8 大橋勝男「新潟県方言要説」(大橋勝男編『新潟県方言辞典』おうふう、二〇〇三年)

第二節 漢字音について

本節では東国文書の漢字音について母音、拗音等の表記を中心に見ていく。

第一項 母音とその表記

次に見るような漢字音における異表記は、院政期から例が見られ、鎌倉以降に多くの例が認められるとの指摘があり、特に「しようもん↓せうもん(証文)」に関しては「せう」と表記することが定着していたようである¹⁾。「せうもん(証文)」の例のように、[ou]↓[eu]に表記された例と、反対に[eu]↓[ou]に表記された例も見られる。次に掲げる通り、[ou]↓[eu]への例が多く、この表記が定着化していたことがうかがえる。

[ou] ↓ [eu]

しようもん(証文) ↓ せうもん

てつきのせうもんをあひそゑて

以下のせうもんをあいそへて

てつきせうもんともにゆつりわたす所也

代とのてつきのせうもんをあいそへて

御家風御しんるいへのせうもんのあん二進之候

きりうとのゝかたへせう文かた二むけて候

中条(建武四年(一一三三)六月十日 中条道秀^茂贖状)

中条(延文元年(一一五六)八月廿五日 中条茂資贖状)

相馬岡田(貞治二年(一一六三)八月十八日 相馬胤家贖状)

相馬岡田(応永九年(一一四〇)五月十四日 相馬胤久贖状)

越後(天文四年(一一三五) 本庄房長書状 三月廿八日)

中条(年月日不詳 某小山年貢注文)

ししよう（支証）↓しせう

又四郎かたいする所のゆつり状くんちうのしせうしやうらをあいそへて

越後（曆応三年（一三三〇）八月九日 尼妙智願状）

別而折紙お後日之しせうのために進之候

越後（宝徳三年（一四五二）三月十二日 平子政重書状）

そしよう（訴訟）↓そせう

もしきやうたいのなかにいらんそせうをもいたさんものハ相馬岡田（正和四年（一三一五）八月七日 尼妙悟尼妙悟 尼妙悟 尼妙悟願状）

もしきやうたいのなかにいらんそせう申候ハ人人ハ 相馬岡田（正和四年（一三一五）八月七日 尼妙悟尼妙悟 尼妙悟 尼妙悟願状）

このしやうをそむいていらんそせうをいたさんともからハ相馬岡田（元徳三年（一三三二）九月廿六日 相馬胤康願状）

よしかのへのゆつりのあんそせうの時ふきやうそへあけて候を

越後（貞和六年（一三五〇）二月廿五日 平氏女文書請取状）

そせう

中条（建治三年（一二七七）十一月五日 高井道円高井道円 高井道円 高井道円時茂願状）

きやう（一向一揆）こうあいたかゑにそせうを申候ハ、

中条（貞和六年（一三五〇）三月十六日 黒川茂実置文案）

ししようこ（証拠）↓せうこ

それさまの御せうこ御もたせ候て

中条（年不詳九月十五日 某書状）

にようはう（女房）↓ねうはう

こはやしとのゝねうはうのかたへ

中条 (年月日不詳 某小山年貢注文)

[au] ↓ [ou]

かんえう (簡要) ↓ かんよふ 3

くれくたゝいまの事ハ諸事を御かんにな候へく候事かんよふたるへく候

越後 (天文四年 (一五三五) 本庄房長番状 三月廿八日)

次に「さうゐ (相違) ↓ さをい」と表記される例も古文書には多く見られ、これも定着化している例と言える。

こ□□つたいにいたるまでさをいなく□□さたをいたすへき

中条 (仁治二年 (二二四二) 十一月十四日 津村尼讓状案)

このさかいよりひんかしにをきてハしゝそむくニいたるまでさをいなくちきやうすへし

越後 (文永三年 (一二六六) 七月十三日 加地重朝讓状案)

しゝそむく^(知)にいたるまでさをいなくちきやうすへし 中条 (文永三年 (一二六六) 七月十三日 佐々木加地重明讓状)

しゝそむく^(知)にいたるまでさをいなくちきやうすへし 中条 (文永三年 (一二六六) 七月十三日 佐々木加地章氏讓状案)

す□□ちきやうさをいなく候ところニ 南部 (元亨二年 (一三二二) 五月十五日 曾我資光讓状)

ちきやうすねんさをいなく候ところニおやよりさきたちまいらせ候あいた

知行さをいなしといへとも

又多年知行さをいなし

しかるをいまにさうそく^(相殿)知行さをいなし

ことなるさをいなくちきやうすへし

ちうたいさうてんのそりやうちきやうさをいなし

自筆をもんてかきあたへしうへハさをいあるへからす

知行于今さをいなき間

ゑいたい御ちき さをいあるへからす候

南部 (元亨二年(一三二二)五月十五日 曾我資光讓状)

南部 (正中三年(一三二六)五月廿七日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (正中三年(一三二六)五月廿七日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (正中三年(一三二六)五月廿七日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (正中三年(一三二六)五月廿七日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (嘉曆貳年(一三二七)九月三日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (嘉曆貳年(一三二七)九月三日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状})

南部 (正慶三年(一三三四)五月十五日 沙弥光弥^{曾我光朝讓状案})

中条 (康永三年(一三四四)五月十四日 沙弥某等二名連署状)

小林芳規氏は中世における才段長音の開合の乱れについて述べているが²、字音語の例として本研究でも見られた「相違」を上げている。本来ならば「さうゐ」と表記されるのが正しいが、以下のような表記例を指摘しており、同じ表記が本研究の東国文書でも見られた。

「サヲイ」

「さをい」

(高野山文書之三、孝良村国安田地売券)

(同六、心願田地売券、文保二年(一三一八)七月五日)

以上見てきたように、東国文書の中で仮名表記された漢字音の中には、「せうもん」や「さをい」など定着化している例がある。讓状などの証文類の中では「証文」「訴訟」「相違なく」といった語句が用いられることが多い。また、小林芳規氏が示す本研究の東国文書以外の例から、古文書の地域や書写者に關係なく用いられていたようである。

第二項 拗音とその表記

以下では本研究の東国文書に見られる拗音の表記について述べる。

1 開拗音の直音表記

拗音部分を「しや」↓「さ」のように直音で表記する例が見られた。

やしや(夜叉) ↓ やさ

ね こまやさしゆけすへきよし

田壹ちやうハこまやさ たひ候て

しよし(庶子) ↓ そし

そしふんハのそく

相馬 (弘安八年(二二八五)六月五日 阿蓮_{尾村}讓状)

相馬 (弘安八年(二二八五)六月五日 阿蓮_{尾村}讓状)

相馬岡田(建武二年(一三三五)十二月廿日 相馬胤康讓状)

たゝしそしふんをのそく

相馬岡田(康曆三年(一三八二)五月廿四日 相馬胤繁職状)

たゝしそしふんをのそく

相馬岡田(康曆三年(一三八二)五月廿四日 相馬胤繁職状)

2 合拗音

合拗音表記が見られたのは以下のような「くわ」の例である。

くわんれい (慣例)

それにも御心□候てくわんれいにも御申あるへく候

相馬(年未詳 相馬一族關所地置文案)

くわん(貫)

廿五くわんニありあい さいけこくち物

相馬岡田(年未詳 十月廿九日 岡田左京亮沽却状)

さいくわ(罪科)

きやうこうあいたかゑにそせうを申候ハ、さいくわに申され候へく申候

中条(貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

第三項 撥音二種 (mとn) の表記

古文書の中の漢字音の二種類 (mとn) の撥音表記について、「中条家文書」を例として見ていく。

n(ん) ↓ n(ん)

「中条家文書」の中でn音が「ん」で表記された漢字は以下のものが見られた。このうち「前(せん)」「孫(そん)」「寸(すん)」「円(えん)」に関しては「せむ」「そむ」「すむ」「えむ」というmの表記も見られた。

前(せむアリ) 親伝孫(そむアリ) 乱分元寸(すむアリ) 仁(じん) 仁(にん) 文(もん)
新隠便円先門千輪本恩進年田現半安見懇憫案段源間
存貫専俊人(にん) 軒銭建

違乱

もしこのまことも・おいとものなかにゐらんをいたす物あらハ

中条(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円時茂贖状)

相伝

道秀ちうたいさうてんのそりやう也

中条(建武四年(一二三七)六月十日 中条道秀茂継贖状)

m(む) ↓ m(む)

「中条家文書」の中で、m音の漢字が「む」で表記された例は見られなかった。

n(ん) ↓ m(む)

先述したように「中条家文書」でn音がm音に表記されている例は「前(せむ)」「孫(そむ)」「寸(すむ)」「円(えむ)」が見られた。mがnに統一されていく流れの中で、誤った回帰としてnからmの表記例も見られる。

御前

光女こせむかところにかち(加地庄)のしやうふるかハのてうのうち

中条(文永三年(一二六六)七月十三日 佐々木加地重明譲状)

子子孫孫

このさかひよりひんかしにをきてハしそむにいたるまでさをいなくちきやうすへし

中条(文永三年(一二六六)七月十三日 佐々木加地重明譲状)

中寸

ミねのうちこしのなかやつのちうすむそうたうのにしのうちこしのなかやつ也

中条(仁治二年(一二四二)四月十七日 津村尼譲状)

一円

一えむに申給へき状如件

中条(永仁二年(一二九四)三月十日 和田茂連譲状案)

その他に「越後文書宝翰集」「相馬岡田文書」でも以下のような例が見られた。

安堵・相論

右のそりやう等(所因)こ兼連のゆつり状・けたいあむ(外因)とならひにおき文はう母妙智しひつ(三)の讓状等をあいそゑて(四)

…(中略)…もちくら(符全)・なかに(符全)に・ゑはた(五符)・あら井八他人さうろむ(可より)によりてとくたいせしむといへとも(みなミ)

越後(貞和三年(一三四七)八月十七日 黒川茂実讓状)

進退

かのおとをハそりやうしむたいりやうちすへし

相馬岡田(元応二年(一三二〇)三月八日 尼專照(三)讓状)

m(む) ↓ n(ん)

「中条家文書」でm音がn音に表記された例は以下のものが見られた。

逆心

さ様(一逆)ニきやくしんを申へき間(一逆)にてもなく候

中条(寛正五年(一四六四)カ八月十九日 中条朝資書状)

音信

うけたまはりおよひ候へはさしこへ御いんしん(一信)かたしけなく候

中条(永正五年(一五〇八)カ七月二日 色部昌長書状)

今月

こん|月一日ニ御返事^事申候ところに御つかいあか月かへり候と申うへハ
三分カ
中条（年不詳九月十五日 某書状）

もちなかのあとを三|んふんのよし
中条（貞和六年（一三五〇）三月十六日 黒川茂実置文案）

庵カ

ほうおふあ|んにきしん申かちのしやうひんかしかわしりの中てうふんのちとうしきのてんちの事

中条（至徳元年（一三八四）二月十五日 聖英寄進状）

「中条家文書」では、m音を「ん」、n音を「む」と表記している例がそれぞれあり、混同していることが分かる。

第四項 撥音の介入

撥音が介入する例として、古文書では次のようなものが指摘されている³。

シヤウクム|タムノコトシ（状如件）（高野山文書之六、古佐布村彦二郎加地子錢借券延元二年（一一三三七）三月廿六日）

二たひのひん|かん（彼岸）に
（石清水文書之六、菊大路家文書永仁五年（一一九七）六月日）

紀伊国|なんか（那賀）のこおり（高野山文書之五、沙弥西信用地売券、正応二年（一二八九）正月廿五日）

本研究における東国文書でも次のような「くたん(件)」の撥音介入例「く^レん^レたん」が見られた。

みきく^レん^レたんのきしやうのくわんハ

越後(正嘉二年(二二五八)七月九日 黒川尼起請文)

にしよ・く^レまの・み^レた^レけのにく^レま^レれをあ^レつ^レう^レふ^レか^レく^レか^レむ^レり候へく候よてきしやうく^レわ^レん^レく^レん^レたの^レことし

越後(正嘉二年(二二五八)七月九日 黒川尼起請文)

「く^レん^レたの^レことし」は「く^レん^レたん」となるべきところの「ん」が落ちたものであるだろうか。
のちのためのしやうく^レん^レたんの^レことし

越後(貞治五年(二三六六)十一月廿六日 きた女売券)

また、漢語では「ゑつ(絵図)」に撥音が介入して「ゑんつ」となる例も見られた。

ゑんつ(絵図)

このならひ三人ハゑん^レつ^レのう^レら^レを^レふう^レし^レ候ては^レん^レを^レして^レ候人にて候

越後(正応五年(一二九二)七月十八日? 和与状勘文)

さかいハゑん^レつ^レにま^レか^レせて^レ知^レ行^レす^レへし

相馬岡田(貞治二年(二三六三)八月十八日 相馬胤家讓状)

このうち、「越後文書宝翰集」の「ゑんつ」の例に関しては、同一文書内に撥音の介入しない「ゑつ」が四例見られる。

これまでに指摘されている撥音介入の例や、本研究での撥音介入の例を見ると、「クダン(件) ↓クンダン」、

「ヒガン（彼岸）↓ヒンガン」、「エツ（絵図）↓エンツ」のように、濁音の前に撥音が介入していることが分かる。しかし、次のような濁音が無い場合でも撥音が介入した例もある。

他のさまざま

一 ゑんにゆつりあたうる所なりたんのさまざまトあるへからす

南部（嘉元三年（一三〇五）正月卅日 尼たうしやう願状）

注

1 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」（『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月）

2 注1に同じ。

3 注1に同じ。

第三節 まとめ

本章では、東国文書の音韻の表記について、母音や子音の表記、促音の表記、漢字音の表記を扱った。本研究の東国文書における母音の表記の問題として、標準表記に対する異例という形で交替表記が見られたことが大きな特徴の一つである。母音交替表記では、ア段からオ段の標準表記に対する交替表記例を取り上げ、多くの交替表記が見られた。特に㉠から㉡、㉢から㉣、㉤から㉥、㉦から㉧、㉨から㉩と㉪から㉫に関しては、現代方言に見られる中舌母音が関係するのではないかと考えた。中世の東国に例えば㉠と㉡のような中央とは異なる音韻的区別の曖昧な音が存在していたとすれば、その音を表記する際には㉠とも、㉡とも書き得るので交替表記の例が現れるのではないだろうか。また、㉦から㉧、㉨から㉩、㉪から㉫については、中舌母音の関与する交替表記例はせず、類例の発掘を俟ち、慎重に解釈を加えていきたいと思う。

東国文書における促音の表記については、無表記、「ん」表記、「つ」表記の三つの表記の変遷を調査した。その結果、無表記から「ん」表記、そして「つ」表記という従来の研究が指摘する流れではなく、「つ」表記が「ん」表記とほぼ同時期から見られ始めることが明らかになった。そして、この東国文書の「つ」表記は、一三〇〇年代の始めからある程度までまって見られ、これは後述する中央文書の「つ」表記よりも早く見られるものである（第二部第一章、結章参照）。

讓状などの古文書に頻出する「証文」や「訴訟」、「相違なく」といった語や語句の漢字音の表記は、「せうもん」、「せう」、「さをい」などといった表記で定着しているようである。先行研究では本研究の東国文書以外の古文

書にも同様の表記の指摘があることから¹、これらの表記については古文書の地域や書写者に関係なく行われていたのではないだろうか。また、撥音に関しても「む」を「ん」と表記する例が見られるように、mがnに統一されていく流れに沿った例が見られる一方で、誤った回帰として「ん」を「む」と表記する例も見られた。撥音が介入する例も見られ、「くんたん(件)」や、「ゑんつ(絵図)」といった濁音の前に撥音が入る例のほか、「たんのさまたけ(他妨)」のように濁音のない場合でも撥音が介入する例も見られた。

注

¹ 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)

第二章 表記

本章は、東国文書の表記について、語頭・語中語尾の「い・ゐ」、「え・ゑ」、「お・を」の仮名遣いや、八行の仮名遣い、助詞「を」、「へ」の表記、平仮名の用字法を扱う。

第一節 語頭・語中語尾の仮名遣い

平安中期以降に起こった音韻の変化に伴って、「ゐ」・「ゑ」・「を」と「い」・「え」・「お」の区別がなくなり、仮名遣いの混乱が生じるようになる。特に鎌倉時代以降は仮名遣いの混乱が甚だしくなる。そこで本節では、本研究の東国文書における「い」・「ゐ」、「え」・「ゑ」、「お」・「を」の仮名遣いの実態について示す。ここでは歴史的仮名遣いと対比して一致するものを正用、一致しないものを誤用とし、誤用の例について示すこととする。

第一項 「い」・「ゐ」の仮名遣い

1 語頭

a 和語

語頭の「い」・「ゐ」に関する仮名遣いの誤用は見られなかった。

b 字音語

「ゐ」↓「い」

いらん(違乱)

1

いらんわつらい申ましく候

越後(貞和六年(一一五〇)二月廿五日 平氏女証状)

語頭での仮名遣い「い・ゐ」の異例は、字音語の「いらん(違乱)」以外は見られなかった。

2 語中・語尾

a 和語

「い」↓「ひ」

をひて(於)

2

政資か跡にをひて

越後(永和元年(一一七五)十月三日 中条政資願状)

「い」↓「ゐ」

くゐかへす(悔返)

1

ひか事なれはくゐかへしてもどのことく三郎にうたうにゆつりわたすところしち也

越後(建長二年(一一五〇)十月廿八日 つふらの尼願状)

つゐて (就)

1

昨日人を進候二つゐて

越後 (天文四年 (一五三五) 三月廿九日 本庄房長書状)

「る」↓「ら」

まいる (参)

23

いかさままいり候ハ、

越後 (天文四年 (一五三五) 三月廿八日 本庄房長書状)

まいらす (参)

4

ゆつりわたしまいらせ候ゑちこのくにこいつシのしやうのうち

越後 (正和四年 (二三一五) 八月十三日 色部長綱讓并状関東安堵裏書)

b 字音語

「さ」↓「ひ」

さひけ (在家)

1

おんなかハのむらのてんハくさひけやまかわくハうるしにいたるまで

越後 (正慶元年 (一三三二) 八月十五日 河村政秀讓状案)

めひわく (迷惑)

2

めひわく此事候

越後 (天文四年 (一五三五) 四月一日 本庄房長書状)

ゑひたい (永代) 1

ゑひたい又三郎よしなりにゆつりわたすもの也

越後 (建武五年 (一三三八) 七月七日 尼教意贖状案)

「い」↓「ゐ」

つゐち (築地) 2

次二つゐちの村ハ 越後 (延文元年 (一三五六) 八月廿五日 中条茂資贖状)

ほた井 (菩提) 1

彦暢かほた井のために永代きしん申所なり

越後 (応安五年 (一三七二) 九月三日 沙弥彦暢寄進状)

「い」・「ゐ」の仮名遣いに関しては、「ゐ」↓「い」の数が目立つ。これは「まゐる」(参)、「まゐらす」(参)の例で、これらは仮名書きの場合、「まゐる」、「まゐらす」とア行の「い」で書かれることがほとんどである。また、語頭における「い」・「ゐ」の仮名遣いの異例はほとんど見られない。

表 8

東国文書の「い」・「ゐ」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
い→ひ	/	/	2	4
い→ゐ	/	/	2	3
ゐ→い	/	1	27	/
ゐ→ひ	/	/	/	/

第二項 「え」・「ゑ」の仮名遣い

1 語頭

a 和語

「え」↓「ゑ」

ゑ(江)

6

いや四郎かいゑのうしろのゑのミ^ミなかミよりなかれをくたりに

越後(文永三年(一一六六)七月十三日 佐々木加地重明譲状)

ゑ(江端)

4

ゑハた

越後(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円^{時茂}譲状)

ゑ(柄)

3

くわのゑ^(桑)

越後(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円^{時茂}譲状)

ゑて(得)

4

三郎さへもんのでよりゆつりゑてちきやうのところ

越後(元応二年(一一三〇)十月九日 尼しゑん譲状)

ゑる(選)

2

ちやくし弥三郎まさひてゑりてはんぶんちきやうすへし

越後(元亨三年(一一三三)八月七日 河村秀久譲状)

b 字音語

「え」↓「ゑ」

ゑ^じ□たい (永代) 21

越後 (永仁六年 (一二九八) 十月廿八日 高井^{高野}義重贖状)

ゑいわ (永和) 6

越後 (応永十五年 (一四〇八) 八月十六日 和田時明贖状)

ゑほうし (烏帽子) 1

羽黒殿之子息三郎ハゑほうし子たるに^{息之}よて□職のことくにけいやくせしむる□いへとも

越後 (延文元年 (一三五六) 八月廿五日 中条茂資贖文写)

「ゑ」↓「え」

えん (円) 1

一えむに申給へき状如件

越後 (永仁二年 (一二九四) 三月十日 和田茂連贖状案)

2 語中・語尾

a 和語

「え」↓「く」

おほへ (覚) 1

しさいハおほへ申候

越後 (年不詳 九月十五日 某書状)

こころへ (心得)

1

そのふん心へ可申候よし申せとて候

越後 (宝徳四年 (二四五二) 八月十二日 輔澄書状)

こへ (越)

5

たいのかハをこへて

中条 (仁治二年 (二二四二) 十一月十四日 津村尼讓状)

ゆめへかはをこへてたかのうちあるへからす

中条 (仁治二年 (二二四二) 十一月十四日 津村尼讓状)

御家風大かい同心候てこへられ候

越後 (天文四年 (一五三五) 三月廿三日 本庄房長書状)

たへ (絶)

1

もししそんたへ候ハ

越後 (貞和六年 (一三五〇) 二月廿五日 平氏女証状)

みへ (見)

4

このなのり見へす

越後 (正応五年 (二二九二) カ七月十八日 和与状勘文)

あらかハのゑつニハ見へす候

越後 (正応五年 (二二九二) カ七月十八日 和与状勘文)

このうち、「おほへ (覚)」、「こへ (越)」、「たへ (絶)」、「みへ (見)」に關しては、ヤ行下二段動詞の活用行が

八行に転じたものであるので語法の問題として第三章でも扱う。

「え」↓「ゑ」

こころゑ (心得) 4

さけの事ハ中々たまはるましく候御心ゑ候へく候

越後 (天文四年 (一五三五) 三月廿九日 本庄房長書状)

「ゑ」↓「へ」

ゆへ (故) 2

ワつらい候ゆへ一ふて申候

越後 (天文四年 (一五三五) 四月一日 本庄房長書状)

すへ (末) 1

われくもまんたくこのすへ人なに事申候とも 越後 (文明十二年 (二四八〇) (十月)

十八日 黒川宮福丸母起贈文)

b 字音語

「え」↓「ゑ」

かうゑい (康永) 1

かうゑい四ねん二月七日

おうゑい (応永) 4

越後 (康永四年 (一三四五) 二月七日 某文書等去状)

表 9

東国文書の「え」・「ゑ」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
え→へ	/	/	12	/
え→ゑ	19	28	4	5
ゑ→え	/	1	/	/
ゑ→へ	/	/	3	6

すきにしおうゑい十五ねん八月さんしうたきいのつかいニ御つかハし候

越後（応永十九年（一四二二）八月十八日 尼めうきよく置文案）

「ゑ」↓「へ」

ひやうへ（兵衛） 3

四郎ひやうへ

越後（暦応三年（一三四〇）八月九日 尼妙智讀状）

さへもん（左衛門） 3

三郎さへもんとの二いたされ候を

越後（応永十九年（一四二二）八月十八日 尼めうきよく置文案）

「え」・「ゑ」の仮名遣いに関しては、「え」が「ゑ」と表記される例が多いことが分かる。「永代」は仮名で書かれる場合は「ゑいたい」となっていることがほとんどであるし、「得る」や「江」も仮名書きの場合は「ゑ」が用いられていることが多い。また、「え」「ゑ」がハ行の「へ」となっている例も多く見られた。

第三項 「お・」を「の仮名遣い

1 語頭

a 和語

「お」↓「を」

をいて(於)

4

かやうにかきれるさかいのうちを^トいてハ

中条(仁治二年(一二四一)四月十七日 津村尼讓狀)

をきて(於)

9

このさかひよりひんかしにを^トきてハ

越後(文永三年(一二六六)七月十三日 佐々木加地重明讓狀)

を^トき(沖)

2

かたハゑのくちよりかたのを^トきへむけてをくやまのさかひにいたるへし

越後(文永三年(一二六六)七月十三日 佐々木加地重明讓狀)

を^トく(置く)

3

ゆうく^トとをかせられ候てハ

越後(天文四年(一五三五)四月四日 本庄房長書狀)

を^トくやま(奥山)

4

又を^トくやまのうちたかの^トてうは

中条(仁治二年(一二四一)十一月十四日 津村尼讓狀)

をしよす(押寄)

1

をしよせしやうかいさせ申度候

越後(天文四年(一五三五)四月四日 本庄房長書状)

をとく 2

あに男子なくハをとく一円にもつへしをとく男子なくハあに一円にもつへし

越後(観応二年(一三五二)九月廿日 河村秀継贖状)

をとく(弟) 1

こなくてしなハをとくのなかに心 あらんにゆつるへきしやう

相馬(弘安八年(一二八五)六月五日 阿蓮(河村)贖状)

をなし(同) 3

ひこ次郎とをなしやうなるへし

越後(弘長四年(一二六四)三月十一日 高井道円(河村)贖状)

をふ(追) 1

観応二年のなかれををふへし

越後(観応二年(一三五二)九月廿日 河村秀継贖状)

をよふ(及) 1

ちやくしまこ松ハ(不幸)ふけうたる間ゆつるにをよハす

越後(文和四年(一三五五)八月廿五日 中条茂資贖状)

「を」↓「お」

おさなく(幼) 1

ミヤぶくおさなく候ほとにみつから大きくわんに申候

越後（文明十二年（一四八〇）（十月）十八日 黒川宮福丸母起請文）

おんな（女）

2

おんなかハまつ山のりやうさたすへし

越後（元亨三年（一三三三）八月七日 河村秀久讓状案）

b 字音語

「お」↓「を」

をんしやう（恩賞）

1

又をんしやうの地かな山

越後（文和四年（一三五五）八月廿五日 中条茂資讓状）

2 語中・語尾

a 和語

「を」↓「お」

くちおしく

3

けんくくちおしく存へく候

越後（天文四年（一五三五）四月二日 本庄房長書状）

b 字音語

表 10

東国文書の「お」・「を」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
お→ほ				
お→を	31	1		1
を→お	3		3	
を→ほ				

「お」↓「を」

けんをう (元応)

1

越後 (元応二年 (一一三〇) 十月九日 尼しゑん讓状)

「お」・「を」の仮名遣いに関しては、特に「をいて (於)」や「をく (置)」、「をなじ (同)」といった和語の語頭の「お」を「を」と書く例が多いことが分かる。「い」・「ゐ」や「え」・「ゑ」では八行の「ひ」や「へ」で表記された例が見られたが、「お」・「を」の場合は、八行の「ほ」を用いる例は見られなかった。

第四項 八行の仮名遣い

東国文書の語中語尾の八行の仮名遣いについて見ていく。本研究で扱う東国文書のうち、越後文書宝翰集、中条家文書、相馬氏関係文書の例を以下記述する。算用数字は用例数を表す。

は ↓ わ

- あわしま (粟島) 1 あわの (粟野) 1 いたわしく (痛) 1 いたわり (労) 1 うわの (上野) 1 おこなわれ (行) 1 おわせ (負) 1 かわ (川・皮) 14 かわらけ (土器) 1 かわる (変) 3 くわ (桑) 2 くわ (鍬) 3 くわえたる (加) 7 くわしく (詳) 1 さわ (沢) 3 すなわち (即) 2 たまわる (給) 2 つたわる (伝) 1 ふちわら (藤原) 1

へつしてゆつりをワリぬ

越後 (建治三年 (一一七七) 十一月五日 高井道円^{時及}讓状案)

かち(加地庄)のしやうひんかしかわしり(桑)の中でうふんのちとうしきのてんちの事

中条 (至徳元年 (一三八四) 二月十五日 聖英寄進状)

ひ ↓ ゐ . い

- あい (相) 23
 - あい (綺) 1
 - かい (境) 9
 - らい (帛) 2
 - い (煩) 6
 - あいて (合)
- あいた (間) 12
 - いぬし (言) 1
 - したかい (従) 2
 - はからい (計) 11
 - あいて (合) 1
 - うかゝい (伺) 2
 - 候いぬ 1
 - ふるまい (振舞) 1
 - あつかい (扱) 3
 - たとい (縦) 1
 - もちいす (用) 1
 - あつかい (誂) 1
 - おい・をい (甥) 2
 - つかい (使) 3
 - いゝ (言) 6
 - おい (負) 1
 - とゝのい (整) 1
 - かい (貝) 1
 - とふ
 - やきはらい (焼払) 1
 - わつら

くろかハよりのほりあいてこれハくろかハのゆつりしやうなり

越後 (建長二年 (一二五〇) 十月廿八日 つふらの尼・讓状)

このほかにしひかしのさかいは

中条 (仁治二年 (一二四二) 十一月十四日 津村尼讓状案)

ふ ↓ う

- あたうる (与) 8
- いろう (綺) 1
- かなう (叶) 1
- つかう (使) 1
- ふるう (震) 1
- わきまう (弁)

すこしもまさり候ハ、かなうましく候

相馬(年未詳 相馬一族關所地置文案)

ゆつりあたうるさうまの五郎たねあきのあと

相馬(正和四年(一三二五)八月七日 尼妙悟尼妙悟讓狀)

へ↓ゑ・え

あたえて(与) 2 いゑ(家) 8 うゑ(上) 3 うんたゑ(訴) 2 おさゑ(押) 1 かゑす(返) 5 く

わえたる(加) 7 そえ(添) 3 そゑ(添) 9 たえ(耐・堪) 1 まゑ(前) 4 わきまゑ(弁) 1

草水のいもしかまゑ(舟物)の河のなかれを 林のまゑ河の中あうを

越後(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円時茂讓狀案)

いや四郎かいゑ(正)のうしろのゑ(正)のミなかミよりなかれをくたりに

中条(文永三年(一二六六)七月十三日 佐々木加地章氏讓狀案)

ほ↓を・お

こをり(郡) 5 しおたに(塩谷) 1 とをり(通) 1 なお(尚) 2 を(大) 1

きんたしおたにしおたにこれも一このちハ時さねちきやうすへし

越後(延文四年(一三五九)六月十三日 和田忠寸茂実讓狀)

はんしやうせん時はなおたおもよせられ候へく候

中条(建武五年(一三三八)七月七日 尼教意讓狀案)

以上が、東国文書に見られたハ行の仮名遣いの異例であるが、当然、すべての語がア行やワ行に表記されているわけではなく、ハ行のままの例も見られる。表11は、ハ行表記とハ行表記でない例を年代別に整理し、表12は、年代不詳のものも含めた全例を示したものである。

同一語をハ行表記と、ワ行またはア行に表記する例の両方が見られた語は、表13の通りである。東国文書におけるこのような同一語の混同表記は一般的であったのか、それとも東国文書に特徴的なことであったのかを考察するために、比較対象として仮名文学作品におけるハ行の仮名遣いについて取り上げる。対象とする仮名文学作品は、阿仏尼本「源氏物語『はゝき木』」¹（以下『源氏』）、文保本『保元物語』²（以下『保元』）、伏見院宸翰本『松浦宮物語』³（以下『松浦』）とする。『源氏』、『保元』、『松浦』のハ行仮名遣いの用例、用例数等については坂詰力治氏⁴の調査によるものである。

坂詰氏によれば、以上の仮名文学作品におけるハ行の仮名遣いは、同一語をハ行とア行またはワ行と混同して表記している例は、古文書の場合と比べると少数であった。例えば、『保元』では「タマフ（給）」という語は、「タマハ」が十例、「タマワ」が一例とのことであるので、ほぼハ行表記で統一されると言える。一方で、「ゆゑ（行方）」・「なを（猶）」（『松浦』）、「いゑ（家）」・「いゑぢ（家路）」・「いゑる（家居）」（『源氏』）などは、ワ行表記で統一されているとのことである。上記のような仮名文学作品においては、同一語のハ行とワ行またはア行の仮名遣いが混同される場合は少ないようである。

表 21

八行の仮名遣い(年代別・東国文書)

年代	八行表記		八行表記でない			
1201~ 1250	は→は	10	23	は→わ	0	10
	ひ→ひ	7		ひ→いゐ	7	
	ふ→ふ	3		ふ→う	0	
	へ→へ	3		へ→え・ゑ	3	
	ほ→ほ	0		ほ→お・を	0	
1251~ 1300	は→は	52	103	は→わ	11	32
	ひ→ひ	39		ひ→いゐ	4	
	ふ→ふ	4		ふ→う	1	
	へ→へ	8		へ→え・ゑ	15	
	ほ→ほ	0		ほ→お・を	1	
1301~ 1350	は→は	31	85	は→わ	14	75
	ひ→ひ	18		ひ→いゐ	31	
	ふ→ふ	3		ふ→う	7	
	へ→へ	24		へ→え・ゑ	16	
	ほ→ほ	9		ほ→お・を	7	
1351~ 1400	は→は	21	69	は→わ	9	25
	ひ→ひ	5		ひ→いゐ	10	
	ふ→ふ	8		ふ→う	1	
	へ→へ	29		へ→え・ゑ	4	
	ほ→ほ	6		ほ→お・を	1	
1401~ 1450	は→は	6	16	は→わ	2	10
	ひ→ひ	1		ひ→いゐ	5	
	ふ→ふ	2		ふ→う	0	
	へ→へ	6		へ→え・ゑ	3	
	ほ→ほ	1		ほ→お・を	0	
1451~ 1500	は→は	28	65	は→わ	2	18
	ひ→ひ	5		ひ→いゐ	14	
	ふ→ふ	3		ふ→う	2	
	へ→へ	28		へ→え・ゑ	0	
	ほ→ほ	1		ほ→お・を	0	
1501~ 1550	は→は	43	84	は→わ	1	9
	ひ→ひ	11		ひ→いゐ	6	
	ふ→ふ	0		ふ→う	0	
	へ→へ	22		へ→え・ゑ	2	
	ほ→ほ	8		ほ→お・を	0	
1551~ 1600	は→は	11	32	は→わ	5	12
	ひ→ひ	5		ひ→いゐ	5	
	ふ→ふ	2		ふ→う	0	
	へ→へ	14		へ→え・ゑ	1	
	ほ→ほ	0		ほ→お・を	1	

表 12

八行の仮名遣い(東国文書)

八行表記		八行表記でない			
は→は	215	507	は→わ	46	207
ひ→ひ	92		ひ→いゐ	93	
ふ→ふ	27		ふ→う	12	
へ→へ	146		へ→え・ゑ	46	
ほ→ほ	27		ほ→お・を	10	

このことは、表13に見るような東国文書の「かハ(河・川)」と「かわ」、「あひた(間)」と「あいた」のように同一語における混同が多いという傾向とは、異なるものであると言える。「かハ(河・川)」と「かわ」のようなどちらとも表記例が見出せる東国文書には、仮名文学作品に見られるような、表記の上で一方に統一しようとする意識は薄いことがうかがえる。このように東国文書は、仮名遣いにおける規範のしほりが、文学作品よりも緩やかであると言えるのではないだろうか。

表 13

八行の仮名遣い(同語比較)

八行表記		八行表記でない	
は			
あハの(粟野)	1	あわの(粟野)	1
いたはり(労)	1	いたわり(労)	1
うハの(上野)	4	うわの(上野)	1
かハ(川・河)	30	かわ(川・河)	13
かはる(変・代)	3	かわる(変)	3
くハ(桑)	1	くわ(桑)	2
くハシ(群)	19	くわし(群)	1
さは(沢)	10	さわ(沢)	3
すなはち(即)	1	すなわち(即)	2
たまはる(給・賜)	8	たまわる(給)	2
ひ			
あひ(相)	11	あい(相)	23
あひた(間)	16	あいた(間)	12
あひて(合)	3	あいて(合)	1
うかゝひ(伺)	1	うかゝい(伺)	2
さかひ(境)	26	さかい(境)	9
したかひ(従)	3	したかい(従)	2
たとひ(仮令)	1	たとい(仮令)	1
とゝのひ(整)	1	とゝのい(整)	1
ハからひ(計)	3	はからい(計)	11
わつらひ(煩)	6	わつらい(煩)	6
ふ			
あたふ(与)	8	あたう(与)	8
いろふ(綺)	1	いろう(綺)	1
かなふましく(叶)	2	かなうましく(叶)	1
へ			
あたへ(与)	3	あたえ(与)	2
いへ(家)	1	いゑ(家)	8
うへ(上)	6	うゑ(上)	3
かへす(返)	13	かゑす(返)	5
そへ(添)	24	そえ・ゑ(添)	12
まへ(前)	10	まえ(前)	4
ほ			
こほり(郡)	12	こをり(郡)	5
しほ(塩)	1	しお(塩)	1

第五項 助詞「を」と「へ」の表記

以下では、助詞の「を」と「へ」について取り上げ、古文書における表記を示していきたい。現代においては助詞「を」、「へ」をア行の「お」や「え」と書くのは誤りであると学校教育で習う。しかし古文書においては「を」、「へ」を「お」や「ゑ」と表記した例が少なくはない。現代のような学校教育のない時代に書かれた古文書には、これらの助詞を「お」や「ゑ」と表記する例が見られるのである。

1 助詞の「を」の表記

- 1 てつきのせうもんおあいくしてあさなけさとう二ゆつりあたうところ也

越後(弘安八年(二二八五)二月十三日 色部長信讀状)

- 2 両度の御下文おそゑて讓渡所也

大悲山(正和二年(二二二三)十一月廿三日 相馬通胤讀状)

- 3 かやのりの神田のかミのくろお西ゑとをして
大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤譲状)
- 4 永代おかきりて譲渡所也
大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤譲状)
- 5 かやうに御下文あ□んとて譲状おそむきい覽おいたすものならハ
大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤譲状)
- 6 行胤分お露夜又申給わるへし
大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤譲状)
- 7 通胤存□面に譲状おかき安堵の御下文お申上へハ大悲山(正和二年(一三三三)十一月廿三日 相馬通胤譲状)
- 8 いらんさまたけおいたさんまさひてかしそんに
越後(正慶元年(一三三二)八月十五日 河村政秀譲状案)
- 9 政秀かあとおなかくちきやうすへからす
越後(正慶元年(一三三二)八月十五日 河村政秀譲状案)
- 10 いやけんし入道か田在家一けんこれおのそく
相馬(建武二年(一三三三)十一月廿日 相馬重胤譲状案)
- 11 この跡おも次郎知行すへしいつれの子なりとも此状おそむきていらんおいたさハ不孝たるへし
相馬(建武二年(一三三三)十一月廿日 相馬重胤譲状案)
- 12 あまか御しやうおもとふらいて給ハるへく候
相馬岡田(建武三年(一三三三)六月廿五日 れうくう譲状)
- 13 右このむねおまほるへし
越後(延元二年(一三三七)十一月一日 時長年貢配分状)
- 14 しやてい弥三郎おやうしとして
中条(建武四年(一三三七)六月十日 中条道秀_茂譲状)
- 15 一筆同日の状おもてかきあたうるうゑハ
中条(建武四年(一三三七)六月十日 中条道秀_茂譲状)
- 16 はんしやうせん時はなおたおもよせられ候へく候
中条(建武五年(一三三八)七月七日 尼教意譲状案)

17 御てらのやうお見まいらせ候へく候 (撰)
高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

18 たうけんの御房のふくしおも御わたり候御為にてすへきよし高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

19 きへいしかことこの文のことおきくへき事のこれへ仰き□せ給へく候 (紀平次カ)

高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

20 ほたいのためにはんふんおハゑいたいにゆつり申候 (麻川兵衛)
中条(応安五年(一三七二)六月三日 尼聖多き讓状)

21 又くろかハひやうへ大郎いやしきおそへて (少将)
越後(永和二年(一三七六)二月十日 和田時実自筆同日一筆讓状)

22 信光ちきやうせしむるお政光讓あたふる物なり此うち二日いちさかいたおハしやうせう殿・しやうさく (匠作)

殿・しやうけん殿三人讓なり (符監)
南部(天授二年(一三七六)正月廿二日 南部信光讓状)

23 彼の讓状おまほりてはいりやうすへし (符監)
南部(天授二年(一三七六)正月廿二日 南部信光讓状)

24 いんないのむらに下内おハあねかめつる 太郎入道かさいけおハ中あねまついぬ

相馬岡田(康曆(三)年(一三八二)五月廿四日 相馬胤繁讓状)

25 こけにハとうない二郎かさいけおとらするなり (那科)
相馬岡田(康曆(三)年(一三八二)五月廿四日 相馬胤繁讓状)

26 ことさらかたくさいくわおすへし (那科)
中条(応永十九年(一四二二)二月九日 中条寒資置文)

27 なんときもてつきをひきてぬす人のさたおいたされ候へし

越後(応永十九年(一四二二)八月十八日 尼めうきよく置文案)

28 此きしんに慈悲おたまへ (撰)
越後(永享八年(一四三六)八月十九日 大輪寺契端寄進状)

29 さやうの人々おも御存ち候ハす候
中条(宝徳四年(一四五二)八月十二日 輔澄書状)

30 弥七郎治実・智覚房自筆お為以後取置候
中条(文明十二年(一四八〇)十月十六日 黒川応田氏置文)

31 剩新屋お立させられ候
中条(文明十二年(一四八〇)極月廿日 黒田応田氏書状)

32 私領地へ御手お可被入御覚悟
中条(文明十二年(一四八〇)極月廿日 黒田応田氏書状)

33 御芳志お奉憑外無他候
中条(文明十二年(一四八〇)極月廿日 黒田応田氏書状)

34 さてハおうせなく候事お申とそんし候て
中条(文明十八年(一四八六)カ九月十五日 某書状)

35 御ちきやうなく候ところおかやうに洩承候ハ
中条(文明十八年(一四八六)カ九月十五日 某書状)

36 御ひん二人お遣申へく候
中条(文明十八年(一四八六)カ九月十五日 某書状)

2-7の「大悲山文書」では、以下のように同一文書内に正しい「を」表記もある。

・しかるを子息□次郎行胤に

・そのむねを存知すへし

・い覽をいたすへからすして知行すへし

10・11は案文で、すべての助詞の「を」が「お」と表記されている。一方、この案文の正文と見られる文書では、助詞の「を」はすべて「を」が使われている。両者は多少地名や人名等に差異があるものの、ほぼ同一の内容の文書である。しかし、このように助詞「を」に対する表記の違いから、正文と案文の筆録者は異なる表記法

を持つていることが窺える。案文の方で「を」が使われているのは「ますのを村」の一例のみで、その他「」において（於）「なども」お」である。つまり案文の方の筆録者は、一部を除いて語頭・語中語尾はすべて「お」と表記する表記法を持つていると思われる。

22・23の譲状は助詞「を」はすべて「お」になっており、他にも助詞「は」が「わ」と表記されている例「せんさ（千盛）いたけまつ二人にわ女子三人のことくにはいふんすへし」が一例ある。

24・25の譲状には以下のように助詞「を」表記も存在する。

- ・上やかわらいや平二郎かさいけをハいも□小くろにとらするなり
- ・このところをちきやうすへきなり
- ・おやのゆいこんをそむかハ

助詞「を」をすべて「お」で表す文書もあれば、「を」で表す文書もあるが、「を」、「お」どちらの表記も見られ、統一されていない文書もあり、文書によつて様々な様相を見せる。

2 助詞「へ」「の」の表記

助詞「へ」をワ行の「ゑ」と表記した例が以下のように見られる。

- 1 かやのりの神田のかミのくろお西ゑとをして
大悲山（正和二年（一三三三）十一月廿三日 相馬通胤譲状）
- 2 はせさせ給へきよし（奥）お（奥）く（奥）ゑも申つかはさせ給へく候
高幡（暦応二年（一三三九）カ十一月二日 山内経之巻状）

- 3 かならず／＼^(常陸)ひたちち^(常陸)ゑ下へく候
高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 4 やかてひたちち^(常陸)ゑむくへく候
高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 5 下かうへ^(河辺)ゑ下候てもやかてかせん^(合殿)なんともある事も候へく候高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 6 けふ十二日にてい^(体)にしたかひ候て下かうへ^(本)ゑつかれ候へく候高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 7 しをもと^(原本)ゑむかひ候しほに
高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 8 あらい^(新井殿)とのゝ御かた^(新)ゑも状をまいらせたく存候へとも
高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 9 そうしてミろくたう^(新)ゑきしん申たるふんミなそへて 越後(永和(一三七五)一三七九)五月十日 石川道景寄進状)
- 10 御たつちう^(新)ゑゑいたいをかきりてきしん申ところなり 越後(至徳三年(一三八六)七月廿六日 羽黒景茂寄進状)
- 11 か^(新)ミゑ申候て 越後(至徳三年(一三八六)七月廿六日 羽黒景茂寄進状)
- 助詞「へ」は「ゑ」と表記する例が現れた。特に2、8の山内経之書状では「ゑ」表記が多いことが目立つ。

3 仮名文学作品との比較

以上、見てきたように助詞の「を」や「へ」を正用表記ではなく、「お」や「ゑ」と誤用した例は、古文書に特徴的なことなのかを仮名文学作品と比較してみることにする。対象とする仮名文学作品は、伝為明筆本『狭衣』巻一と巻二⁵(以下『狭衣』、『古今集延五記』)。(以下『延五記』)である。『狭衣』の用例、用例数等は村上もと氏、『延五記』の用例、用例数等は田辺佳代氏の調査によるものである⁷。

村上氏の調査によれば、表14のように『狭衣』では巻一、二合わせて、助詞「を」「お」に誤用した例は五例、助詞「へ」を「え」に誤用した例は三例、「ゑ」は二例であった。

『延五記』については、田辺氏の調査によれば、助詞「を」「も」「へ」も誤用はないとのことであった。

表 14
東国文書と仮名文学作品の
助詞の表記

延五記	狭衣	東国文書	助詞「を」の誤用	助詞「へ」の誤用
なし	5	36		
なし	5	11		

以上のように、仮名文学作品では助詞の「を」「や」「へ」の誤用はほとんどなく、「お」や「ゑ」のような表記は稀であることが分かる。

一方の東国文書では、もちろん正用表記されている場合もあるが、誤用の例もこれだけ認められる。しかも、特定の人物が書いたものといった一つの文書に限って見られることではなくて、書き手も年代も広く見られるのである。これは、助詞の「を」と「へ」は、「お」や「え」、「ゑ」と書くのではなく、「を」と「へ」に書くという表記の規範が、古文書においては文学作品ほど厳しく作用せず、結果として多くの誤用表記が見られるのではないだろうか。

- 1 鎌倉時代中期に阿仏尼によつて書写されたと推定される「伝阿仏尼筆紀州徳川家旧蔵本源氏物語帯木」。東洋大学図書館蔵。
- 2 鎌倉時代末期文保二年（一一三一八）の奥書を持つ。中巻のみ現存。
- 3 現存諸本のうち、最古の写本とされる。鎌倉時代末期の写本。
- 4 坂詰力治「東洋大学図書館蔵「源氏物語『はゝき木』の仮名遣い」〔『文学論藻』84号、二〇一〇年二月）
- 5 坂詰力治「仮名遣いより見た半井本『保元物語』―内閣文庫（国立公文書館）本と文保本との比較を通して―」〔『文学論藻』83号、二〇〇九年二月）
- 6 坂詰力治「伏見院宸翰本『松浦宮物語』の仮名遣いについて―和語を中心として―」〔『築島裕博士古稀記念国語学論集』及古書院、一九九五年）
- 7 二条為明（一一九五―一三六四）の書写と伝えられる。しかし、吉田幸一氏によつて、その書跡から二名による寄合書であること、為明筆とは断定しがたいとされている。書写者については異論があるようだが、本文献自体の書写年代は、鎌倉末期から南北朝初期とされている。
- 8 延徳四年（一四九二）十月二十六日に、法印堯恵が藤原憲輔に二条家の古今伝授を施した自筆本。
- 9 村上もと「伝為明筆本『狭衣』の仮名遣い調査―巻一の和語を中心として―」〔『東洋大学大学院紀要』第三五集、一九九九年二月）
- 10 村上もと「伝為明筆本『狭衣』の仮名遣い調査（その二）―巻二の和語を中心として―」〔『東洋大学大学院紀要』第三六集、二〇〇〇年二月）
- 11 田辺佳代「『古今集延五記』の表記について―八行転呼を中心に―」〔『国文学研究』六三、一九七七年十月）

第二節 平仮名の用字法

平仮名の用字法について藤原定家等で検証されてきた接続回避・隣接忌避の用字法¹が東国文書にも緩やかなが見られることを報告する。その実態は、先学で指摘されるような特定の人物のみに接続回避や隣接忌避が見られるのではないこと、また、中央文献のみの表記特徴でないことを示している²。

第一項 接続の用字法

し(志) と し(之)

次の例では語頭に字画の多い字母「志」を用いて目立たせていることが分かる。

おき所(擦消) し(志) るし(之) ふみのこと

中条(文永四年(一二六七)十二月 日 某不作田地注文案)



わたし(之) し(志) やうそえ候へハ

中条(元亨三年(一一三三)三月廿二日 尼道信讓状案)



し(之) やうのし(志) しひちをもて

中条(康永三年(一一三四)五月十四日 沙弥某等二名連署状)



もちなかのあとを三ふんのよしト(之) しト(志)^{親父}んふよしかの



中条 (貞和六年(一三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

いやしきあんのはうすかうしト(志)^{使者}しト(之) やにゆつり申候 中条 (応安五年(一三七二)六月三日 尼聖多き讓状)



か(可)と か(加)

ひこ四郎か(可)か(加)たへ

中条 (文明十八年(一四八六)カ月日不詳 某小山年貢注文)



右のかの例では、助詞「か」は(可)を用い目立たないが、「かた」の「か」は語頭ということもあり、目立つ(加)を用いていることが分かる。

よそなから御めにか(加)か(可)りたくそんしとくたつね申候へとも



中条 (永正五年(一五〇八)カ七月二日 色部昌長書状)

こちらも「かかりたく」という語頭の「か」は(加)を用いて目立たせていることが分かる。

を(越)とを(遠)

観応二年のなかれををふへし 観た子のなかれをよて

越後(観応二年(一三五二)九月廿日 河村秀継讓状)

こちらは字母を「越」と「遠」で変化させて区別していることが分かる。

は(ハ)と は(者)

御目へハは(者)や立可彼申候敷与存候



中条(永禄十二年(一五六九)カ八月廿四日 新発田忠敦書状)

雲雀ハは(者)や過申候間無御座候



中条(永禄十二年(一五六九)カ八月廿四日 新発田忠敦書状)

右の二例は、「はや」の「は」は(者)を用い、助詞「は」は「ハ」を用いている。

次の「よしなりいちこののちは」という「の」が続く例では、助詞「の」と「のち」の語頭の「の」の字形を変化させて区別していることが分かる。

の(乃)

よしなりいちこのの(乃)ちは



中条(建武五年(一三三八)七月七日 尼教意讓状案)

字母は同じだが、上の「よ」を大きく書いている。

よ(与)

りやうしよより



中条(応安五年(一三七二)六月三日 尼聖念き譲状)

第二項 隣接の用字法

次の「の」の例は、右側の助詞「の」と左側の「よしかの」の「の」が隣り合っているため、異なる字母を用いて区別させていることが分かる。

の(乃)と の(能)

もちなかの(乃)あとを三ふんのよししんふ

よしかの(能)うんたゑ申へきよし



中条(貞和六年(二三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

つ(徒)と つ(川)

たてよりしたてつ(徒)くり

かいやのれうしんかつ(川)くり



越後(永和(一三七五)一三七九)五月十日 石川道景寄進状)

み(三)とみ(見)・た(太)とた(多)

そうしてミろくた(多)うゑきしん申

たるふんミなそへてみ(見)ろくた(太)うともに

りしして(三)あ(三)う(三)とき(三)ん(三)や(三)
そ(三)ろ(三)く(三)た(三)う(三)ゑ(三)き(三)し(三)ん(三)申(三)

越後(永和(一三七五)一三七九)五月十日 石川道景寄進状

第三項 語頭・行頭

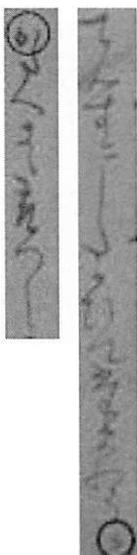
語頭や行頭に來る字は、字画の多い字母を用いて目立たせようとしている例を見ることができる。

●か(可)と か(加)

行末…てんすにしたかひてたまわうか(可)

行頭…か(加)たへさたすへし(砂汰)

中条(永仁六年(一二九八)十月廿八日 高井義重讓状案)



行末の「か」は助詞であり、字母が(可)で目立たないが、行頭の「か」は「かた(方)」の語頭でもあるので字母に(加)を用いて目立たせていること分かる。

行頭…かのそりやうハ

語頭…しかる間ゆつり状かくのことし

中条（応永廿八年（一四二二）九月十日 羽黒時茂讓状）



こちらも行頭の「か」は字画の多い（加）、また文中であつても語頭は同じく（加）を用いていることが分かる。

● 付属語は字画の小さい字

行末…てんすにしたかひてたまわうか（可）

中条（永仁六年（二二九八）十月廿八日 高井義重讓状案）



おや時茂かちうたいのそりやうたるによつて

中条（応永廿八年（二四二二）九月十日 羽黒時茂讓状）



第四項 連続する同字母の仮名表記

二なんかわむらのたきく(ま)まるにゆつりあたふるそりやうの事

越後 (正慶元年(一三三三) 八月十五日 河村政秀讓状案)

いまのふたハ(い?)や(な)なり

越後 (正慶元年(一三三三) 八月十五日 河村政秀讓状案)

どちらも「まま」「なな」と同じ字が続いているが、前の字とは続けずに一度筆を止めてから書いていることが分かる。

第三節 宛字

次のように、本来の漢字表記ではなく、同じ音の異なる字や画数の少ない字などを用いて表記する場合がある。

1 同じ音の異なる字

違乱

かやうに御下文あ□んとて讓状おそむきい覽おいたすものならハ

大悲山 (正和二年(一三一三) 十一月廿三日 相馬通胤讓状)

い覽をいたすへからすして知行すへし

大悲山 (正和二年(一三一三) 十一月廿三日 相馬通胤讓状)

2 同じ音でなおかつ画数の少ない字

陸奥国

ならひ^三六^六の國なめかたのこほりかうむらのてんすの事 相馬(応永二年(一三九五) 下総国南相馬郡等田数注進状案)

砌↓右

ことに御くにかへの右^二かり申候間 越後(慶長三年(一五九八) 三月十四日 隼人人身質入借米状)

案↓安

安^一内候 越後(享徳三年(一四五四) 五月廿日 正教保運書状)

御思安^一候て 越後(享徳三年(一四五四) 五月廿日 正教保運書状)

油断↓由断

時宜無由断^一様ニ便宜之時者可有御意見候 越後(宝徳三年(一四五二) 八月十三日 飯沼頼泰書状)

「陸奥」は漢数字「六」、「砌」は「右」、「案」は「安」、「油」は「由」というそれぞれ画数の少ない字に置き換えて労力の軽減を図っていると思われる。

1 迫野虔徳 「定家の『仮名もじ遣』」(『語文研究』37 一九七四年)

植喜代子 「藤原定家の変体仮名の用法について」(『国文学攷』82 一九七九年)

小松英雄 『いろはうた』(中公新書、一九七九年)、『仮名文の原理』(笠間書院、一九八八年)、『日本語書記史

言論』(笠間書院)

宮脇昌一 「藤原定家―その書写態度―」(『兵庫県立小野高校研究紀要』6 一九九一年)

豊田尚子 「藤原定家直筆の平仮名文における仮名の用法について」(『国文学攷』136 一九九二年)

依田泰 「藤原定家の古典書写―享祿二年本『古今集』の場合―」(『及古』32 一九九八年)

加藤良徳 「藤原定家の異体仮名の用法」(『国語と国文学』一九九九年七月)

2 金子彰 「鎌倉時代仏教者夫妻の平仮名の用法について―親鸞・恵信尼の隣接字の仮名字体の用法を中心として

―」(『ことばとくらし』第15号 二〇〇三年十月)では、仮名字体の用法が実用を旨とする親鸞・恵信尼の書状などにおいても見られることから、藤原定家や俊成のような文芸者のみで行われていたのではなく、広く一般に行われていた可能性を指摘している。

第四節 まとめ

本研究の東国文書における「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」、「お」と「を」仮名遣いについては異例のものを中心に用例を挙げた。「まゐる(参)」関連の語は調査範囲内ではすべてワ行の「ゐ」ではなく、ア行の「い」と表記されていてこの表記での使用が定着していたかと思われる。「おほへ(覚)」、「こへ(越)」など、ヤ行下二段動詞の活用行がハ行に転じた例も見られ、それらに關しては第三章でも扱うこととする。

漢字音の仮名遣いは、「永代」や元号(永和、康永、応永など)の「え」はワ行の「ゑ」で表されることが多く、これもある程度定着した仮名遣いだったのではないだろうか。

東国文書におけるハ行の仮名遣いの特徴としては、「さかひ(境)」、「さかい」、「うへ(上)」、「うゑ」のように、同一語をハ行表記と、ア行またはワ行に表記する場合の両方が見られる例が多かったことである。これを仮名文学作品の場合で調べてみると、同一語をハ行とア行またはワ行と混同して表記している例は少数であった。ハ行とア行またはワ行の両方が見られる場合でも、「タマハ」が十例、「タマワ」は一例のように、ほぼハ行で統一されているなど、作品の中でどちらかの表記に統一されている。このような同一語を「は」と書く場合も、「わ」と書く場合もある東国文書は、仮名遣いという規範が、文学作品よりも緩やかなのではないかと結論づけた。

助詞の「を」や「へ」をそれぞれア行の「お」、ワ行の「ゑ」で表記する例がしばしば見られた。「を」に関しては、同一文書内で正しい「を」表記とア行の「お」表記が混在するものや、すべてア行の「お」、ワ行の「を」で表す文書もある。また、讓狀の正文と案文での違いも見られ、正文では正しい「を」表記であるのに対し、案

文ではア行の「お」が用いられているという例もあった。

また、これについても仮名文学作品と比較を行った。文学作品の場合、助詞の「を」を「お」と表記したり、「へ」を「ゑ」と表記するような誤用はほとんどなく、このような誤用は、東国文書に特徴的なことだと分かる。

このような誤用が、東国文書において書き手も年代も広く見られることから、助詞の「を」、「へ」は「を」、「へ」に書くという一種の規範が、文学作品ほど厳しく作用せず、結果として多くの誤用表記が見られるのではないだろうか。

以上のハ行の仮名遣いと、助詞「を」・「へ」の表記に共通して言えることは、東国文書の表記規範が仮名文学作品の場合と比べて緩やかなことから、ハ行の仮名遣いでは同一語の混同例や、助詞「を」・「へ」の表記では「お」や「ゑ」といった誤用が結果として多く見られると考えられる。

平仮名の用字法については、一行のなかで同じ仮名が続く場合に異なる字母の仮名を使用したり、語の切れ目を示すために連続で表記しないという配慮が見られる場合があることを指摘した。藤原定家等で検証されてきたこのような用字法は、古文書東国文書においても緩やかながら見られることが分かった。

博士論文

中世文書の日本語史的研究

— 東国文書を中心に —

(二分冊のうち二)

東京女子大学大学院人間科学研究科

川野 絵梨

博士論文

中世文書の日本語史的研究

— 東国文書を中心に —

The Study of Japanese Language in Historical Documents of
Eastern Japan in the Middle Ages

(二分冊のうち一)

二〇一八年十一月二十八日

東京女子大学大学院人間科学研究科

川野 絵梨

目次

第三章 語法

第一節 活用形

第一項 二段活用的一段化

第二項 連体形終止

第三項 助動詞の附属用法の乱れ

第四項 動詞の活用形式や行の変動

第五項 終止形の用法の異例

第二節 動詞

第一項 たぶ(賜)

第二項 たばす(賜)

第三節 助動詞

第一項 た

第二項 むず(んず)

第四節 助詞

第一項 とん・どん

.....
135

.....
156

.....
165

.....
168

第二項 ずんば

第三項 ばし

第五節 形容詞

第六節 形容動詞 タリ活用

第七節 まとめ

第四章 現代方言との比較

第一節 東北地方

第一項 青森・岩手

第二項 福島

第三項 まとめ

第二節 越後（新潟）地方

第三節 関東地方

第一項 埼玉

第二項 東京（日野）

第三項 まとめ

203 196

190

188 186 186

第四節 東国文書と現代方言

.....
207

第二部 中央文書の言語

第一章 音韻

第一節 国語音について

.....
208

第一項 母音とその表記

第二項 促音の表記

第三項 音便

第二節 漢字音について

.....
230

第一項 母音とその表記

第二項 拗音とその表記

第三節 まとめ

.....
237

第二章 表記

第一節 語頭・語中語尾の仮名遣い

.....
239

第一項 「い」「ゐ」の仮名遣い

第二項 「え」・「ゑ」の仮名遣い

第三項 「お」・「を」の仮名遣い

第四項 八行の仮名遣い

第五項 助詞「を」と「へ」

第二節 平仮名の用字法

第一項 連続する同字母の表記

第三節 抄物書き

第四節 まとめ

第三章 語法

第一節 活用形

第一項 助動詞の附属用法の乱れ

第二項 動詞の活用形式や行の変動

第二節 動詞

第一項 たぶ(賜)

第二項 まゐす(参)

第三項 まらす(参)

.....
264

.....
263

.....
261

.....
259

.....
257

第三節 助動詞

第一項 た

第二項 むず(んず)

第四節 助詞

第一項 とん・どん

第五節 まとめ

結章

資料編

第一分冊目次

序章 本研究の目的と方法

第一部 東国文書の言語

第一章 音韻

第二章 表記

..... 271

..... 273

..... 273

..... 275

..... 286

第三章 語法

本章は、東国文書の語法について、動詞の活用形、助動詞、助詞等を扱う。

第一節 活用形

第一項 二段活用の一段化

動詞の二段活用の一段化については院政鎌倉期より広く起り始め、用例が多く現れてくることである¹。この一段化の現象はまず音節数では短音節語から、行ではア・ハ・ヤ行から、上下二段活用では上二段活用の方から始まったのではないかとされており、院政鎌倉期の用例では上二段の一段化の用例がやや多いとされている²。

本研究の東国文書では下二段動詞「あたふ(与)」が一段化した次の例「あたへる」が採録された。

このあとを^トあた^ルるへか まこ五郎しけたねそのと^トころをハ やうすへし

相馬(永仁四年(一二九六)八月廿四日 相馬胤門讓状)

右の例は文脈からして「あたへる(与)へからす」となるべきところであろう。下接語「べし」の上は終止形なので「あたふる」ではなく、「あたへる」の「へ(え)」が脱落したものと見て、二段活用の一段化の例とした。

下二段「あたふ(与)」から下二段「あたへる」への変化となる。

次の例は下二段動詞「あつ(当)」の連体形「あつる」とあるべきところが一段化し、「あてる」となった例であると考える。

ゆつりあてるそりやうの事ゑちこのくにおく山しやうきた条時実ちきやうふんのうち

越後(永和二年(一三七六)二月十日 和田時実自筆同日一筆讀状)

ゆつりあてるそりやうの事ゑちこのくにおく山しやうきた条

越後(永和二年(一三七六)月十日 和田時実自筆同日一筆讀状)

ゆつりあてるそりやうの事ゑちこのくにおく山しやうきた条

越後(永和二年(一三七六)二月十日 和田時実自筆同日一筆讀状)

ゆつりあてるしよりやうの事ゑちこのくにおく山のしやうきた条

越後(永和二年(一三七六)二月十日 和田時実讀状案)

院政鎌倉期の一段化の用例として従来知られている例を以下に引用する。以下の用例は、山内洋一郎氏がこれまでの二段活用の一段化の例として先行研究に挙げられた例を丹念に精査され、一段化の確例とされたものを引用した³。傍線は川野による。

1 上二段の一段化の例

明秘反 百一

媚 コフ

(前田本 色葉字類抄 4)

コヒタル
コヒタル

術婆伽(略)ツリシテ返シ時ニ長者(ノ)門ヲスキルニ高樓帳ヲ風吹上ケタルヨリ此ヲ見テ

(三教指帰注三十丁ウ 5)

暴虎憑河、而無^{ソイル}悔者、吾不^レ与也

(論語 高山寺藏寛元元年写 6)

耄 ヲイル

(字鏡集 7)

学^{トキハ}也禄。在リニ其ノ中ニ一

(観智院本世俗諺文 鎌倉初期点 8)

困^{クルシムテ}而学^{ヒル}〔之〕者又其ノ次ナリ也

(観智院本世俗諺文 鎌倉初期点)

曲礼云ク(略)宜シクル有三^所尊^{ヒル}也

(観智院本世俗諺文 鎌倉初期点)

2 下二段の一段化の例

糸 へる

(和歌初学抄 9)

経^{ヘル}
ヘタリ

(前田本 色葉字類抄)

麗…カホヨシ カス へル アキラカニ…

(観智院本 類聚名義抄 10)

総 フサ子ル

(伊呂波字類抄 11)

栄後(下)云ハマコヒニ至ルマテサカヘルト云フ意也

(三教指帰注五十二丁ウ 12)

梵語ハ仮名ヲ書ツケルヤウニヒタクダリナル物ニテ

(光言句義釈聴集記(正元元年写) 13)

また、山内洋一郎氏は、上二段の用例も含めて一段化の例が資料の面では和歌にはないことと、東国語系資料

とされる「三教指帰注」にあることを注目しており¹⁴、本研究の例も東国文書からの採録であることを指摘しておきたい。室町時代になるとロドリゲスの『日本大文典』で「現在形でE(エ)に終るあらゆる動詞は、話しこ
とばで稀にしか使はれない別の構造に従ふ。ただ“関東(Quantó)”で用ゐられ、又“都(Miaco)”で一部の者
に用ゐられてゐる。それは語根にPu(る)の綴字を添へて作る。例へば、Cubern(焼く)・ageru(上げる)・
motomeru(求める)・faneru(跳ねる)・totoquern(届ける)(後略)」(第一巻「動詞の活用に就いて」とある
ように東日本で一段化が進んでいたようである¹⁵。言語変化が東国から始まったものが多いのではないかという
見方を証明するのは容易ではないが、今回のような東国の古文書の言語を明らかにすることでその解明に近づく
ことができるのではないかと思う。

第二項 連体形終止

連体形が終止形の機能をも兼用する用法で、中世語を特徴付ける語法の一つと言える¹⁶。

次の例は「とらす(取)」の連体形「とらする」が文を終止する用法として現れたものである。「とらする」の
前に係助詞や疑問語はない。

中条のうちついちの村ハついち殿こほうしにとらする こほうしいかなる事も候ハ、

中条(文和四年(一三五五)八月廿五日 中条茂資願状)

かなやうわのまつのうらいや一にゑいたいとらする もしこなくハそうりやうい(一 採)やふくかゝたへかへすへし

越後（永和二年（一三七六）月十日 和田時実自筆同日一筆贖状）

又くろかハひやうへ大郎いやしきおそへて又一にゑいたいとらする もしこなくハそうりやういやふくか

たへかすすへし

越後（永和二年（一三七六）二月十日 和田時実自筆同日一筆贖状）

又くろかわひやうゑ大郎いやしきおそゑて又一にゑいたいとらする もしこなくハそうりやういやふくか

たへかゑすへし

越後（永和二年（一三七六）二月十日 和田時実贖状案）

次の例は助動詞「けり」の連体形終止の例である。

御下向之時分御出候ける 罷出候て不懸御目候

越後（享徳三年（一四五四）カ十月二日 飯沼頼泰書状）

第三項 助動詞の附属用法の乱れ

古文書の言語には、次のような「べし」「まじ」に接続する活用形が終止形でない例が見出される。

きりうめのあたりあたりとおもひ候たつねへく候

越後（正徳五年（一二九二）七月十八日カ 和与状勘文）

たれにてもきゝわけられましく候や

中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）

このような例について橋本四郎氏は、もともと終止形に接続していた「べし」・「まじ」が院政期以後、二段活用（助動詞の未然形に接続する例が現れ（後述の福田良輔氏の論では連用形）、室町時代にはこの形が普通になり、「漸次このまゝで定着に向ふやうである」としている¹⁷。また、本研究が分析の対象としている古文書に見られ

るこのような接続の例については、福田良輔氏が早くに指摘している¹⁸。福田氏は推量の助動詞(らし・らむ・めり・べし(べかり)・まじ(ましじ))に上一段動詞の連用形からついた例が上代にかなり見られることを指摘した上で、この語法を「上代の古い語法」だとする。また、院政期以後の仮名文書の中に多く現れるようになるのは「口頭語または無字階層の一般庶民の口頭語として底辺に生きつづけていたことを示唆するものと解すべき¹⁹」としている。

山内洋一郎氏は、『鎌倉遺文』におけるこのような「べし」「まじ」の接続の混乱の例を三十例挙げている²⁰。(用例は後掲)。他に武家家法などの法制資料に見られる「べし・まじ」の用例を採録しており、その範囲から「地域性なく」これらの例が使用されていたのではないかと述べている。

本研究では中世東国文書の用例からこの接続の混乱について考えてみたいと思う。また、比較の対象として同時期の中央文書に見られる接続混乱の例についても調査を行った(第二部第三章)。なお、本研究におけるこのような附属用法の乱れの例は、終止形接続の「べし・まじ」に未然形または連用形が接続したものとして示すこととする。

1 未然形または連用形+べし

本研究で独自に採録した「べし」に未然形または連用形が接続する例は正応五年(一二九二)から見られる。

1 きりうめのあたりあたりとおもひ候たつねへく候

越後(正応五年(一二九二)七月十八日カ 和与状勘文)

- 2 よく／＼見分させへく候 越後(正応五年(一二九二)七月十八日カ 和与状勘文)
- 3 くワしくたつね候て申のほせへく候 越後(正応五年(一二九二)七月十八日カ 和与状勘文)
- 4 いつれもをなししゆせきにあらすハもちいへからす 相馬岡田(元徳三年(一三三二)九月廿六日 相馬胤康願状)
- 5 をなししゆせきならすハもちいへからす 相馬岡田(元徳三年(一三三二)九月廿六日 相馬胤康願状)
- 6 ふけうの女子としてふちをくわへへからす 大悲山(建武四年(一三三七)十一月廿一日 相馬行胤願状)
- 7 心もとな□存候そしう候しさいけまいらせへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ八月十六日 山内経之書状)
- 8 もしようとうハしのこり候ハ、とり候て給候てゆミかハせてまいらせへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ八月十六日 山内経之書状)
- 9 悦すへく候よし申つけへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ八月十六日 山内経之書状)
- 10 □をも申下されへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ十一月二日 山内経之書状)
- 11 あるへきよしとのふミをみせへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 12 たハラせましく候とておさへへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 13 それも沙汰させへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 14 むかはぬ人はミな／＼しよりやうをとられへきよし申候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日未詳 山内経之書状)
- 15 仰つけへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 16 わさと申入られへく候 高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

- 17 とのいよく(一四四)申へく候よし申つけへく候
高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)
- 18 よのゆつりありとゆふとももちいへからす
南部(興国四年(一三四三)六月廿日 尼しれん讓状)
- 19 いつれもしひつなりしひつにてなからんをハもちいへからす
南部(興国五年(一三四四)二月十三日 尼しれん讓状)
- 20 そうりやうより返てうんたへへきよしうけ給候あいた
越後(貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)
- 21 御公事ハ田ちやうにまかせてはいふんしてあきらめへし
越後(観応二年(一三五二)九月廿日 河村秀繼讓状)
- 22 ゆつりしやうとゆうとももちいへからす
越後(延文四年(一三五九)六月十三日 和田忠寸茂実讓状)
- 23 もし男子女子にても候へいてきたるやから候ハもちいへからす
相馬岡田(貞治二年(一三六三)八月十八日 相馬胤家讓状)
- 24 けんそくハとよつる丸と かうあつてわけへく候
相馬岡田(応永九年(一四〇二)五月十四日 相馬胤久讓状)
- 25 ことくかゑされへく候
中条(正長元年(一四二八)三月廿日 千坂信高書状)
- 26 いつれもかゑされへき由
中条(正長元年(一四二八)三月廿日 千坂信高書状)
- 27 其段相心得られへく候
中条(正長元年(一四二八)三月廿日 千坂信高書状)
- 28 定御意にもかけられへく候へとも
中条(寛正五年(一四六四)カ八月十九日 中条朝資書状)
- 29 ミなくへかさねて状をもまいらせへきにて候へ
中条(文明十二年(一四八〇)カ十一月十二日 中条朝資書状)
- 30 さやうになく候てハ事わけへく候
中条(文明十二年(一四八〇)カ十一月十二日 中条朝資書状)

- 31 さためて委物かたりいたされへく候や
中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）
- 32 かさねて申のほせられへく候
中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）
- 33 いろ／＼申たてへく候か
中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）
- 34 くハしくたつね申されへく候
中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）
- 35 談合申されへく候
中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）
- 36 くたられへく候
越後（明応三年（一四九四）九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案）
- 37 又ハ合力等之事も申かけへからす候
越後（明応三年（一四九四）九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案）
- 38 けんちう等之事申かけへからす候
越後（明応三年（一四九四）九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案）
- 39 人足の一人も申かけへからす候
越後（明応三年（一四九四）九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案）
- 40 いさゝかの諸公事・諸やくまでも申かけへからす候
越後（明応三年（一四九四）九月廿六日 原宗安・同能秀連署讓状案）
- 41 上てうのようかいニ火をつけへき由申人候哉
越後（天文三年（一五三四）カ三月十日 長尾為景書状）
- 42 然者なわつきの申事きかせられへく候
越後（天文四年（一五三五）卯月三日 本庄房長書状）
- 43 その分ニさせられへく候ハ、
越後（天文四年（一五三五）四月四日 本庄房長書状）
- 44 御判かへられへきよし候て
越後（天文四年（一五三五）四月六日 本庄房長書状）
- 45 おほせつけられへく候事簡要候
越後（天文四年（一五三五）四月六日 本庄房長書状）
- 46 六郎殿申候由おほせ候て如何なされへく候哉
越後（年不詳十月十八日 五十公野輔親書状）

本研究で資料として扱った東国文書内で見られた範囲では「未然形または連用形十ベシ」の用例は、正応五年（一二九二）という鎌倉初期の文書から見られることが分かる。上接の動詞については福田氏が下二段・上一段・サ変・ラ変・四段活用動詞の連用形についていたとしている。本研究の東国文書の用例では下二段・上一段活用動詞の例が見られた。下二段・上一段活用の動詞は、未然形と連用形は同形であって区別し難い。見出しに「未然形または連用形」とした所以である。

同一文書内での複数の用例が見られる場合があり、特に28～36の中条朝資の書状では多く見られたが、さらに彼の書状には他にも「こしらえ↓こしらい」のようなイとエの音韻の交替例や、「めかゝへし時」や「たくかいなる御さた」のような意義未詳語も見られ、文法的規範や表記規範の緩やかな文書であることが窺える。42～45の「本庄房長書状」でも文法的規範や表記規範から逸脱した用例が多く見られる。これらの二文書の筆者の日常言語生活が強く反映した可能性を窺わせる。

管見ではこの接続の混乱に関しては橋本氏、福田氏、山内氏の先行論があることを述べたが、次に三氏が掲出した例を掲げてみたい。

橋本論文では終止形に接続する「ベシ・マジ」が院政期以後、「二段系の活用の動詞に對してそのイ列又はエ列で終る形―未然形と見うる形に接したものが見られる」こととその要因について以下の文献を調査している²¹。「接続といふ現象が上接の語の存在を前提としなければ成り立たない」ことから、動詞の動きが「ベシ・マジの

接続面が種々の形をとること」の要因であるとしている。

文語資料：『宇治拾遺物語』、『朝顔の露の宮』、『義経記』、『花世の姫』、『ぎや・ど・ぺかどる』、『どちりなきりしたん』、『曾我物語』、『無言抄』、『吳子私抄』、『唐糸草子』、『長短抄』、『今川大双紙』、『沙石集』、『大上臈御名之事』、『磯崎』、『近来風躰抄』、『申樂談義』、『三人法師』、『文正草子』、『正徹物語』

口語資料：『天草本平家物語』、『天草本伊曾保物語』、『中華若木抄』

以下、橋本論文における例をいくつか引用する。

マジ

ベシ

一音節 せまじき (宇治拾遺物語)

二音節 捨てまじき (義経記・花世の姫)

三音節 助けまじ (唐糸草子)

四音節

辨へべき (長短抄)

受身助動詞 抜かれまじき (宇治拾遺物語)

見ラレベキ (長短抄)

使役助動詞 知ラセマジ (長短抄)

いらせべき (今川大双紙)

複合動詞 過ぎまびまじく (三人法師)

着かへべき (義経記)

この橋本論の挙例について、山内洋一郎氏は用例の認否の観点から「使用底本が示されないばかりか、巻・章も不明である。(中略)用例の文脈までたどり着くのは困難である」とし、論述の不徹底さを指摘している²²。

福田論文では従来、左のような東歌・防人歌に見られる四段活用動詞の連用形に推量の助動詞がついている例は東国方言的語法と言われていたが、平安初期加点の訓点資料や、土左日記・古今集・後撰集などに上一段動詞連用形から「べし」「らむ」がついた事例が見られることから、先の東歌・防人歌の例は必ずしも東国地方の方言的語法というわけではなく、むしろ上代の古い語法であるとしている。

いたく古比良之（恋ひらし）（遠江 四三三二）

乎具佐可知馬利（勝ちめり）（未勘国雑歌 三四五〇）

そしてこれらが院政期以後の仮名文書の中に多く現れるようになるとして、院政時代以降室町時代までの古文中の用例を広く全国の古文書にわたって福田氏が抜き出している。以下、一例ずつ抄出する。用例の表記（一）等）、出典は福田論文に従う。

近畿 返々此注文仏師にみせさせ於はしへからす（久安三（二一四七）「丈六仏像造営文書」「平安遺文」巻六）

中国 おこなわせへき物なり（応永二三（二四一六）「吉川法秀」「吉川家文書之一」）

四国 みなかりてつかわれへく候…かさねてそせう申されへく候畷そむかれましく候

（応永一八（二四一一）「頼阿証状」「土佐国地方史料」（近世村落自治史料集・第二））

九州 たひちのゆつりしやうもちいへからす（建治三（二二七七）「渋谷定仏贖状案」「入来院家文書」）

中部 よろしく申されへく候（応永八（二四〇二）「了山奇進沙汰状」「美濃史料」）

関東 うせられへきしやうしやうくたんのことし

(建武二(一一三三)四)「尼妙遊讓狀」『宇都宮文庫』

東北 まかりこへへきもの共

(天文六以降(二五三七))「岩城隆信書狀」(長福寺文書)『福島県史・第七卷』

上接の動詞については下二段・上一段・サ変・ラ変・四段活用動詞の連用形に接続していたとしている。これが院政期以後の仮名文書の中に多く現れるようになることは「口頭語または無字階層の一般庶民の口頭語として底辺に生きつづけていたことを示唆するもの」であるとしている。

山内論文では『鎌倉遺文』におけるこのような「べし」の接続の混乱の例を三十例挙げているが、そのいくつかを引用する²³。番号、傍線、出典の表記は山内氏著書での表記に従う。「」内は西暦を表す。

さらしのかたびらに、きぬの一をもちるべからず。 須徳天皇宣旨、建暦二年三月(一一二二)

他人に譲は……わかち知行すべし。本分限にしたがいて、わけべし。

市河盛房置文、元亨元年十月(一一三二)

いづれもをなじしゆせきにあらずハ、もちいべからず。 相馬胤雄讓狀、元徳三年九月(一一三三)

いささかもうりぬしいらんを申候ものならば、かさねたるざいくわにかゝえ申てをこなへれべく候。

性智売券、正和五年(一一三六)

右の三つ目の用例は本研究で採録した4の相馬胤康讓狀(相馬岡田文書)と同じ例である。

他の古文書の資料として山内氏は、『中世法制史料集』第三卷武家家法Iを用いている。

傍輩にも心ある人にハみかぎられべく候

(「早雲寺殿廿一箇條」第十條)

これも忠信などゝ、となへたてべく候間、かねてしらせ候。

(「結城氏新法度」二七)

山内氏は、武家法等の用例から「全国に互つていて、それぞれ使用の多寡はあるけれども、用法に差異はないようである。「未然形+べし」は、地域性なく使用されていたのであろう」としていて、「べし」に活用語の終止形以外がつく例が全国に見られると福田氏と同見解を示している。

また、小林芳規氏は連体形に「べし」がついた例をいくつか挙げている。

修撰其心ト申心ハカヤフニヲホシヌルヘキニヤ候ラム

(法華百座聞書抄才三六一行)

また「連用形+べし」の例として「高山寺本古往来」の例を挙げている。

三箇日ノ間^{コソシテ} 挙^ニ国内之人^一可^レ被^四令^三為^ニ大狩^一由、以^ニテ昨日^一被^レ定^メ給

(二二二行)

先行研究では「未然形または連用形+べし」の例が、それぞれ使用の多寡はあるけれども全国に互つていと述べているが、例えばどのような地域の文書にこの例が多いのか、少ないのかということを確認にすることで、全国的に見られる事象にも何か特徴を見つけることができるのではないかと考えている。そこで中央文書の例を調査し、両者の比較を行った。その結果については第二部で述べることにする。

2 未然形または連用形十まじ

同じく終止形接続の「まじ」も、次のような未然形または連用形接続の例が東国文書から見出される。

たれにてもきゝわけられましく候や

中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）

この入道ならてはうらミましく候間

中条（天正二年（一五七四）八月七日 上杉謙信隠居書状）

山内氏は『鎌倉遺文』で「まじ」の接続の例を次のように挙げてゐる。

自是後もあいさついゝまじく候事を蒙仰候て、

寂蓮書状案、（永仁五年）八月（一一二九七）

3 命令形十名詞

名詞に上接する活用形は連体形だが、命令形となっている例を次に示す。これを已然形十名詞と解することもできる。どちらにしても連体形接続の異例の問題であろう。

そのはたらきのやうをよく／＼きかれ候てのほられ候へよし申候

中条（文明十二年（一四八〇）カ十一月十二日 中条朝資書状）

御きやくしんあるへきよしもなく候条まいり候へよし承候ハ、

越後（天文四年（一五三五）三月廿八日 本庄房長書状）

弘願寺又は弥五郎方へ申とゝけ候へよし承候

越後（天文四年（一五三五）卯月三日 本庄房長書状）

これら三つの例は「よし（由）」の前までが命令としての引用だと捉え、『…のほられ候へ』という「よし（を）」

申候」という表現形式の略形とも解することができようか。

第四項 動詞の活用形式や行の変動

ヤ行下二段活用動詞をハ行に転じたものとして以下のものが見られた。

おほゆ(覚) 1

しさいハおほへ申候

越後(年不詳 九月十五日 某書状)

くゆ(悔)

宮福丸氏実一世の間二名をそむき候ハ、そのときハくへかへし何の子にも可出候

越後(文明十一年(一四七九)十一月廿四日 黒川氏実置文)

右は「くいかへす(悔返)」という複合語だが、「くゆ(悔)」の部分がハ行に転じている例である。またさらに「くひかへす」ではなく、「くへかへす」となっていることから、音韻の問題として①が②に表記された例としても採取した。

こゆ(越)

7

かハをこひてたかのふんの田あるへからす

中条(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円(時義)譲状)

たいのかハをこへて

中条 (仁治二年(二二四二)十一月十四日 津村尼讓状)

ゆめ／＼かはをこへてたかのうちあるへからす

中条 (仁治二年(二二四二)十一月十四日 津村尼讓状)

御家風大かい同心候てこへられ候

越後 (天文四年(一五三五)三月廿三日 本庄房長書状)

東の山ハ仏沢の水落を極楽寺へこふるみちまで

中条 (永仁二年(二二九四)六月十二日 和田茂運讓状案)

まかりこゆ (罷越)

2

さりとてハ今度こゝもとへまかりこへ候事その身のはたらきにハにあハす候よし存候

越後 (天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長書状)

此方へも御おりかミのことく御もんこん候てまかりこへ候へく候由候間

越後 (年不詳十月十八日 五十公野輔親書状)

たゆ (絶)

1

もししそんたへ候ハゝ

越後 (貞和六年(一三五〇)二月廿五日 平氏女証状)

みゆ (見)

4

このなのり見へす

越後 (正応五年(二二九二)七月十八日 和与状勘文)

あらかハのゑつニハ見へす候

越後 (正応五年(二二九二)七月十八日 和与状勘文)

「こへ(越)」や「みへ(見)」がハ行に転じた例としては多く見られた。このうち、「こひて(越)」に関して

は㊦↓㊩の音韻交替表記の例としてもとれる。本研究の東国文書においては、鎌倉時代から用例が見られるが、同じ東国文書の院政期の例としては『三教指帰注』の「サカヘル」の例が小林芳規氏によって指摘されている²⁴。

栄後(ト)云ハマコヒ(ニ)至ルマテサカヘルト云フ意也

(三教指帰注 五十二丁ウ)

このほかに、ワ行の活用動詞がハ行に転じたと見られる例も見られた。

うう(植)

おなしきやしきのうしろより北へをれて四郎二郎か柳うへたりしそハの新むみちを

中条(永仁二年(二二九四)六月十二日 和田茂連護状案)

すう(据)

はい(ト)とく(ト)の地の事氏実子細を申定はん(ト)きやう(ト)をすへ(ト)おき候上ハ於末代宮福可為計候

越後(文明十一年(二四七九)十一月廿四日 黒川氏実置文)

よわる(弱)

かきさきけん三(ト)も(ト)をうらおもてへうちぬかれや(ト)ニよ(ト)はりかへし候

中条(天正二年(一五七四)八月七日 上杉謙信(康)書状)

第五項 終止形の用法の異例

連体形が係助詞を伴わずに文を終止する用法(連体形終止)は中世に浸透した傾向であり、中世語の大きな特

徴の一つであろう²⁵。本研究の東国文書における現段階の調査では、連体形がつくべきところに終止形がつく例が確認された。句点がきて文が切れる可能性もあるが、今回は連体形が終止形となっている例としてとらえたい。

ゆつりあ¹た²う³ そりやうの事ゑちこのくにおくやまのしやう

越後（延文四年（一三五九）六月十三日 和田忠寸茂実讓状）

ゆつりあ¹た²う³ そりやうの事ゑちこのくにおく山のしやうきた条

越後（永和二年（一三七六）二月十日 和田時実自筆同日一筆讓状）

このような終止形の用法の異例は、次に示すような疑問語や格助詞「ガ」の結びを終止形で応じた例が報告されているが²⁶、本研究の東国文書での例は特に疑問語に当たる語や格助詞「ガ」は見当たらないのである。

ワレハイヅクヨリイヅクヘマカルナリ

（法華百座聞書抄 才四七三行）

カナシクオボエテ又ソホドニクヒモノニイクタバヒタリ¹トトヒタマフニ

（法華百座聞書抄 二九〇行）

注

¹ 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月）

山内洋一郎『中世語論考』清文堂、一九八九年

山内洋一郎『活用と活用形の通時的研究』清文堂、二〇〇三年

- 2 山内洋一郎『中世語論考』清文堂、一九八九年
- 3 山内洋一郎「院政鎌倉時代における二段活用的一段化」〔『国語学』第八八集、一九七二年三月〕↓『活用と活用形の通時的研究』(清文堂、二〇〇三年)に再録。
- 4 大槻文彦『口語法別記』大日本図書、一九一七年。
- 5 小林芳規(注1)に同じ。
- 6 注4に同じ。
- 7 注4に同じ。
- 8 小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』東京大学出版会、一九六七年
- 9 注4に同じ。
- 10 注3に同じ。
- 11 注4に同じ。
- 12 小林芳規「日本語の歴史 中世」〔『国文学解釈と鑑賞』一九六九年十二月〕、「中世片仮名文の国語史的研究」〔『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月〕
- 13 注12に同じ。
- 14 注2に同じ。二八頁。
- 15 注2に同じ。六三頁。
- 16 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」〔『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月〕
- 17 橋本四郎「ベシ・マジの接続面の混乱」〔『国語学』第二二集、一九五五年九月〕
- 18 福田良輔「方言と古文書」〔『国文学 解釈と鑑賞』三四卷八号、一九六九年七月〕
- 19 注18に同じ。
- 20 山内洋一郎『活用と活用形の通時的研究』清文堂、二〇〇三年、第四章第三節。
- 21 注17に同じ。
- 22 注20に同じ。用例の認否について「諸写本に異文のない用例を求め、前後の文や句から見ても該当するといふ認定から始まる」としており、本研究でもその姿勢に基づき、用例採取を行った。

$\frac{2}{6}$ $\frac{2}{5}$ $\frac{2}{4}$ $\frac{2}{3}$
注注注注
16161220
にににに
同じ。同じ。同じ。同じ。

第二節 動詞

本研究が資料とした東国文書内で見られた口語の例として、まず「たぶ(賜)」を挙げる。古文書に見られる「たぶ(賜)」に関して福田良輔氏は以下のように述べている¹⁾。

ほぼ全国的に見出される。(中略)敬意を表す動詞、またはいわゆる補助動詞として用いられ、すべての事例は四段活で、下二段活の事例はない。近畿以西部日本地域よりも、東部日本地域の古文書に多く現れており、越後・信濃以東の地域、殊に東北地方に多い。同じく敬意を表わし、動詞またはいわゆる補助動詞として用いられる四段活の「たまふ」に比して、「たぶ」の方が庶民語的傾向が強い。

以下、本動詞としての「たぶ」と、補助動詞としての「たぶ」に分けて用例を記述する。

第一項 たぶ(賜)

1 本動詞

これよりのちもたひ候はむとおもひもよりて候ものならば 越後(正嘉二年(一二五八)七月九日 黒川ノ尼起請文)

田壹ちやうハこまやさ たひ候て 相馬(弘安八年(一二八五)六月五日 阿遊^{馬村}驥^家状)

又犬若にてのこらん子にたふへき也 越後(徳治三年(一二三〇八)八月十三日 和田兼連^{置文})

母のはからひとしておんひんの子にたふへきなり 越後(徳治三年(一二三〇八)八月十三日 和田兼連^{置文})

きやうこうのためにあんをかきうらをふうしてまさひてにたふところなり

越後（元亨三年（一一三三）八月七日 河村秀久讓狀案）

ふけうのしんとしたたねやすかあとをたふへからす

相馬岡田（元徳三年（一一三二）九月廿六日 相馬胤康讓狀）

ふけうのしんとして胤康かあとをたふへからす

相馬岡田（元徳三年（一一三二）九月廿六日 相馬胤康讓狀）

六郎とのニやかてたひ候へく候よし

高幡（暦応二年（一一三九）カ月日不詳 山内経之丞狀）

一このうちハのこらん子にたふへしとミへたり

越後（暦応三年（一一三四〇）八月九日 尼妙智讓狀）

故且越祐叟庵主の身にあて候て満雜をちやうし候て永代たひたる事に候

越後（応永十九年（一一四二）十一月初六 某寄進狀）

2 補助動詞

補助動詞の「たぶ」は、動詞の連用形に直接、または接続助詞「て」を介して付いた形のものとする²。

くろかハのゆつりしやうなりはんをしてたへ

越後（建長二年（一一五〇）十月廿八日 つふらの尼高井讓狀）

右くたんの所ハこかたを片のなかつかさ中のせう五こけふんとしてゑいたいをゆつりたふところなり

南部（嘉元三年（一一三五）正月卅日 尼たうしやう讓狀）

右くたんの所ハこかたを片のなかつかさ中のせう五こけふんとしてゑいたいゆつりたふ片あいたちきやうせしむるところ也

南部（嘉元三年（一一三五）八月二日 尼たうしやう讓狀）

みきくたんのところへハかたほのなかつかさのせうこれひてこけふんとしてゑいたいちきやうすへきよし

ゆつりたふあいたちきやうせしむるところ也

南部 (延慶二年 (一一三〇九) 九月廿七日 尼たうしやう讓状)

よてむすめありわう女にこれひてかゆつりしやうあいそゑてゆつりたふところなり

南部 (延慶二年 (一一三〇九) 九月廿七日 尼たうしやう讓状)

みなうハゆつりにたひ候ハんとおもひて候うへに

南部 (正和二年 (一一三一一三) 九月十一日 尼たうしやう讓状)

太ろうこせんにゆつりたひ候へく候

南部 (正和二年 (一一三一一三) 九月十一日 尼たうしやう讓状)

御いちこのちハ三郎なかともゆつりたふへく候

越後 (正和四年 (一一三一一五) 八月十三日 色部長綱讓并狀關東安堵裏書)

のこるところなく一ゑんにたきわう丸にゆつりたふへきなり

越後 (元亨三年 (一一三三三) 八月七日 河村秀久讓状案)

うるしにいたるまでのこるところなくたきまるにゆつりたふところなり

越後 (正慶元年 (一一三三三) 八月十五日 河村政秀讓状案)

たゝわかミのこと ほとにゆつりたひ候

相馬岡田 (正和四年 (一一三一五) 八月七日 尼妙悟通稱讓状)

まさひてかちきやうふんのこるところなくたきまるにゆつりたふところなり

越後 (正慶元年 (一一三三三) 八月十五日 河村政秀讓状案)

小二郎とのゝはからいとしてあてたふへく候

相馬岡田 (建武三年 (一一三三六) 六月廿五日 れうくう讓状)

ゑひとのゝもとより候てとりてたひて候かふともこのほとハ人のかし給て候へハ

高幡 (曆応二年 (一一三三九) カ十一月 山内経之書状)

つくりてたひ入候よし御下あるへく候

高幡(曆応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之番状)

又昨日申入候しほんまうきやうのほんたつね候へともつやく候ハす候いそきのきやうをかきたへ候

高幡(曆応二年(一三三九)前後カ月日不詳 某番状)

「たぶ(賜)」は本動詞と補助動詞としての用例の二種が見られる。補助動詞としての使用では「たぶ」の上に「ゆつり(讓)」がついた「ゆつりたふ」という形での使用が最も多く、その他に「(はんを)してたへ」(津村尼讓状)や、「あてたふ」(れうくう讓状)などが見られる。

「たぶ」については、岡崎正継氏「中世の敬語―受益敬語について―」が受益敬語としての「てたぶ」の成立と展開について『平家物語』を資料として述べている。「たぶ」は平安初期から用例が見られ、その意味用法を次のように分類している。

表 15

「たぶ」の意味用法

補助動詞		独立動詞	
受益敬語	非受益敬語	受益敬語	非受益敬語
くテ下サル	オクナサル	下サル	オ与エニナル
4	3	2	1

岡崎氏の論文より、川野が表を作成。

鎌倉時代になると4の用法が「物品の具体的な授受」という「具体性を失つて、ただ抽象的な利益授受を表は

すのみの敬語補助動詞へと転性して行つた結果、「てたぶ」が生まれ、「たぶ」がほとんどすべて希求表現として用いられることから、希求する相手の身分や状況に応じるために種々の形態を生み出すとしている。

本研究の東国文書では、岡崎氏の言う「受益敬語」としての「たぶ」の使用もあるが、「非受益敬語」としての使用が目立つ。例えば次の例のようなものである。

〈例〉

(本) 又犬若にてのこらん子にたふへき也

越後(徳治三年(一一三〇八)八月十三日 和田兼連置文)

(補) のころところなく一ゑんにたきわう丸にゆつりたふへきなり

越後(元亨三年(一一三三三)八月七日 河村秀久讓状案)

本研究の東国文書の「たぶ」の用例は主に讓状の中に見られた。そのため、讓状執筆者がまず第一相続者としての自身の子息などに土地等を譲り渡すことを書いたあと、その次の相続者に対して所領を「たふへき也」、「ゆつりたふへき也」と書いていることが多い。右の例では「のこらん子」や、「たきわう丸」に当たる。つまり、利益を受ける者が「たぶ」を使用してはいないので、讓状の中で用いられている「たぶ」は受益敬語としての「たぶ」ではなく、非受益敬語の「たぶ」(お与えになる(本動詞)・おこなさる(補助動詞))として用いられていると考える。

一方、受益敬語としての「たぶ」は以下のようなものであろう。

(本)「これよりのちもたひ候はむとおもひもよりて候ものならば 越後(正嘉二年(一一五八)七月九日 黒川ノ尼起請文)

(補) くらかへのゆつりしやうなりはんをしてたへ
越後(建長二年(一二五〇)十月廿八日 つぶらの尼高井氏願状)

こかたをのなかつかさのせうこけふんとしてゑいたいをゆつりたふところなり

南部(嘉元三年(一二三〇五)正月卅日 尼たうしやう願状)

こかたをのなかつかさのせうこけふんとしてゑいたいゆつりたふあいた

南部(嘉元三年(一二三〇五)八月二日 尼たうしやう願状)

ゆつりたふあいたちきやうせしむるところ也

南部(延慶二年(一二三〇九)九月廿七日 尼たうしやう願状)

又昨日申入候しほんまうきやうのほんたつね候へともつや候ハす候いそきのきやうをかきたへ候

高幡(暦応二年(一二三三九)前後カ月日不詳 某書状)

ゑひとのゝもとより候てとりてたひて候かふともこのほとハ人のかし給て候へハ

高幡(暦応二年(一二三三九)カ十一月 山内經之書状)

つくりてたひ入候よし御下あるへく候

高幡(暦応二年(一二三三九)カ月日不詳 山内經之書状)

その他の東国文書でも以下のように「受益敬語」としての「たぶ(賜)」が見られる。「熊谷直実直筆誓願状(以下「熊谷」)」「埼玉)」、「惠信尼文書(以下「惠信尼」)」「新潟)を挙げる。「熊谷直実直筆誓願状」では「たぶ」は三例⁴、「惠信尼文書」では七例⁵見られる。

くわん上すすへくはうたかふましからん御しんけんたへ
(熊谷直実誓願状 一・七五)

又かなふましくはかなふましとしんけんたへ
(熊谷直実誓願状 一・七七)

と^(何方様)かたさまにもうたかふましからん御しんけん^(示現)たふへく候と申てねたる

(熊谷直実誓願状 一・七八)

又たしかならんひんにこそ^(微)たふへきよしおほせ^(小袖)られて候し

(恵信尼文書 第九通 35行)

又かまへてたしかならんたよりにはわたす^(針)こしたひ候へ

(恵信尼文書 第十通 38行)

又はりすこしたひ候へこのひんに^(便)ても候へ

(恵信尼文書 第十通 85行)

きん^(公道)たちの御事こまかにおほせたひ候へ

(恵信尼文書 第十通 87行)

熊谷、恵信尼の「たぶ」は本動詞としての使用が主で、補助動詞としての使用は「恵信尼文書」に一例のみであった。熊谷は仏が夢の中に現われる「示現」を願う表現として「たぶ」を使用しており、恵信尼は都の娘に針や綿を頼む表現として「たぶ」を使用していることが分かる。

また、「たぶ」に関しては、「近畿以西部日本地域よりも、東部日本地域の古文書に多く現れて」いるという福田良輔氏の指摘があり、本研究が扱う東国文書「南部家文書」(青森・岩手)、「相馬文書」(福島)、「越後文書宝翰集」(新潟)や、その他の東国文書「熊谷直実誓願状」(埼玉)や「恵信尼文書」(新潟)に多く見られることが現段階での調査から分かっていることである。西国文書などの「たぶ」についての調査が不十分なので、ここでは一地方としての東国の文書に「たぶ」が見られるということ^(便)を述べるに留めておく。

第二項 たばす(賜)

「たぶ」の未然形に敬意を強める助動詞「す」の付いた「たばす。」も採録された。一例目は本動詞としての使

用と見られる。

ふくち申候

□

申へく候たハせをハシ

□

高幡（曆応二年（一三三九）前後カ月日不詳 けいけん書状）

次の例は「たぶ」に二重敬語「せ給ふ」が付いて「たばせ給ふ？」の形で補助動詞的に用いられている例である。

太ろうこせんにゆつりたハせ給候ハんに

南部（正和二年（一三一三）九月十一日 尼たうしやう贖状）

『平家物語』の会話文では「てたばせ給へ」の希求の形で用いられているが、譲状ではこのような形では現れない。

「南無八幡大菩薩、我国の神明、日光権現、宇都宮、那須のゆぜん大明神、願はくはあの扇のまんなか射させてたばせ給へ。」
（覚一本 卷十一 那須与一）

「此御経計都近キ八幡鳥羽ノ辺ニモ置テタバセ給へ。」
（延慶本 一末・四二四）

「今生にて、あかで別れつしまを、今一度逢せてたばせ給へ。」
（長門本 一七・六二五下）

「王城ノ鎮守、諸大明神、殊ニハ熊野権現、必ズ都へ伝へテタバセ給へ。」
（屋代本 二・一九二一〇）

注

- 1 福田良輔「方言と古文書」(『国文学 解釈と鑑賞』三四卷八号、一九六九年七月)
- 2 『古語大辞典』小学館、一九八三年
- 3 『国学院雑誌』七二卷十一号、一九七一年十月
- 4 金子彰・東京女子大学日本文学科学学生有志「熊谷直実筆誓願状語彙総索引稿」(『東京女子大学日本文学』第百号、二〇〇四年三月)。以下「熊谷誓願状」の用例本文は『日本名跡叢刊57』(二玄社、一九八二)による。
- 5 金子彰「鎌倉時代の恵信尼文書の用語について―言語の口語性―」(『東京女子大学日本文学』第百九号、二〇一三年三月)。以下「恵信尼文書」の用例本文は論文内のものによる。
- 6 『日本国語大辞典 第二版』第八卷、小学館、二〇〇一年
- 7 岡崎正継「中世の敬語―受益敬語について―」(『国学院雑誌』七二卷十一号、一九七一年十月)
- 8 注7に同じ。
- 9 注7に同じ。
- 10 注7に同じ。

第三節 助動詞

第一項 た

助動詞「たり」の「り」が脱落し「た」となる例は院政鎌倉期より用例が見られている¹⁾。本研究が資料とした東国文書においては、南北朝時代の「た」の使用例が見られた。

ふきやう(奉行)かハリて候か身に(日頃)ひころミ(下)た人にて候

高幡(暦応二年(一三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

第二項 むず(んず)

御渡はなし候ハんするとも御はからいたるへく候

越後(88明応三年(一四九四)九月廿六日 原宗安・同能秀連署贖状案)

私として外様へ進候ハんする事いかゝと存候へ共

越後(享徳三年(一四五四)十月二日 平子政重書状)

八幡御社参候ハんする間

越後(享徳三年(一四五四)カ五月廿日 正教保運書状)

当年中ハ無為候ハんすると存候

越後(享徳三年(一四五四)カ五月廿日 正教保運書状)

西浜へ口牢人共出候ハんするよし承及候

越後(享徳三年(一四五四)カ五月廿日 正教保運書状)

此内に所務かけ申候ハんする處をハ

相馬岡田(文龜三年(一五〇三)六月廿六日 相馬信胤質券)

やかてそれへはせむかいて候ハんするにもしふしちにても候ハんときハ

南部(年月日不詳 某書状断簡)

つかるけかうをゑんるんのために申候とやおほしめされ候はんすらんと存候

南部（年月日不詳 某番状断簡）

「むず（んず）」は平安時代の和文において話し言葉として現れた語で、小林芳規氏によると延慶本『平家物語』では話言葉かそれに準ずる場合のみに見られるとのことである²。このことから「むず」は口頭語的性格を有する語であったと考えられる。「むず」は、本研究の東国文書以外の古文書にもしばしば見られるとのことである。

次の例は小林芳規氏が示した「高野山文書」の例である³。

春賢定不上洛候敷とぞ覚悟候はんすらん

（高野山文書之二、東寺長者御教書、承久元年八月）

被伏理可有罪科候とも定武家へこそ被仰候はんすらめ

（同、開田准后法助書状、弘安六年六月八日）

「むず」に対する文語的表現「むとす」は、今回の調査範囲内の仮名文書では用例が見られなかった。仮名文書における「むず」と「むとす」については、辛島美絵氏が『鎌倉遺文』の用例について「むとす」は、「むず」の二割にも満たないから、その多さは十分に推察できよう」とし、「むず」の用例の多さを指摘している⁴。今回の調査範囲では、「むとす」は見られなかったことから、鎌倉時代以降の仮名文書では、「むず」を使用する傾向が強まっているのではないだろうか⁵。

注

- 1 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)。
- 2 注1に同じ。
- 3 注1に同じ。
- 4 辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』清文堂、二〇〇三年、一七二頁。
- 5 ただし、文書の種類によってその傾向は異なるらしく、辛島氏によれば、願文には「むず」よりも「むとす」を用いることが多いそうである。

第四節 助詞

第一項 とん・どん

接続助詞「とも・ども」が口語化した例で、鎌倉時代の口頭語であるという指摘のある「とん」が見られる。

もしこのくろかはを、ねるこせんにとらせうとん申

越後(正嘉二年(一二五八)七月九日 黒川ノ尼起請文)

せん年さり状をまいらせて候したんしちのよしうけ給候へとんしよ

せんか

この田やしきにおきてハ

中条(康永三年(一二三四)五月十四日 沙弥某等二名連署状)

同じ越後国上越新井の人である恵信尼の文書にも「とん」が二例見られる²⁾。

よろつたよりなく候へとんいきて候時

(第八通 文永元年(一二六四)五月十三日付)

ひかりにてわたらせ給と候しかとん

(第三通 弘長三年(一二六三)二月十日付)

第二項 ずんば

打消の助動詞「ず」に係助詞「は」がついた「ずは」に撥音が入り、「は」が濁音化した「ずんば」が見られた。

二人のなかに一人も申さずんば秀久かふけうのこととしてゆつるところをちきやうすへからす

越後(元亨三年(一二三三)八月七日 河村秀久願状案)

第三項 ばし

「ばし」は、主に鎌倉・室町時代に会話文・心中文で用いられる副助詞として捉えられている。本研究の東国文書では、以下の「山内経之書状」(高幡不動胎内文書)から十二の用例が採録された。これは、延慶本『平家物語』のような大部のものでも「ばし」の用例は十例ほどであるのに比しても多いと言える。

- 1 もしようとうハシ(用油)のこり候ハ、とり候て給候てゆミ(用)かハせてまいらせへく候
高幡 (暦応二年(二三三九)カ八月十六日 山内経之書状)
- 2 くら(杖)くそ(具)かり(足)てのせて給るへく候くら(杖)くそ(具)ハシ(用)なく候ハ、かち(足)にてもむま(馬)をはひかせて下申へく候
高幡 (暦応二年(二三三九)カ十月十六日 山内経之書状)
- 3 返々このものともハシ(用)なく候ハ、候へく候お(用)やを下へく候
高幡 (暦応二年(二三三九)カ十月廿八日 山内経之書状)
- 4 この月の九日ハかならずく(合殿)かせん候てあるへく候□日ハシ(用)してありたくし(杖)やうへ(勢)せい(内)はむ(内)けられて候也
高幡 (暦応二年(二三三九)カ十月 山内経之書状)
- 5 てら(寺)かさ(在家)いけ(地)ニたへく(合殿)いまた人ハシ(用)いす候へく候
高幡 (暦応二年(二三三九)カ十一月二日 山内経之書状)
- 6 かせん(合殿)もいかやうに候やと心もとなくハシ(用)おもハせ給候ましく候
高幡 (暦応二年(二三三九)カ十一月 山内経之書状)
- 7 この御てら(寺)の厨れう(料)ハシ(用)候ハ、四、五月のころまでもらい□かたへひこ三郎をつかハシ

高幡（暦応二年（一一三三九）カ月日不詳 山内経之番状）

8 おたよりのふ^(一保)ニハシ^(一文) もきたの御てらへも きなんとも候やうを

高幡（暦応二年（一一三三九）カ月日不詳 山内経之番状）

9 もし御こそ^(小抽)てもそめたくハシ^(一保)おほしめし候ハ、 へく候

高幡（暦応二年（一一三三九）カ月日不詳 山内経之番状）

10 このうちハ^(一保)はたさむ^(一保)に候物ハし^(一保)とて^(一保)もかない候ましく候へハ下ましく候よしあるへく候

高幡（暦応二年（一一三三九）カ月日不詳 山内経之番状）

11 この間ハ^(一保)ひんき候^(一保)ハてこれよりも申入す候御事心もとなくハシ^(一保)存候

高幡（暦応二年（一一三三九）前後カ月日不詳 某番状）

12 猶々□申承候ハす候御事心もとなくハシ^(一保)存候

高幡（暦応二年（一一三三九）前後カ月日不詳 某番状）

「ばし」については、山田孝雄氏が延慶本『平家物語』における例を示し、鎌倉時代に新出した語であると指摘している⁴。その後、松村明氏、堀内武雄氏、安田章氏等によつて論じられ⁵、さらに小林芳規氏によつて、以下の文献に見られる例が加えられた⁶。

明恵上人に係する文献として、『却癡忘記』（文暦二年（一一三三五））、『光言句義釈聴集記』（正元元年（一一二五九））、『解脱門義聴集記』（金沢文庫蔵鎌倉後期書写本）、『高山寺蔵大威徳表白并開題』（正応四年（一一二九三））、

『高山寺藏明恵上人行状抄』(江戸初期写頭證本)が挙げられている。

その他に、鎌倉時代の古辞書『名語記』にも「ばし」が見出し語として収録され、次のように使用例を紹介しながら解説されている。

コレハシ ソレハシ ナニトスナナト制止スル詞ノハシ如何 ハシハフタサシノ反 札差也 點定ノフタヲサス
心ニカナヘリ 又云 ヒカスチノ反 僻筋也 或又フタセリノ反 ウラシマノコカハコノイマシメオモヒイタサ
レ侍ヘリ 又云 フラセリノ反 イヒフラスヨシ歟 但フレセリノ反ハヘシ也 ヘシヲハシトイヘル歟 相觸
ル義 定説タルヘキ歟

〔『名語記』卷第三・十一ウ〕

なお、延慶本『平家物語』は、その一致度の高さから長門本との共通の祖本の存在が想定され、その共通祖本の成立に関しては諸説あるものの、十三世紀後半までには成立していたと考えられている。一方で、長門本とは共通しない延慶本独自の本文は、その後補筆されたと考えられ、山本真吾氏は、その年代を十四世紀中頃から十五世紀前半までと想定している。つまり、延慶本の本文の一部は、十五世紀まで下る可能性が考えられ、そこに見える語についても、延慶本の例だけを以て鎌倉時代の語とすることには慎重であらねばならないとしている⁸⁰。

しかし、「ばし」に関しては、小林芳規氏によって、延慶本以外にも明恵上人関係資料など、転写を経ない鎌倉時代の「第一等資料」による用例が確認できることから、鎌倉時代の語とすることに揺らぎはないと思われる。

その上で、今回、南北朝時代の「ばし」が、転写を経ない「第一等資料」である書状という古文書から、十二

例見られたのである。また、室町時代以降の「ばし」については、坂詰力治氏¹⁰や、小林正行氏¹¹、山田潔氏¹²によるものがあり、抄物や狂言台本に見られる「ばし」について論じられている。今回の南北朝期の「ばし」は、室町以前のものであり、鎌倉時代と室町時代以降のそれぞれで行われてきた「ばし」の研究をつなぐ位置にあるものと言える。

南北朝時代の書状に見られる「ばし」

鎌倉時代の「ばし」は、軍記や聞書き、表白といった種類の文献に見られたが、小林芳規氏によれば、むしろ鎌倉時代においては「ばし」を用いない文献の方が多そうである¹³。以下、以下の通り挙げられている¹³。なお、これらのジャンルの文献に、「ばし」が見られない理由については特に言及されていない。

「ばし」を用いない文献群

漢文訓読文、古辞書・音義、真名本、和歌・歌謡、物語と物語評論、日記・紀行、随筆、説話、史論・歴史物語、注解、表白等、和讃、法度・家訓、法語・高僧書簡、仮名文の古文書

本研究の分析資料は最後の「仮名文の古文書」に含まれる。小林氏は、鎌倉時代の片仮名文や平仮名文の解文や売券等が含まれる「高野山文書」、「相良家文書」、「石清水文書」、「東寺百合文書」等において「ばし」を検索されたが、用例は見られなかったとのことである。理由については、「これらの文章は表現内容が一定しており、文章様式や用語も類型化している上に、一件の言語量が概ね少量であること」が関係しているのではないかとし

ている。確かに本研究の分析資料においても、譲状などの証書類は、形式化した語句や表現等が多く見られるが、そのような証書類とは別に、書状というものも各古文書には含まれることがある。

書状は、譲状等の証書類とは異なり、時に感情表現等を伴って、相手に訴えかける場合がある。今回の山内経之書状は戦場から故郷の妻子に向けて発信されたものであるが、発信者である経之が戦場において物資や資金の不足により困窮していたことや、故郷に残してきた妻子を心配する心情などがうかがえる。

いかやうに仰候ても(用途)ようとう二、三(頁)くはん(取)ほしく候、大しん(通所カ)はうにおほせ候て、ようとう五くはん(取)とりちかゑてかせと仰あるへく候
高幡(暦応二年(二三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

るすにかい(申)しき物々一人も候はぬこそ、返々心もとなくおほえて候へ、何事よりもおとなしくなにも事もは(申)こにも申あはせて、ひやく(百)しやう(姓)とももの事もあまり二ふさた(無沙汰)にて候、よく(取)はからハせ給へく候
高幡(暦応二年(二三三九)カ月日不詳 山内経之書状)

今回、「ばし」が見られたのは、書状であり、書状には譲状等の証書類とは異なる語彙や表現が見出せることが分かる。以下、今回得られた南北朝時代の書状の「ばし」の用法と、口頭語の中の俗語に位置するのではないかとということについて述べていく。

南北朝時代の書状の「ばし」の用法

「ばし」がどのような種類の句の中に現れるのかということを見ていく。まず、鎌倉時代の実態を見るために

小林芳規氏が『却癡忘記』中の「ばし」を整理した用例からそれぞれ一例ずつ抄出して示す¹⁴。

〔推量（意志）の句〕

又真言ニ心サシコトニアラハ大日経ノ疏ハシモヨマセンスル也

（卷上二才）

〔打消推量（意志）の句〕

諸房ノ信陀ウケテカマヘテ／＼アサイハシセシトハケミアハルヘキ也

（卷上十ウ）

〔禁止の句〕

如此ノ法門ノコトハリ聞テ別ノ事ハシオモハセ給フナ

（卷上十五才）

〔仮定条件の句〕

誠アリテ行ハシシテキタラハ、ユカマヌ事ニテアラムスル也

（卷上六才）

〔否定の句〕

随分ニ兩界ワレモ／＼トヨミアヒテオハシマセトモ一人トシテ其印言ハシオホエタル人モナシ

（卷上七ウ）

〔特定の制約のない用法〕

二三時ノヲコナヒハシラムネトシテ、サテソノヒマ／＼ニシツヘクハ、学問ハスヘキ也

（卷上五ウ）

右の例は、いずれも「ばし」より後に「ヨマセンスル（推量）」、「セジ（打消推量）」、「オモハセ給フナ（禁止）」、「シテキタラハ（仮定条件）」、「ナシ（否定）」の句が続いており、それらを「ばし」を含む一文として、それぞれ推量や禁止、仮定といった句に分類している。このことから「ばし」は、推量（意志）、仮定、禁止、否定とい

った述語成分と共起しやすいということが分かる¹⁵。特にこれらの述語成分は、総合すると未実現なことを述べた際の文章表現と言えるのではないだろうか。例えば仮定の場合、「誠アリテ行ハシシテキタラハ」という、未だ実現していないことを述べる際の強調として「ばし」が用いられていると考えられるであろう。

「ばし」の意味や、用法について各時代での捉え方を見ると、鎌倉時代では右の『却癡忘記』の他に、『名語記』¹⁶では「コレハシ ソレハシ ナニトスナナト制止スル詞ノハシ如何」とあるように禁止の句の形で用例が示されている。

室町時代における「ばし」は、坂詰力治氏によれば、疑問や禁止を伴う用法へと限定されていく傾向にあるが、抄物においては鎌倉時代の推量や仮定、否定などの語句を伴う幅広い用法が受け継がれているとしている¹⁷。ロドリゲス『日本大文典』¹⁸では、「時には疑問語を伴ひ時には伴はない。又ある場合には多分といふ意を表し、他の場合には単に品位を加へるだけである」としている。また近世に至って狂言台本では、小林正行氏によると、禁止の表現は謡や芝居がかつた場面での使用に限られ、疑問表現を伴う用法が多くなるとのことである¹⁹。

鎌倉時代には推量、打消推量、仮定、禁止、否定、疑問などの語句を伴う用法や、特に制約のない用法など幅広い用法が見られていたが、室町時代になると、抄物以外の文献では疑問や禁止を伴う用法へと限定されていき、近世では疑問表現での使用が主となっていくようである。

では、南北朝期の書状の「ばし」は、どのような用法が見られるのだろうか。小林芳規氏の分類に従って、山内経之書状の「ばし」を分類してみる。

〔打消推量（意志）の句〕

6 かせんもいかやうに候やと心もとなくハしおもハせ給候ましく候

高幡（曆応二年（一三三九）カ十一月 山内経之書状）

「ばし」の後には、「おもハせ給候まじく候」という打消推量の句が続いている。

〔仮定条件の句〕

1 もしようとうハしのこり候ハ、とり候て給候てゆミカハせてまいらせへく候

高幡（曆応二年（一三三九）カ八月十六日 山内経之書状）

2 くらくそくかりてのせて給るへく候くらくそくハしなく候ハ、かちにもむまをはひかせて下申へく候

高幡（曆応二年（一三三九）カ十月十六日 山内経之書状）

3 返々このものともハしなく候ハ、候へく候おやを下へく候

高幡（曆応二年（一三三九）カ十月廿八日 山内経之書状）

7 この御てらの厨れうハし候ハ、四、五月のころまでもらい かたへひこ三郎をつかハし

高幡（曆応二年（一三三九）カ月日不詳 山内経之書状）

9 もし御こそてもそめたくハしおほしめし候ハ、 へく候

高幡（曆応二年（一三三九）カ月日不詳 山内経之書状）

10 このうちハはたさむに候物はしとてまかない候ましく候へハ下ましく候よしあるへく候

高幡（暦応二年（一三三九）カ月日不詳 山内経之書状）

「候ハハ」や、1と9のように「もし候ハハ」という仮定の句形の中に「ばし」が用いられている。

〔否定の句〕

- 5 てらかさいけニたへ（字）／＼（在）また人ハし（居）候へく候
高幡（暦応二年（一三三九）カ十一月二日 山内経之書状）
- 「ばし」の後は、「いず（居）候」という否定の句が続く。

〔願望の句〕

- 4 この月の九日ハかならず／＼（合）候てあるへく候 日ハし（候）してありたくし（候）やうへ（勢）せい（向）はむ（向）けられて候也
高幡（暦応二年（一三三九）カ十月 山内経之書状）

願望の助動詞「たし」が現れる句で使われていることから、「願望の句」として新たに設定した。

〔特定の制約のない用法〕

- 8 おたよりの（候）ふ（文）ニハし もきたの御てらへも きなんとも候やうを
高幡（暦応二年（一三三九）カ月日不詳 山内経之書状）
- 11 この間ハ（候）ひん（立）き候（候）ハてこれよりも申入（候）御事心もとなくハし（候）存候
高幡（暦応二年（一三三九）前後カ月日不詳 某書状）

12 猶々□申承候ハす候御事心もとなくハし存候

高幡（曆応二年（一三三九）前後カ月日不詳 某書状）

今回の調査で得た南北朝期の「ばし」は、打消推量、仮定、否定、願望の語句を伴う用法であり、後の時代には見られなくなる鎌倉時代の幅広い用法を継承していると言える。

「ばし」の上接語に関しては、本書状を含め、他の時代の文献においても名詞などの体言が最も多いが、時代を下ると、その上接語にも様々な語が見られるようになる。鎌倉時代の文献では、名詞が最も多く、次いで助詞「ニ」や「ト」、「ツト」のような副詞、「憶シテ」（延慶本『平家物語』）、「返」（却癡忘記）のような用言の例は二例のみである²⁰。なお、ここでは「動詞+テ」のようなものも用言のうちに入れてある。

今回の南北朝期の例では、表16のように名詞以外に6、11、12の「心もとなく」という形容詞の連用形が三例、9の「そめたく」という助動詞の連用形が一例である。助詞の例は一例であった。

室町時代になると、抄物において「心得バシイタカ難トシラヌソ」（論語抄・四27才）²¹、「ワルウハシアタナルナト云事ヲ」（毛詩抄・九33才）²²のような用言の例や、格助詞「ト」、「ヲ」、「ニ」、接続助詞「ホドニ」など、上接語の種類が広がったことが明らかにされている²³。

狂言台本では、小林正行氏によれば、名詞を直接上接するものと、「デ」、「ニテ」を上接するものが多く、その他の上接語は種類も数も限られるとのことである²⁴。

俗語としての「ばし」

小林芳規氏によれば、鎌倉時代に「ばし」が現れるのは片仮名文で、「日常の口頭語が強く反映する場面」であるとしている²⁵。延慶本『平家物語』の例は、すべて「会話文又は思惟文の中」であった。同じく「ばし」が見られた明恵上人関係文献は、談話の筆録、講義の聞き書きであり、その用語には「ムズル」や擬声語・擬態語をはじめとする日常の口頭語の反映が強く見られるとのことである。『名語記』は当時の鎌倉時代語、俗語が多く収載されている。以上のことから小林氏は、「ばし」は「日常の口頭語が強く反映する場面に現れる」としている。

口頭語と言っても、改まった場面で使われる口頭語と、友人や家族の間で交わされるくだけた会話での口頭語には違いがあると言えるだろう。両者の違いを認識し、使用される場面が緊張を強いる場面なのか、会話の丁寧さを顧みる余裕のない場面、または丁寧さは必要の無い場面なのかということを念頭に置いて考える必要があると思われる。ここでは俗語としての「ばし」について検討していきたいと思う。

まず、「俗語」の定義であるが『日本語大辞典』²⁶によれば、「話しことばのなかで、公の場、改まった場などでは使えない(使いにくい)語形・意味・用法・語源・使用者などの点が、荒い・汚い・強い・幼稚・リズムカ

表 16

東国文書の「ばし」

名詞	ようとう(用途)	1	7
	くらくそく(鞍具足)	1	
	ものとも	1	
	人	1	
	屑れう	1	
	物	1	
助詞	口日	1	1
	二	1	
形容詞連用形	心もとなく	3	3
助動詞連用形	そめたく	1	1

ル・卑猥・下品・俗っぽい・くだけた・侮った・おおげさ・軽い・ふざけた・誤ったなどと意識される語や言い回しを指す。」とある。俗語は「公の場や改まった場面では使えない」ということは、「ばし」が俗語の性格を持つていればその使用場面は「公の場・改まった場」ではないということである。

では、実際に「ばし」が使われている場面について検証してみる。

例えば、延慶本『平家物語』で、「ばし」が用いられる会話文は、aのように若い従者に対して命令する場面、bのように天皇が臣下に尋ねている場面といったように、上位者から下位者へ語りかける場面である。bは、直後に仲国の発言が「仲国深く畏テ、『争カ知マヒラセ候ベキ。努／＼知マヒラセ候ワズ』ト申ケレバ」と続き、仲国の台詞は「深く畏テ」発せられたもので、そこに「ばし」は用いられていない。このように「ばし」は、下位者が上位者に対して畏まって発言するような場面では使用されず、a、bのように上位者が下位者に対して発言する際には使われることがあると分かる。

cでは、従者である今井四郎が主の義仲に語りかけているが、戦場で追いつめられ、主従二騎となってしまう中での会話であるので、もはや会話の丁寧さを顧みる余裕のない場面と捉えることができるであろう。

a 平山季重↓若党 サテ平山申ケルハ、「ツクド／＼世間ノ相ヲミルニ、直ヒ代リハナケレドモ、大事ノ空ヲユヅルハ父母ニ親ニシクハナシ。上総介殿ノ芳恩コソ父母ニ親ニモスグレ給ヒタレ。自今以後ハ若党共、上総殿ニ無礼バシ仕ルナ」トソ悦ケル。
(第五本・五ウ)

b 高倉天皇↓仲国 主上ハ、御涙ノ龍顔ニ流ヲ、御袂ニ押拭ワセ給ヒ、サラヌ様ニモテナサセ給テ、「ヤ、仲国、

思懸又事ナレドモ、若小督ガユクヘバシ知タル」トゾ仰ケル。(第三本・十六ウ)

c 今井四郎↓義仲 今井涙ヲ流シテ、「如仰誠ニ哀ニ覺ル。未ダ御身モツカレテモ見サセ給ワズ。御馬モ未ダヨ

ワリ候ハズ。何故ニカ今始テ一兩ノ御キセナガヲバ重ハ被思召候ベキ。只御方ニ勢ノ候ワ
ヌ時ニ、憶シテバシゾ被思食候ラム。兼平一人ヲバ余武者千騎ト思召セ。(後略)」(第五本・
三十オ)

明恵上人の教訓や談話の筆録である『却癡忘記』には、「ばし」と共に口頭語的助動詞と言われる「むず」や、取り扱うという意で口頭語的な動詞として捉えられている「さばくる(捌) ㇿ」や、「カセ／＼」といった擬音語・擬態語などが使われている。「ばし」は、口頭語的語詞が多い文章の中に現れている。

又真言ニ心サシコトニアラハ、大日経ノ疏ハシモヨマセンスル也云々 (却癡忘記・卷上二オ)

アフラサハクリシテハ、紙カナンソニテ、カナラス手ヲノコヒテ、文ヲサハクルヘキ也(却癡忘記・卷上丁ウ)

二三時ノヲコナヒハシラムネトシテ、サテソノヒマ／＼ニシツヘクハ、学問ハスヘキ也、(中略)ヤカテソ
ナタヘツラレテ、カセ／＼トノミナリモテイテ、心ノサハカシクナル也 (却癡忘記・卷上五ウ)

このように「ばし」以外にも、多様な口頭語と見られる語が現れる『却癡忘記』の文は、明恵の教訓・談話等の記録とされ、その内容は、「法話の折の述懐、日常の文言、幼時の思い出、和歌作法の心構え・学問についての考え・自然観など」であり、少なくとも上位者に対して発言する際のような丁寧さは必要ないことがうかがえるであろう。

最後に、南北朝時代の「ぼし」の例が見出された山内経之という東国武士の書状について見てみよう。本書状は、戦場から故郷の妻子に向けて発信されたもので、極めて私的なやりとりと言える。出陣の費用捻出に苦勞していたこと、戦場においては馬や兜を失い、人に借りていることなどが書かれており、彼の戦地での逼迫した状況がうかがえる内容になっている。

返々(兵糧米)ひやうらまいの事仰候て、もし候ハ、一二(数)たほしく候、はん(万)したのミ申候、よしもしも候ぬへきてい(林)
にも 仰候へく候 高幡(年月日不詳 山内経之書状)

ひ(百)くしやう(姓)とものかたに、いかやうにも候へ、おほせ候て、くら(数)くそ(具)かりて、のせて給るへく候、くら(借)
くそ(借)くハ(借)しなく候ハ、かち(後歩)にても、む(馬)まをはひ(差)かせて下申へく候

高幡 (曆応二年(二三三九)カ十月十六日 山内経之書状)

このような自身の窮状を訴える書状は、彼の身内に向けて書かれており、費用の拠出の依頼などは、近隣の僧侶宛の書状も見受けられる。広い意味でそれらの僧侶たちも、経之にとっては身内と捉えられるであろう。このように南北朝時代の「ぼし」も、「公の場・改まった場」ではない私的な手紙の中に現れている。

以上見てきたように、その使用状況から「ぼし」は、上位者から下位者への会話文のような丁寧さの必要の無い場面、また、極めて私的なやりとりである書状において使用されていることが分かった。このように「ぼし」の使用場面は「公の場・改まった場」とは言えず、「ぼし」は俗語としての性質を持つ語であるのではないかと考えられる。

注

- 1 林和比古「助詞ドンについて」(『国語と国文学』14卷9号、一九三七年九月)
- 2 金子彰「鎌倉時代の恵信尼文書の用語について―言語の口語性―」(『東京女子大学日本文学』109号二〇一三年三月)
- 3 『日本語文法大辞典』明示書院、二〇〇一年。江戸時代まで用例がある。係助詞とする説もある。
「ばし」について論じている主な研究を以下に示す。
松村明「副助詞―のみ・ばかり・まで・など・だに・すら・さへ・ばし―」(『国文学 解釈と鑑賞』二三卷四号、一九五八年四月)
堀内武雄「特殊な助詞の研究―ばし・がに・づつ・がな―」(『国文学 解釈と教材の研究』十二卷二号、一九六七年一月)
安田章「助詞2」(『岩波講座 日本語7』岩波書店、一九七七年)
小林芳規「鎌倉時代語研究の課題」(『鎌倉時代語研究』第十輯、一九八七年五月)
坂詰力治「室町時代における助詞「バシ」」(『小松英雄博士退官記念日本語論集』三省堂、一九九三年五月↓
『国語史の中世論攷』(笠間書院、一九九九年)に再録)
山口堯二「係り結び体制末期の新旧連立形式―機能の新旧連立性―」(『京都語文』三号、一九九八年)
小林正行「狂言台本における助詞バシ」(『日本語の研究』二卷四号、二〇〇六年十月)
小林正行「助詞バシについての一考察―抄物を中心に―」(『近代語研究』第十四集、二〇〇八年十月)
山田潔「抄物における助詞「ばし」の構文論的考察」(『近代語研究』第十八集、二〇一五年二月)
山田孝雄『平家物語の語法』宝文館出版、一九五四年
- 5 注3に同じ。

- 6 小林芳規「鎌倉時代語研究の課題」(『鎌倉時代語研究』第十輯、一九八七年五月)
- 7 富倉二郎(徳治郎)「延慶本平家物語考―長門本及源平盛衰記との関係―」(『文学』第二卷第三号、岩波書店、一九三四年)
- 富倉徳治郎「久原文庫本永書写平家物語について」(『永書写延慶本平家物語』改造社、一九三五年)
- 服部幸造「『旧延慶本平家物語』の成立に関する一考察」(『名古屋大学国語国文学』二五、一九六九年)
- 服部幸造「『旧延慶本平家物語』の成立年代についての疑問」(『名古屋大学国語国文学』二九、一九七一年)
- 武久堅『平家物語成立過程考』桜楓社、一九八六年
- 8 山本真吾「平家物語諸本と中世語―延慶本の言語年代をめぐって―」(『国文論叢』四三、二〇一〇年)
- 山本真吾「鎌倉時代口語の認定に関する一考察―延慶本平家物語による証明可能性をめぐる―」(『話し言葉と書き言葉の接点』ひつじ書房、二〇一四年)
- 9 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)、五頁。
- 10 坂詰力治「室町時代における助詞「バシ」」(『国語史の中世論攷』笠間書院、一九九九年)
- 11 小林正行「狂言台本における助詞バシ」(『日本語の研究』二卷四号、二〇〇六年十月)
- 小林正行「助詞バシについての一考察―抄物を中心に―」(『近代語研究』第十四集、二〇〇八年十月)
- 12 山田潔「抄物における助詞「ばし」の構文論的考察」(『近代語研究』第十八集、二〇一五年二月)
- 13 注6に同じ。
- 14 注6に同じ。
- 15 『日本語文法大辞典』(明示書院、二〇〇一年)では、「ばし」の意味・用法として「主として、命令・禁止・意志・疑問・推量・仮定などの文中で強意のために用いられる」
- 16 北野克氏の模写に基づく勉強社出版本、一九八三年。
- 17 坂詰力治「室町時代における助詞「バシ」」(『国語史の中世論攷』第二篇第二章、笠間書院、一九九九年)
- 18 J・ロドリゲス原著、土井忠生訳注『日本大文典』三省堂、一九五五年、四四九頁。
- 19 小林正行「狂言台本における助詞バシ」(『日本語の研究』第二卷四号、二〇〇六年)
- 20 注6に同じ。

- 21 注10に同じ。
- 22 注10に同じ。
- 23 注10に同じ。小林正行「助詞バシについての一考察―抄物を中心に―」『近代語研究』第十四輯、二〇〇八年十月)
- 24 注19に同じ。
- 25 注6に同じ。
- 26 朝倉書店、二〇一四年。
- 27 小林芳規「明恵上人語録高山寺蔵「却癡忘記」鎌倉時代写本の用語―日本語の歴史・中世(昭和四十四年十二月号)の補訂・正誤に寄せて―」『国文学 解釈と鑑賞』三五巻四号、一九七〇年四月)
- 28 注27に同じ。

第五節 形容詞

形容詞連体形がイ音便化した例を本研究の東国文書にも見ることが出来る。

人（目上）めない人（一）ならず（一）なけき入（一） 十三日二たち候ハはや 候へとも

高幡（曆応二年（一三三九）カ月日不詳 山内経之番状）

院政鎌倉期にはイ音便の形では「ほしいまま」「にくいけ」など熟語のほかは意外に少ない」として、「ヨイカナ、コノ事、功德ハカリナシ」（観智院本三宝絵下）、「いた（一）ひとかゆきとはこれなり」（日蓮 選時抄）が挙げられ、また『平家物語』覚一別本には用法の拡がりが見えるとして次のような例も挙げられている。

草の深（一）いに臥うとて

（巻九 老馬）

汝は子は無（一）いか

（巻九 老馬）

梶原殿の申されけるにも御許されないと承はる間

（巻九 生食の沙汰）

第六節 形容動詞 たり活用

以下1、2の例のようにたり活用の形容動詞の語幹は漢語が主であることが多いが、本研究では3のように漢

語以外の語句に「たり」が下接して形容動詞として用いられている例も見られた。

1 (逆乱)
いつれの子なりともいらんをいたさハ(下接)ふけうたるへし
相馬(建武二年(二三三五)十一月廿日 相馬重胤贖状)

2 (下接)
かんよふたるへく候
越後(天文四年(二五三五)三月廿八日 本庄房長番状)

「たり」の下接によって形容動詞として用いられている例

3 今日之御祝儀何事もおほしめすまゝたるへく候
越後(天文四年(二五三五)四月一日 本庄房長番状)

注

- ¹ 山内洋一郎『中世語論考』清文堂、一九八九年
² 注1に同じ。

第七節 まとめ

本章では東国文書の語法について活用、動詞、助動詞、助詞、形動詞、形容詞、形容動詞という項目を取り上げた。

活用に関する本研究の東国文書の特徴としては、「未然形または連用形＋べし」のような助動詞の接続の乱れが多く見られたことである。第二部において中央文書での調査を行っているので、両者の比較はそちらで述べることにする。また、その他にも用例数としては上記ほど多くないが、二段活用の一段化や、連体形終止などの例も東国文書には見られた。

第二節動詞の項目では「たぶ（賜）」について取り上げた。「たぶ」は、敬意を表す動詞で本動詞としての使用と、補助動詞としての使用が東国文書では見られた。「たぶ」についての先行研究では「てたぶ」という形で受益敬語としての使用が取り上げられていたが、本研究の東国文書の出現は讓状が主で、「ゆつりたふへき也」のように非受益敬語としての使用が目立つということが明らかになった。

第三節助動詞では、「た」や「むず」、助詞「とん」、「ずんば」、「ぼし」などもそれぞれ用例数の多寡はあるものの、東国文書で見られたものである。

鎌倉時代から用例が見られる「ぼし」は、室町時代以降も抄物、狂言台本等に見られ、それぞれの時代や文献によって研究が行われてきたが、鎌倉時代と室町時代の狭間である南北朝時代の様相は未だ説明されていない状態であった。今回、この南北朝時代の用例を東国文書から採取し、これにより南北朝時代の「ぼし」の様相を確認することができた。

南北朝時代の書状に見る「ばし」の用法は、後の時代には見られなくなる鎌倉時代の幅広い用法を継承しており、打消推量、仮定、否定、願望の語句を伴う用法であった。また、「ばし」が使用される場面を検討した結果、口頭語の中の俗語に位置するのではないかと考察した。

以上、東国文書における語法として活用、動詞、助動詞、助詞、形容詞、形容動詞という各項目を見てきた。それぞれの項目での用例数には多寡があるが、本章全体を通して東国文書を考えると、例えば「終止形に「べし」が付く」というような文法的規範には緩やかさが認められ、その規範から逸脱したものとして今回見られたような「未然家または連用形十べし」のような例が見られるのではないだろうか。

第四章 現代方言との比較

本章では中世の東国文書に見られる言語と、その文書が伝来した地域の現代の方言を比較し、両者はどのような点で類似または相違があるのかを見ていく。特に、第一章第一節でみたような母音交替表記について東国文書が伝来した各地域で用例をまとめ、現代方言に見られる言語事象との比較を行う。

以下、本文中で①②のように丸で囲む場合は、はイ段音、エ段音をそれぞれ表すこととする。特に母音単独を表す時は「イ」「エ」のように示す。

第一節 東北地方

第一項 青森・岩手

青森・岩手の古文書では母音の交替表記として①と②、①と③の交替表記があり、ウ・オ段拗音の交替表記として④ユウ↓⑤ウの交替表記が見られた。表17は現代の青森・岩手方言に見られる音韻現象についてまとめたものである。用例の表記は出典中のものに従った。①と②、①と③の交替例は現代でも見られるが、現段階の調査では当該地域の現代方言でのウ・オ段拗音の④ユウ↓⑤ウの交替例は把握し得ていない。①と②、①と③の交替表記が中世の古文書内に見られるのは、現代方言の中舌母音のような音韻的区別が曖昧な音が少なくともこの時代からあったのではないかということである。

① ↓ ②

ひしやもんだうのちの事おほむかゑのうち

南部 (四五建武元年 (一三三四) カ二月二日 南部師行寄進状)

かへしからすと申少々可令進候

新渡戸 (五〇建武元年 (一三三四) 二月廿六日 沙弥道覚書状)

③ ↓ ④

ねんくくわんからいとまいの御てらへよせへく候

陸中新渡戸 (二〇六五弘和二年 (一三八二) 二月廿一日 そへ厩文案)

のおくの國なミかたのこほりのうち

相馬岡田 (明德三年 (一三九二) 二月十八日 相馬胤重讓状)

⑤ ↓ ⑥

すまもり公田百しやう六人所当分

南部 (建武元年 (一三三四) 十一月五日 島守公田百姓分所散用状)

ウ・才段拗音の交替表記

⑦ ヌウ ↓ ⑧ ウ

表 17

現代の青森・岩手方言に見られる音韻現象

音韻	具体例
e	イト(糸)→エト エダ(枝)→イダ
iu	「獅子」も「スス」

申て給へるへし又いや二郎もとよりふてう(不申下)のものたるうゑ

南部 (一三嘉元二年(一三〇四)五月廿四日 曾我泰光願状)

「ふちゆう(不忠)」が「ふてう」となっており、①ユウ↓②ウへの交替表記である。

第二項 福島

母音の交替表記として①と②、イとユ、③と④の交替表記があり、ウ・オ段拗音の交替表記として①ヤウ↓①ウ、①ユウ↓②ウの交替表記がある。表18に現代の福島方言で見られる音韻現象についてまとめた。用例の表記は出典中のものに従った。

「相馬岡田文書」においては、同一の地名を①と②の両方の表記で示す例が見られた。

下五止上
いとゑかりくらをなしくちきやうすへし

相馬岡田 (元応二年(一三二〇)十二月十五日 尼尊照皇親願状)

なめかたのこをりをかたのむら・やつうさき・ゑ下五止上といのかりくら一所

相馬岡田 (元徳三年(一三三二)九月廿六日 相馬胤康願状)

右の「いとゑかりくら」または「ゑといのかりくら」は、地名で現在の「福島県飯館村飯樋(いいとい)」のことである。表15に示したように中世から当該地域で音韻的区別の曖昧な中間的な音が存在していたとすると、表記の上で今回見られたような①から②、②から①といったゆれとして現れたと解釈できるのではないだろ

うか。

イ↓ユ

とうこくたかき□ほうなかたのむらのうちゆ^{トホ馬}ハミのはさま^{トホ馬} □のやしき

大悲山 (建武四年(二三三七)十一月廿一日 相馬行胤讓状)

オ↓ウ

大わたむとむまくたの^{トホ馬} ^(管野)

白河結城 (二二九一康応二年(二三八九)六月九日 小峯政常讓状)

ウ・オ段拗音の交替表記

①ヤウ↓①ウ

これもていちゑんにちきやうすへした、し女子等ありといへともさい^(在)所^{トホ馬}ふちうなり

大悲山 (建武四年(二三三七)十一月廿一日 相馬行胤讓状)

「ふちやう(不定)」が「ふちう」となり、①ヤウ↓①ウへの交替表記である。

①ユウ↓①エウ

表 18

現代の福島方言に見られる音韻現象

音韻	具体例
e	イト(糸)→エト エダ(枝)→イダ
iu	モグル→ムグル(潜)
イトユ	イワ(岩)→ユワ

ふてうト下をけんするト下によてなかくきせつし畢

大悲山（正和二年（一三三三）十一月廿三日 相馬通胤讓状）

それもともたねかめいをそむきふてうト下ならハ

大悲山（建武四年（一三三七）十一月廿一日 相馬行胤讓状）

この中一人もふてうト下なるふるまト下□にて

相馬岡田（康暦（三）年（一三八一）五月廿四日 相馬胤繁讓状）

右の三例は「ふちゆう（不忠）」が「ふてう」となり、①ユウ↓②ウへの交替表記である。

第三項 まとめ

以上、東北地方文書の例として青森・岩手・福島の古文書を挙げ、現代方言で見られる言語事象と比較を行った。青森・岩手・福島の古文書に見られた①と②の交替表記は、現代の各方言にも見られた。青森・岩手では①と③の交替表記も見られた。これらの①と②、①と③の間の交替表記は、文書が伝来した地域の方言において見られる中舌母音が関係していると思われる、現代の当該地域の音韻的特徴が中世から見られていた可能性が考えられる。一方で古文書に見られたウ・オ段拗音の交替表記は、現段階の調査において現代東北方言の用例を見出すことができなかった。

注

¹ 「え」については北条忠雄「5 東北方言の概説」(『講座方言学4 北海道・東北地方の方言』国書刊行会、一九八二年)、「ん」については此島正年「7 青森県の方言」(同上)を参照した。

² 「え」については(注1)に同じ。イトユ、「ん」については、児玉卯一郎『福島県方言辞典』(国書刊行会、一九七四年)を参照した。

第二節 越後(新潟)地方

越後(新潟県)の古文書には①と②、③と④の交替表記、ウ・オ段拗音の交替表記として、①ヨウ↓①ウ、象についてまとめた。用例の表記は出典中のものに従った。

①↓②

はるかあなたよりさかへ^たたちて候

きやうこうあいたかゑに^せせうを申候ハ、

一ふくにゑいたへ^ゆうつりわたすなり

そのきハくへ^かへして何の子ニも可出候

越後(正応五年(一二九二)カ七月十八日 和与状勘文)

中条(貞和六年(二三五〇)三月十六日 黒川茂実置文案)

越後(応永十五年(二四〇八)八月十六日 和田時明置状)

越後(文明十一年(二四七九)十一月廿四日 黒川氏実置文)

②↓①

かハをこひてたかののふんの田あるへ^かからす

し^(女男)なんすけんかなニ^ゆつりて候といひとも

一せんも二せんも^こしらい候て

それかしてまいいて^き候ハ、

中条(建治三年(一二七七)十一月五日 高井道円^{時茂}置状)

古案(嘉祿三年(一二二七)→建長六年(一二五四)カ 色部為長置文写)

中条(文明十二年(二四八〇)カ十一月十二日 中条朝資置状)

越後(長三年(二五九八)三月十四日 隼人身質入借米状)

本研究が資料とした文書は現在の新潟県下越（または北越）地方に伝来したものである。この下越（または北越）地方は方言区画では北奥羽に分類され、当地でも東北方言で見たような㊦と㊧の音韻についての特徴が指摘されている。

㊦ ↓ ㊧

又をんしやうの地かな山・とへたのしやう・せなミこほりの 中条（文和四年（一三五五）八月廿五日 中条茂資願状）

現段階の調査では、当該地域の現代方言での㊦ ↓ ㊧に当たるような用例は見出し得なかった。

ウ・オ段拗音の交替表記

㊦ ヨウ ↓ ㊦ ウ

彼方そしうしなの殿御内之者とかふして

中条（正長元年（一四二八）三月廿日 千坂信高書状）

「そしう」（訴訟）が「そしう」となっており、㊦ ヨウ ↓ ㊦ ウへの交替表記例である。

表 19 現代の新潟(下越)方言に見られる音韻現象

音韻	具体例	
ゝ	えと(糸)、めめず(ミミズ) おりる(折)、だみだ(だめだ)	
ウ段拗音とオ段拗音	きよーり(胡瓜)	じよんぼん(順番)
長音化	ショーヨー(醤油)、チョージョー(長者)	
マ行音とバ行音	さむい(寒)→サブカッタガ ノー	

①ヨ ↓ ①ユウ

ゆつりわたすしゆうりやうの事

越後 (応永十五年(二四〇八)八月十六日 和田時明願状)

くろ川のそ^証うもんし^文ゆうと^母もに

越後 (応永十五年(二四〇八)八月十六日 和田時明願状)

右の二例は「しよりやう(所領)」、「そ^証うもんし^文よ^母」(証文書)が「しゆうりやう」、「そ^証うもんし^文ゆう」^母となり、①ヨが①ユウに交替し、さらに長音化している例である。この長音化については、幕末の『角田浜願正寺年中故事』にも見られる。『角田浜願正寺年中故事』は、西蒲原郡卷町角田浜にある浄土真宗本願寺派願正寺の日記で、「一緒」という語を「一集(イツシユ)」と書いた例がある。このような拗音に長音が添加した表記が、幕末から時代をさかのぼり、中世の越後の古文書にも見られるのである。以下の用例の出典表記は『角田浜願正寺年中故事』方言・民俗関係語彙索引(柄澤衛『西蒲原郡方言考』二〇一三年)に拠った。

元々終始一集ニ巡国之図り有之処、雲公足痛ニて送レ、此節右縁因ニ依て尋被参候 (前九〇―三)

且ツ御講過拙老与一集ニ押付・曾根・並木弟・役僧中参り、茶酒ニ而実ニ当惑至極 (前一九四―一)

佐渡山江疱瘡見舞ニ下女遣、饅頭三百文買遣、五人一集ニ致候趣 (前二五一―一)

最早〱御堂・庫裏共ニ棟落、小屋雪隠迄一集ニ類焼、実ニ目も不被当、氣之毒至極 (後一四五―四)

拗音だけではないが、次のように長音添加する語の例は現代新潟方言でも見られ、この長音添加についても古文書の用例によって中世から見られることが知られる。

シヨヨヨ (醤油) チョージュヨ (長者) 4

ハ―(齒) コ―スギ(こすき) ニ―ワドリ(鶏) ク―ジラ(鯨)⁵

また、地名について「栃尾(とちお)(現新潟県長岡市)」と「栃生(とちゅう)(現滋賀県高島市朽木栃生)」は、「近古近世の覚書や雑史に共に「途中」の字を宛てられ」ているとの指摘がある。「栃尾」が「トチュー」となるのは、拗音化を経てウ段拗音に変化したものか。

①ヨ↓①ユ

ふうふかたへ―しゆニ申候

中条(天正二年(一五七四)八月七日 上杉謙信^{書状})

「しよ(一緒)」が「しゆ」になっており、①ヨ↓①ユへの交替表記である。

⑤ウ↓①ウ

去八日に御りうにんさま伊達へ御くたりの御やと雑事のこと申下候

中条(文明十二年(一四八〇)カ十一月十二日 中条朝資^{書状})

身か申候とてりうしに仰られへき事ハあるへからず候

越後(天文四年(一五三五)四月二日 本庄房長^{書状})

女事ハしんひうニほうこういたさせ可申候

越後(慶長三年(一五九八)三月十四日 隼人身質入^{借米状})

「れうにん(料人)」、「れうじ(聊爾)」、「しんべう(神妙)」が「りうにん」、「りうし」、「しんひう」となっており、⑤ウ↓①ウへの交替表記である。

①ウ↓②ウ

御けうめひも候へく候や

越後 (天文四年(一五三五) 四月二日 本庄房長書状)

「きうめい(糺明)」が「けうめひ」となっており、①ウ↓②ウへの交替表記である。

ウ・オ段拗音の交替表記については、先の東北地方の文書にも見られたが、越後の文書にはさらに多く見られるようである。この交替現象については、現代の新潟方言にも見られるものであり、「キョー(今日)」が「キユウ」や、以下に示すものなどが報告されている。

よざめ(湯冷め) きよーり(胡瓜) じよんばん(順番) しょ、しよー(衆)。

マ行音とバ行音の交替表記

「ケムリ(煙)」が「ケブ」や「ケンブ」「ケブリ」となったり、「さむい(寒)」が「サブカッタガ ノー」¹⁰のようなマ行音がバ行音に交替する例が越後の古文書に見られた。

つむら(津村) ↓ つぶら

つむらのあま ^尾 越後 (建長二年(一二五〇) 十月廿八日 つむらの尼 ^{高井氏} 譲状)

つむら田 ^田 (永仁四年(一二九六) 四月廿日 小泉庄加納方下地中分状案 11)

つむらやしき ^{麻社} 中条(延文元年(一三五六) 八月廿五日 中条茂資讓状)

かうむる(被) ↓かうぶる

弥彦大明神の御罰をかうふりへく候

越後(明応三年(一四九四)九月廿六日 原宗安・同能秀連署贖状案)

まもる(守) ↓まぼる

右このむねおまほるへし

越後(元二年(一三三七)十一月一日 時長年貢配分状)

「まもる↓まぼる」は全国的に見える語であり、マ行音がバ行音になるのは口頭語での発音かとの指摘もある¹²⁾。

まとめ

越後の古文書に見られた言語事象は、㊦と㊧の交替表記以外は現代方言でも例が見られるものであった。ウ・オ段拗音の交替については、現代では特に新潟方言に特徴的な言語事象の一つとされている。また、長音化している例が見られ、これも現代の新潟方言に見られる言語事象である。

注

¹ 「è」については、新潟大学方言研究会「特集・新潟県岩船郡朝日村大須戸方言の研究」(『方言の研究』9号 一九八一年三月)、加藤正信「11新潟」(東条操『方言学講座第二巻 東部方言』東京堂、一九六一年)、本間優美子「新潟県の方言についての記述的研究(7) 特集・新潟県岩船郡粟浦村字内浦方言の研究」@3 音声・音韻変化・音韻体系」(『方言の研究』8号、一九七七年十月)を参照した。ウ・オ段拗音については、登坂勉

- 『随筆風方言集 懐かしい仙田(岩瀬) つ言葉』(私家版、二〇〇六年)、長音化については、柄澤衛「越後中部方言における才段長音とア段長音の交替現象について」(『ことばとくらし』第十号、一九八六年十二月)、マ行音とバ行音については、本間優美子「新潟県の方言についての記述的研究(7) 特集・新潟県岩船郡粟島浦村字内浦方言の研究③ 音声・音韻変化・音韻体系」(『方言の研究』8号、一九七七年十月)を参照した。
- 2 北条忠雄「5 東北方言の概説」(『講座方言学4 北海道・東北地方の方言』国書刊行会、一九八二年)
- 3 石山与五栄門、井上慶隆、柄澤衛、奈倉哲三編『角田浜願正寺年中故事 前編』(巻町教育委員会、一九九一年)、同編『角田浜願正寺年中故事 後編』(巻町教育委員会、一九九三年)
- 4 柄澤衛「越後中部方言における才段長音とア段長音の交替現象について」(『ことばとくらし』第十号、一九八六年十二月)
- 5 新潟大学方言研究会「特集・新潟県岩船郡朝日村大須戸方言の研究」(『方言の研究』9号一九八一年三月)
- 6 吉川泰雄「近古国語に於ける長拗音「ゆう」と「よう」との相関」(国学院大学編『古典の新研究』第二集、一九五四年)
- 7 注4に同じ。
- 8 登坂勉『随筆風方言集 懐かしい仙田(岩瀬) つ言葉』私家版、二〇〇六年
- 9 『日本語地図』第6集第265図「けむり」。
- 10 本間優美子「新潟県の方言についての記述的研究(7) 特集・新潟県岩船郡粟島浦村字内浦方言の研究③ 音声・音韻変化・音韻体系」(『方言の研究』8号、一九七七年十月)
- 11 米沢市立図書館蔵「色部氏文書」第二巻
- 12 福田良輔「方言と古文書」(『国文学 解釈と鑑賞』34巻8号、一九六九年七月)

第三節 関東地方

第一項 埼玉

近世の写しではあるが、埼玉の古文書として「武州文書 十五埼玉郡」を使用した。当該文書では、㊦と㊧、イとユの交替表記が見られた。表20に現代の埼玉方言で見られる音韻現象についてまとめた。用例は出典中のものに従った¹⁾。

イ↓ユ

武州大田庄^(玉)たかゆわ^(西)いちまつり^(世)是なす

武州文書 十五埼玉郡 (延文六年(一三六二)九月九日 市場之祭文写)

㊦↓㊧

武州き西^(中)こふり^(中)八十市祭之

武州文書 十五埼玉郡 (一四四一延文六年(一三六二)九月九日 市場之祭文写)

武州き西^(中)こふり^(中)かゝさねかふ道いちまつり

武州文書 十五埼玉郡 (一四四一延文六年(一三六二)九月九日 市場之祭文写)

現段階の調査では、㊦↓㊧となるような現代の埼玉方言の例は見出し得なかった。

表 20 現代の埼玉方言で見られる音韻現象

音韻	具体例
イとユ	ゆわし(鯛)

㊦と㊧、

第二項 東京（日野）

東京都日野市にある高幡山金剛寺の不動明王坐像胎内文書を中世の関東の文書として使用した。当該文書では①と②、③と④の交替表記が見られた。表 21 に現在の東京（日野）方言に見られる音韻現象についてまとめた²⁾。

② ↓ ①

（留守）
 するすもいかにたいかたく候らんと心もなく候
 （と脱ぎ）

高幡（暦応二年（一三三九）カ八月十六日 山内経之書状）

（甘我殿カ）
 （立）
 そかとのもはやたち候よし申候又あまりにのりかいの一きたにも候ハてと存候て
 （前）

高幡（四八七暦応二年（一三三九）山内経之書状）

御むかひに人をまいらせたく存に御ひまも候ハぬようしうけ給候あひた
 （四）

高幡（暦応二年（一三三九）カ月日未詳 山内経之書状）

現代の関東地方においてイとエの区別のない地域は、茨城や栃木にかけての関東の東北部、群馬の一部地域や埼玉県東部・千葉県の北部などである³⁾。

大橋勝男『関東地方域の方言についての方言地理学的研究 第一巻』4の調査（昭和四一〜四四年）によれば日野市周辺はイとエの区別がある地域である。しかし、それより約七十年前の国語調査委員会の『音韻調査報告書』（日本書籍、一九〇五年）によれば当時の日野市域に当たる南多摩郡では「まへ」の「へ」を「ye」と発音

表 21

現代の東京（日野）方言に見られる音韻現象

音韻	具体例
é	現代においてはイ・エの区別があるが、明治期には「まへ（前）」→「ye」との例が報告されており、現在のエとは異なっていた可能性がある。

することが報告されており、明治の当地域では今のイやエの発音とは異なっていた可能性がうかがえる。さらに時代を遡った中世の古文書である「高幡不動胎内文書」には右記のような㊦が㊧となっている表記が見られることから中世の当該地域のイとエの音韻的区別が曖昧なものであった可能性が考えられる。

㊦ ↓ ㊧

かさハたのきたかたニしほゑとのゝあととも給候か

高幡（暦応二年（一三三九）カ月日未詳 山内經之書状）

現段階の調査では、当該地域の現代方言に㊦と㊧の交替例は見出し得なかった。

ウ・オ段拗音の交替表記

㊨ ヨウ ↓ ㊩ ウ

心もとな□存候そしう候しさいけまいらせへく候

高幡（暦応二年（一三三九）カ八月十六日 山内經之書状）

「そしう（訴訟）」が「そしう」となっており、㊨ ヨウ ↓ ㊩ ウへの交替表記である。現段階の調査では、当該地域の現代方言にウ・オ段拗音の交替例は見出し得なかった。

第三項 まとめ

以上、関東地方の例として埼玉・東京の古文書を見てきた。埼玉のイとユの交替表記以外は、現代方言に例を

見出すことができなかつた。しかし、明治期頃には日野市辺りではエが ye と報告されていた記述もあり、さらに時代をさかのぼって中世には「たい^(モ 羅)かたく」、「のり^(栄 群)かい」の例のようにイとエの区別が曖昧であった可能性も考えられる。

注

- 1 原田伊佐男 『埼玉県東南部方言の記述的研究』くろしお出版、二〇一六年
- 2 大橋勝男 『関東地方域の方言についての方言地理学的研究 第一卷』(桜楓社、一九八九年)の調査による。
- 3 飯豊毅一 「関東方言の概説」『講座方言学5 関東地方の方言』国書刊行会、一九八四年
- 4 桜楓社、一九八九年

第四節 東国文書と現代方言

本章では、中世の東国文書に見られる言語と、その文書が伝来した地域の現代の方言について音韻交替表記を中心に見てきた。特に㊶と㊷の交替表記は、東北、越後（新潟）、関東地方の三地域の古文書に用例が見られた。このうち、東北と越後地方では現在の方言で例が見られる。東北地方では他に㊶と㊷、㊸と㊹が、関東地方でも㊶と㊷の交替表記が見られた。これらの地域、特に東北や越後下越地方は、現代方言で中舌母音の目立つ地域と言われ、中世の東国文書内で㊶と㊷、㊶と㊷、㊸と㊹、㊸と㊹のような交替表記が現れるのは、この中舌母音の反映とみる解釈が許されるのではないだろうか。

また関東地方の文書でも㊶と㊷の交替表記が見られ、本文書が伝来した現在の東京（日野）では、イとエについての交替例は見出せないが、明治期頃にはエがyeと発音すると報告するものもあり、中世の当該地域では東北や越後地方のようにイとエの音韻的区別が曖昧であった可能性を感じさせる。

また、ウ・オ段の拗音の交替表記が東北、越後（新潟）、関東の文書で見られたが、現代方言においてこのような音韻現象が報告されているのは越後（新潟）方言のみで、他の地域にはこのような現象についての指摘はない。

イとエの問題のように中世の東国文書と現在の方言との共通性がある現象と、ウ・オ段拗音の問題のように東国文書には表記として見られるが、現在の方言では一部にしか見られない現象があるということが明らかになった。

第二部 中央文書の言語

以下では、本研究の中央文書に見られる言語事象について、第一章 音韻、第二章 表記、第三章 語法を見
ていく。

第一章 音韻

本章は、中央文書の音韻の表記について、母音の表記、促音の表記、漢字音の表記を扱う。

第一節 国語音について

第一項 母音とその表記

本節では中央文書の国語音について母音とその表記、子音とその表記、促音の表記、音便等の表記を中心に
見ていく。以下、本研究では①㊦のように丸で囲む場合は、はイ段音、エ段音をそれぞれ表すこととする。特に
母音単独を表す時は「イ」・「エ」のように示す。

1 母音交替表記

母音交替表記とは、アからオ段の母音が標準表記₁とは異なる表記をしている場合、標準表記に対して交替している例として捉えた。

1-1 ア段音に関わる交替表記例

本研究の中央文書においてア段音に関わる交替表記は見られなかった。

1-2 イ段音に関わる交替表記例

イ段音と交替する表記の組み合わせとしては、ア段音、ウ段音からオ段音との対応が考えられるが、実際に表記として現れた例は①から②への交替表記である。

① ↓ ②

むかひ (向)

さい所さねとし名内こんのすけのふんむかへの 田一反半五そへ□

(観応三年(一三五二) 卯月四日 丹生の西権介真良田地年季充券案 東寺百合文書八四二七・四)

東国文書にも一例「おほむかゑ」として用例があるが、「むかへ」については辞書にも立項されており、「むかひ(向)」の変化した語か」とされている²。東国文書に見られた語が中央文書にも見られることが分かった。この語に関しては、東国と中央という地域による変化ではなく、「むかひ」という一つの語における変化と捉えるの

が妥当であろうか。

1-3 ウ段音に関わる交替表記例

本研究の中央文書においてウ段音に関わる交替表記は見られなかった。

1-4 エ段音に関わる交替表記例

本研究の中央文書においてエ段音に関わる交替表記は見られなかった。

1-5 オ段音に関わる交替表記例

本研究の中央文書においてオ段音に関わる交替表記は見られなかった。

1-6 中央文書の母音交替表記

本研究の中央文書では母音交替表記として、「むかひ(向)」が「むかへ」となるイ段音がエ段音に表記された例のみが見られた。これは、東国文書でこのような①と②の交替表記以外にも③と④、⑤と⑥などの交替表記が見られたことと大きく異なる。中央文書では東国文書のような母音の交替表記がほとんど見出せず、このような母音の交替表記は東国文書に特徴的なことだと言えるであろう。

第二項 促音の表記

中央文書における促音の表記について見ていく。以下では、本研究が中央文書として扱っている「東寺百合文書」に加えて以下のものからも促音表記を採取した。「九条家文書」以下は、猿田知之氏が「促音表記「ん」について―中世文書を中心として―」³⁾の中で指摘した「ん」表記の例を本研究で引用した。また、「九条家文書」に関しては、猿田氏指摘の「ん」表記の用例に加え、「つ」表記を川野が採取した。

九条家文書

(猿田知之氏論文内の用例)

菅浦家文書

(猿田知之氏論文内の用例)

醍醐寺文書

(猿田知之氏論文内の用例)

教王護国寺文書

(猿田知之氏論文内の用例)

大徳寺文書

(猿田知之氏論文内の用例)

熊野那智大社文書

(猿田知之氏論文内の用例)

高野山文書

(猿田知之氏論文内の用例)

1 無表記

本研究で扱う中央文書(一一八九―一五八七年)に見られる促音の無表記を年代順に配列する。「かきて(限)」、「もて(以)」、「よて(仍)」に関しては用例数が多いため、抄出した。

僧明蓮相伝之私領也心さしあて加賀つほねに相具本券文

(文治五年(一一八九)三月十五日 僧明蓮田地贖状 東寺百合文書カ函一三三・二)

きやうこうさらにたのさまたけあるへからすよてこ日きけいのために

(建暦二年(一一二二)二月二日 清原氏女田地贖状 東寺百合文書カ函一三三・三)

うたへ申すことあらは御さた候へし

(元仁二年(一一二五)三月廿七日 七条院贖状案 東寺百合文書な函六・一)

ゑいたいをかきてしやくふつの御房にうりたてまつるところしちなり

(貞永元年閏(一一三三)九月九日 佐伯國安田地売券案 東寺百合文書レ函七七・一二)

いかにもうたへ申へき事にて候

(文永十一年(一一七四)カ九月七日 若狹國太良庄藤原氏女書状 東寺百合文書エ函一一九)

錢拾伍貫文にゑいたいをかきてへんのいかうの御房へうりまいらせ候ところしちなり

(弘安三年(一一八〇)十一月九日 行賀田地売券案 東寺百合文書メ函二〇)

さらにたのさまたけあるへからすよて本けんでつきら五つうをあいそへて

(弘安五年(一一八二)七月二日 観阿弥陀仏私領地贖状案 東寺百合文書イ函十二・四)

ひらの殿うたへ申候事

(正応六年(一一九三)正月 大和國平野殿庄百姓等申状案 東寺百合文書と函五一・一)

をうせをもく候あいたにま五升あてハミやうねんまいらせましく

(嘉元元年(一一三〇)十月十五日 山城百姓けんとうし・けさう連署請文 東寺百合文書メ函五四)

かさねてうたへ申され候て

(嘉元三年閏(一一三〇)五月二十五日 大藏卿局贖状案 東寺百合文書つ函二九・一)

右件たハようくあるにて代銭式貫文□うりわたすところしちなり

(観応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・三)

へちきをもてしさいを申まし□よて為後日うりけんの状如件

(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・二)

へちきをもてしさいを申まし□よて為後日うりけんの状如件

(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・二)

よて後日のためにせう□の状如件

(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良出舉米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

右件たハようくあるにてしらのせに□貫文

(観応三年(一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・四)

よて後日ために証文之状如件

(観応三年(一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・四)

よて後□ため□証文之状如件

(文和三年(一三五四)八月三日 法阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書八函二七・五)

御れんみんの儀もてめしかへさるゝ上者

(永正九年(二五二二)十月廿二日 久郎左衛門鎮守八幡宮々仕職請文 東寺百合文書口函四八)

是併御代官遅々候にて如此候

(年未詳三月十二日 若狭国太良荘上使明真書状 東寺百合文書八函二一・紙背)

以下、表 22 に促音無表記を年代順に並べたものを示す。これを見ると、本研究の中央文書（一一八九年～一五八七年）における促音無表記は、一一〇〇年代から一三五〇年代まで安定して見られることが分かる。そして、一三六〇年代以降は無表記が見られなくなり、次の項目で示す促音「ん」表記が台頭してくるのである。

表 23 の促音無表記の語ごとの出現をみると、東国文書と同様に「よて（仍）」が最も多く見られる。讓状等の証文類の中で定型句的に用いられることが多いからであろう。

表 22

中央文書 促音無表記(年代順)		
年	無表記	文書名
1189	あて(有)	東寺百合文書
1202	かきて(限)	東寺百合文書
1212	よて(仍)	東寺百合文書
1219	よて(仍)	東寺百合文書
1224	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1225	うたへ(訴)	東寺百合文書
1229	もて(以)	東寺百合文書
1230	かきて(限)	東寺百合文書
1232	かきて(限)	東寺百合文書
1236	よて(仍)	東寺百合文書
1244	よて(仍)	東寺百合文書
1250	よて(仍)	東寺百合文書
1254	よて(仍)	東寺百合文書
1258	よて(仍)	東寺百合文書
1260	よて(仍)	東寺百合文書
1261	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1265	よて(仍)	東寺百合文書
1269	もて(以)	東寺百合文書
1272	よて(仍)	東寺百合文書
1274	よて(仍)・うたへ(訴)	東寺百合文書
1278	もて(以)・かきて(限)	東寺百合文書
1279	もて(以)	東寺百合文書
1290	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1282	よて(仍)	東寺百合文書
1283	よて(仍)	東寺百合文書
1284	よて(仍)	東寺百合文書
1285	よて(仍)	東寺百合文書
1286	よて(仍)	東寺百合文書
1287	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1288	かきて(限)	東寺百合文書
1291	よて(仍)	東寺百合文書
1292	よて(仍)	東寺百合文書
1293	うたへ(訴)・よて(仍)	東寺百合文書
1296	かきて(限)	東寺百合文書
1297	もて(以)よて(仍)	東寺百合文書
1298	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1300	もて(以)	東寺百合文書
1303	あて(有)・もて(以)・よて(仍)	東寺百合文書
1304	よて(仍)・かきて(限)	東寺百合文書
1305	うたへ(訴)・もて(以)・かきて(限)	東寺百合文書
1306	もて(以)	東寺百合文書
1308	よて(仍)	東寺百合文書
1310	よて(仍)	東寺百合文書
1313	かきて(限)	東寺百合文書
1319	もて(以)よて(仍)	東寺百合文書
1321	よて(仍)	東寺百合文書
1326	よて(仍)	東寺百合文書
1327	よて(仍)	東寺百合文書
1329	よて(仍)	東寺百合文書
1330	よて(仍)	東寺百合文書
1333	よて(仍)	東寺百合文書
1351	よて(仍)	東寺百合文書
1352	もて(以)よて(仍)	東寺百合文書
1354	よて(仍)	東寺百合文書
1512	もて(以)	東寺百合文書

表 23

中央文書 促音無表記(語ごと)

無表記	用例数
あて(有)	2
うたへ(訴)	4
かきて(限)	11
もて(以)	14
よて(仍)	76

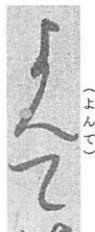
2 「ん」表記

本研究の中央文書（一一八九年～一五八七年）に見られる「ん」表記を年代順に配列して示す。「九条家文書」については、猿田知之氏の論文内⁵で指摘された用例を川野が写真帳⁶にて確認したものである。

いそきこれをさたしてとるへしよんてのちのせうもんのためにゆつりしやうかくの事し

（正嘉二年（二二五八）七月十三日 沙弥願心讓状 九条家文書）

とりなかされまいらせ候へく候



御日さたのためにやくそくのしやうくたんのことし

（文永六年（二二六九）十一月卅日 平宗弘請文案 東寺百合文書ル函五・二）

さらに（もんで）



もち候へからす

（文永六年（二二六九）十一月四日 守清請文案 東寺百合文書ル函五・一）

よう／＼あるに（よんで）



如浄御房にゑいたいをかきりて

（正中三年（二三三六）三月二日 秦清真田地売券案 東寺百合文書ツ函五九・二）

しんたいりやうしやうせらるへく候



し□□いきたい他人のさまたけ

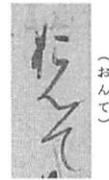
あるましく候者也

(正中三年(一三二六)三月二日 秦清真田地売券案 東寺百合文書ツ函五九・二)

□のよう／＼候によんてけんせに式□「し」たいてつき本せうもんを

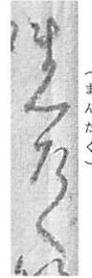
(元徳元年(一三三〇)十二月廿三日 稻荷社司宗御房丸屋地売券 九条家文書)

御年具(度)においてハ



なけき申候へく候

(正慶元年(一三三二)十月三日 妙阿弥・けんゆう連署請文 東寺百合文書へ函二七)



以彼仁共のけうかいにあらず候

(正平七年(一三五二)二月廿四日 若狭国太良荘百姓等連署重申状 東寺百合文書八函十九)

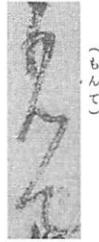
くほうにてさいくわに申をこなわれ候へく候よんてこ日のため□□りしやうくたんのことし

(永和二年(一三七六)二月九日 尼みやうせん畠地讓状 九条家文書)

□にいまよう／＼あるによつてゑいたいをかきんて□うはうにうりわたす所しちなり

(至徳三年(一三八六)五月三日 元照屋地売券案 九条家文書)

謹責使を



催促仕へきよし申され候

(応永五年(一三九八)カ 四月十七日 播磨国矢野庄代官了濟書状 東寺百合文書よ函一八三)

さしおき申候によんで一こんふんに代三貫五百文給候ぬ猶向後子々孫々までもこのおもむきをもんて申つけ候へく候

(応永十三年(一四〇六)七月二日 延持・貞守連署一献分請取状 九条家文書)

さしおき申候によんで一こんふんに代三貫五百文給候ぬ猶向後子々孫々までもこのおもむきをもんて申つけ候へく候

(応永十三年(一四〇六)七月二日 延持・貞守連署一献分請取状 九条家文書)



(さきたんで)

申上候きつ田はうの御したちの事

(応永廿四年(一四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書に函二九四)

その時一こんのしさい申ましくて候よんで後日のためにうけふミの状如件

(永享七年(一四三五)十一月十三日 五条烏丸地々子請文 九条家文書)

御百姓まかりかうふり申へきにて候



(よんで)

かうもんの状如件

(文安五年(二四四八)十二月 丹波国大山庄守護役地下半分注文 東寺百合文書に函一八三)

御百姓らまかりかうふり申へきにて候

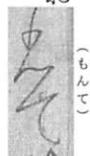


(よんで)

かうもんしやう如件

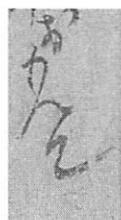
(宝徳元年(二四四九)十二月 丹波国大山庄一院谷公事足地下半分立用注文 東寺百合文書に函一八九)

御折紙お



(宝徳二年(一四五〇)カ 九月二日 三浦為継書状 東寺百合文書を函四八二)

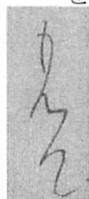
和市お



沙汰いたし申候

(享徳三年(一四五四) 九月廿二日 播磨国矢野庄公文名年貢銭請取 東寺百合文書よ函一三六・五)

此分を



可然様に預御披露候ハ、

(康正二年(一四五六) 十二月十八日 山城国上久世庄公文代寒川光康書状 東寺百合文書へ函九三)

御さいそくに



公物等をもさた申候ハ、

(康正二年(一四五六) 五月八日 村上治部進書状 東寺百合文書に函二一九)

本せんをもんてかい返し可申候なり

(文明二年(一四七〇) 九月八日 某本銭返売券案 九条家文書)

本せ□□もんてかい返し可申ものなり

(文明二年(一四七〇) 九月八日 某田地売券案 九条家文書)

よう／＼あるによんて本もん十つうあひそへて

(文明二年(一四七〇) 九月八日 某田地売券案 九条家文書)

さく米をお

(もんで)

納申候へく候



(文明十四年(一四八二)十二月廿三日 山城国上久世庄小三郎未進年貢請文 東寺百合文書を函二七六)

かた／＼もんで身のほどあさましくそんち候

(文明十八年(一四八六)三月十三日 秀禪書状 九条家文書)

さて／＼もんとも御いとまこい申入たくそんち候ところ二たのミ候て

(文明十八年(一四八六)三月十三日 秀禪書状 九条家文書)

きんと申候仍其方より人夫一人も不被出候

(文亀二年(一五〇二)九月五日 上神源二郎書状 九条家文書)

きんと申候仍其方より人夫一人も不被出候

(文亀二年(一五〇二)九月五日 上神源二郎書状 九条家文書)

(かしこまんで)

申入候今月十九日に



(年不詳 九月廿日 丹波国大山庄又代官麻宇田某書状 東寺百合文書に函三〇八)

そのさうに

(よんで)

したゝめ進候へく候

(年不詳 二月九日 遠藤道義書状 東寺百合文書り函一二五)



本研究で中央文書として取り上げた「東寺百合文書」と「九条家文書」に見られる促音「ん」表記は以上であるが、以下では「九条家文書」以外にも猿田知之氏が掲出した中央文書の「ん」表記も加えて考察していく。

先に掲げた「九条家文書」以外に猿田氏が指摘した「ん」表記と文書名は以下の通りである。

菅浦家文書 よんて・まんたく

醍醐寺文書 よんて

教王護国寺文書 よんて

大徳寺文書 よんて

熊野那智大社文書 よんて・まんたく

高野山文書 さきたんて・よんて

以下、表24に右の猿田氏掲出のものを加えた促音「ん」表記を年代順に並べたものを示す。これを見ると、研究の中央文書（一一八九年～一五八七年）における促音「ん」表記が主流となっていくのである。その後一五〇〇年代始め、一三四〇年以降になると無表記に代わって「ん」表記が主流となっていくのである。その後一五〇〇年代まで安定して用例が見られる。表25に示した語ごとの出現は、無表記同様「よんて（仍）」が最も多い。

表 24

年	「ん」表記	文書名
1258	よんて(九条)	九条家文書
1289	よんて(仍)・もんて(以)(東百)	東寺百合文書
1328	よんて(仍)・まんたくもんて(全以)(東百)	東寺百合文書
1300	よんて(仍)(菅浦)	菅浦家文書
1319	よんて(仍)(醍醐寺)	醍醐寺文書
1330	よんて(仍)(九条)	九条家文書
1332	おんて(追)(東百)	東寺百合文書
1333	よんて(仍)(教王)	教王護国寺文書
1335	よんて(仍)(醍醐寺)	醍醐寺文書
1338	よんて(仍)(大徳寺)	大徳寺文書
1342	まんたく(全)(菅浦)	菅浦家文書
1343	まんたく(全)・よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1345	もんて(以)・よんて(仍)(高野山)	高野山文書
1348	まんたく(全)・よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1352	まんたく(全)(東百)	東寺百合文書
1354	さきたんて(先)(高野山)	高野山文書
1361	まんたく(全)・よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1368	よんて(仍)(醍醐寺)	醍醐寺文書
1378	よんて(仍)(九条)	九条家文書
1377	よんて(仍)(大徳寺)	大徳寺文書
1379	よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1388	かきんて(限)(九条)	九条家文書
1394	よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1398	もんて(以)(東百)	東寺百合文書
1406	よんて(仍)・もんて(以)(九条)	九条家文書
1417	さきたんて(先立)(東百)・よんて(仍)	東寺百合文書 高野山文書
1420	よんて(仍)(高野山)	高野山文書
1435	よんて(仍)(九条)	九条家文書
1448	よんて(仍)(東百)	東寺百合文書
1449	よんて(仍)(東百)	東寺百合文書
1450	もんて(以)(東百)	東寺百合文書
1451	よんて(仍)(高野山)	高野山文書
1454	もんて(以)(東百)	東寺百合文書
1456	もんて(以)・よんて(仍)(東百)	東寺百合文書
1463	よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1469	よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1470	もんて(以)・よんて(仍)(九条)	九条家文書
1471	よんて(仍)(熊野)	熊野那智大社文書
1482	もんて(以)(東百)	東寺百合文書
1488	もんて(以)・もんとも(最)(九条)	九条家文書
1498	もんて(以)(高野山)	高野山文書
1502	きんと(九条)	九条家文書

表 25

「ん」表記	用例数
おんて(追)	1
かきんて(限)	1
かしこまんて(最)	1
きんと(急度・吃度)	2
さきたんて(先立)	1
まんたく(全)	1
まんたくもんて(全以)	1
もんて(以)	10
もんとも(最)	1
よんて(仍)	12

「東寺百合文書」と「九条家文書」のみ

3 「つ」表記

本研究で扱う中央文書（一一八九年～一五八七年）に見られる「つ」表記を年代順に配列したものを示す。

いさい はすよつてこ日のためゆつり状

（正和五年（一一三六）六月十五日 尼しやうしう譲状案 九条家文書）

 にいまよう／＼あるによつてゑいたいをかきんて

 うはうにうりわたす所しちなり

（至徳三年（一一三六）五月三日 元照屋地売券案 九条家文書）

たしあるニよつてかのしやううらをやふり候おはんぬよつてかあんもんをかきうつし

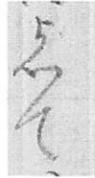
（至徳三年（一一三六）五月三日 けん阿弥田地売券案 九条家文書）

よつてこにちのためうりけんのしやうくたんのことし

（至徳三年（一一三六）五月三日 けん阿弥田地売券案 九条家文書）

かい^{（改動）}とうあるへからす候よつて状くたんのことし（応永九年（二四〇二）七月廿二日 不断光院新田荘預状案 九条家文書）

ふさたあるへきよし仰らるゝに



いまためうしやうそんしやうの時

（応永十年（一一四〇三）五月廿四日 岡永勝田畠譲状案 東寺百合文書を函四一）

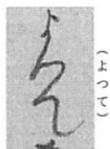
地下人さらに不叶候に



（永享十二年（二四四〇）十二月廿三日 山城国上久世庄名主百姓等申状 東寺百合文書を函一五七）

御本所の御意おもく百姓等存申候

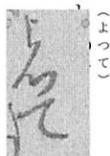
如此申入候



(文安二年(一四四五) 十一月廿八日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状并連署起請文 東寺百合文書に函一六三・二)

但去年の未進被引申

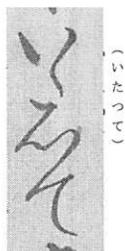
事



(宝徳四年(一四五二) 六月 山城国上久世庄年貢米散用状并未進徴符 東寺百合文書ぬ函三六)

雑事以下

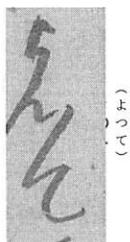
十五貫余せめふせられ候て



(寛正二年(一四六一) 八月四日 播磨国矢野庄田所家盛申状案 東寺百合文書ほ函七三)

中澤帯方無沙汰

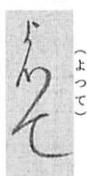
進藤方過分之未進候なり



(寛正五年(一四六四) 十一月十七日 太田行頼書状案 東寺百合文書に函二三四)

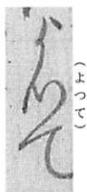
御とめの間わひ事申

預御下行間



(文明十一年(一四七九) 十二月三日 鎮守八幡宮神子惣老等連署請文 東寺百合文書を函二六三)

せんそたるに



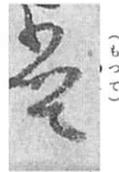
まいらせ候なり

(文明十一年(二四七九)十二月三日 鎮守八幡宮神子惣老等連署請文 東寺百合文書を函二六三)

当坊にをいてハ弥当知行をまつまたく候し

(文明十七年(二四八五)八月 日 某申状草案 九条家文書)

来八月中ニ宛前を



寺納可申候

(明応八年(二四九九)三月五日 山城国上久世莊百姓等連署未進年貢米請文 東寺百合文書口函四四)

なを



違乱におよふ事

(明応八年(二四九九)十二月 東寺雜掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

まつ



喜入申候

(明応九年(二五〇〇)カ 十二月十九日 山城国上久世庄和田貞次利倉弘盛連署書状 東寺百合文書を函五四九・一)

かしこまつて申上候

(文龜三年(一五〇三)十月廿四日 日根野村番頭百姓中書状 九条家文書)

猶々



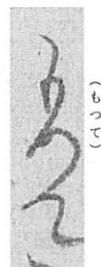
御とゞけて可給候

(永正元年(二五〇四)十一月十三日 山城国拝師庄伏見方百姓円浄書状 東寺百合文書イ函一一三)

よつてこ日のしやうくたんのことし

(永正十(二二年(二五一五)八月五日 年貢米請文案 九条家文書)

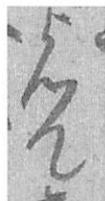
尚々算用状



御分別肝要候

(天正十五年(一五八七)カ十二月十日 米谷慶将書状 東寺百合文書口函一三四)

しゝとりあらずに



(よつて)

御年貢さゝ入立申御下地之事にて候間

(年不詳 十二月三日 丹波国大山庄一井谷大夫書状 東寺百合文書に函三二七)

三分一損之外重而申



(よつて)

二石之分被可下

(年月日不詳 山城国下久世莊損免注文 東寺百合文書口函一四一)

本研究の中央文書(一一八九〜一五八七年)のうち、東寺百合文書に見られる促音「つ」表記は以上であるが、今回は小林芳規氏が指摘した「高野山文書」の用例も加え、以下の表23、24を作成した。

またくもつて候ハす候

(高野山文書・湯浅宗親書状(一一八八〜一三〇五) 三月十日)

又もつて百姓をやにはきすゝめ

(高野山文書・湯浅宗親書状(一一八八〜一三〇五) 三月十日)

ヨ、(要用)アルニヨツテ

(高野山文書・大藪キヤウレム田地売券 正応三年(一一九〇) 八月三日)

以下、表 26 に右の小林氏指摘のものを加えた促音「つ」表記を年代順に並べた。これを見ると、本研究の中央文書における促音「つ」表記は、一二〇〇年代後半に単発的に「もつて」と「ヨツテ」があり、その後は一三一六年と一三八六年に同じく単発的に「よつて」が見られる。まとまって見られるようになるのは一四〇〇年に入ってからである。この促音「つ」表記に関しては、東国文書の方が中央文書よりも早くまとまって用例が現れるようになる（第一部参照）。

表 27 に示したように語ごとの出現は、無表記、「ん」表記と同様に「よつて（仍）」が最も多い。

表 26

中央文書 促音「つ」表記(年代順)		
年	「つ」表記	文書名
1288~1305	もつて(以)	高野山文書
1290	ヨツテ(仍)	高野山文書
1316	よつて(九条)	九条家文書
1388	よつて(九条)	九条家文書
1402	よつて(仍)(九条)	九条家文書
1403	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1440	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1445カ	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1452	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1461	いたつて(至)(東百)	東寺百合文書
1464	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1479	よつて(仍)(東百)	東寺百合文書
1485	まつたく(全)(九条)	九条家文書
1499	もつて(以)(東百)	東寺百合文書
1500	もつて(以)(東百)	東寺百合文書
1503	かしまつて(仍)(九条)	九条家文書
1504	きつと(急度・吃度)(東百)	東寺百合文書
1515	よつて(仍)(九条)	九条家文書
1587	もつて(以)(東百)	東寺百合文書

表 27

中央文書 促音「つ」表記(語ごと)

「つ」表記	用例数
いたつて(至)	1
かしまつて(仍)	1
きつと(急度・吃度)	1
まつたく(全)	1
もつて(以)	4
よつて(仍)	16

「東寺百合文書」と「九条家文書」のみ

4 まとめ

本研究の中央文書（一一八九―一五八七年）における無表記と、「ん」表記と、「つ」表記の三種類の促音表記の変遷を図式化すると図 5 のようである。まず無表記の時代があり、一三〇〇年代前半から「ん」表記の時代、そして一四四〇年以降に「つ」表記も連続して見られるようになることが分かる。これは、東国文書の促音「つ」

表記の場合と比べて一二〇年ほど遅いことになる。「つ」表記の初出は、東国文書も中央文書もほぼ同時期であるが、「つ」表記が文献上に連続して現れるようになるのは中央文書の方が遅れるようである。

図 5

中央文書における促音表記の変遷

年	中央文書		
	無表記	ん表記	つ表記
1189	↓		
1200			
1250		●	
1300		●	●
1350	↓		
1400			↓
1450			↓
1500		●	↓
1550			●

第三項 音便

本研究の調査範囲内の中央文書においては、以下のように形容詞のウ音便は見出せず、非ウ音便の形で見られた。

非ウ音便

なかく(長)

しかるをいままこひめやさ御せんになかくゆつりわたすところしちなり

(弘安五年(一二八二)七月二日 観阿弥陀仏私領地讓狀案 東寺百合文書イ函十二・四)

よくく

わかさのくに太良保よくく御ふきやう候て給へく候

(文保二年(一一三一)五月二日 某宛行狀案 東寺百合文書イ函二五・三)

くはしく(詳)

その時いつれもくハしく申うけ給候へく候

(観応三年(一二五二)カ閏二月十二日 石井政安書狀 東寺百合文書イ函一四〇)

これにてもくハしくうけ給候へく候

(観応三年(一二五二)カ閏二月十二日 石井政安書狀 東寺百合文書イ函一四〇)

しつまりかたく(静難)

抑当国いつきいつき何しつまりかたく候間

(正平七年(一二五二)二月廿四日 若狭国太良荘百姓等連署重申狀 東寺百合文書ハ函十九)

国如此乱なり何しつまりかたく候よろしく寺家として

(年未詳三月十二日 若狭国太良荘上使明真書狀 東寺百合文書ハ函二一・紙背)

よろしく(直)

国如此乱なり何しつまりかたく候よろしく寺家として

(年未詳三月十二日 若狭国太良荘上使明真書状 東寺百合文書八函二一・紙背)

かたく(堅)

かたく歎さいちうにて候

(応安七年(一三七四)二月廿七日 若狭国太良荘地頭方政所(有円)正覚・公文弁祐連署注進状 東寺百合文書八函七八)

京上夫二人の事かたく申候ところに

(永徳元年(一三八一)十二月廿日 若狭国太良保守護役人夫配符 東寺百合文書八函八四・一)

一大事に候之間かたく(倣倣)さい(倣倣)そく申へきよし候

(永徳元年(一三八一)六月一日 若狭国太良保守護役人夫配符 東寺百合文書八函八四・六)

先非を悔てかたくなけき申之間

(永正九年(一五二二)十月廿二日 久郎左衛門鎮守八幡宮々仕職請文 東寺百合文書口函四八)

やさしく(易・優)

返々やさしく覚候

(年不詳六月廿日 藤原惟顕書状 東寺百合文書イ函一九一)

ふかく(深)

大師八幡ノ御罰を有円弁祐か身ニふかく可蒙候

(永和四年(一三七八)十二月廿四日 若狭国太良荘地頭方代官有円(正覚)・公文弁祐連署起請文 東寺百合文書八函八一)

現代の京都など関西地方は、ウ音便が見られる地域である。同じ中央の文献として、平安末期の藤原為房妻の書状には「ふかう（深）」や、「ひさしう（久）」のようなウ音便表記が見られる。ので、中央文書でも同様にウ音便が採取されるかと想定したが予想に反して、音便形を見出すことはできなかった。ただし、今回は限られた範囲しか調査し得ていないので、今後の調査によってはウ音便表記も見出されるかと思われる。引き続き検討していく必要がある。

注

- 1 ここで言う「標準表記」とは、迫野虔徳「古文書にみた中世末期越後地方の音韻」〔語文研究〕22号、一九六六年）内で用いられているものと同義。例えばイとエの交替表記の場合「くへかへす（梅）」に対する「くゑかへす」の表記のことである。
- 2 『日本国語大辞典 第二版 第十二巻』小学館、二〇〇一年
- 3 『茨城キリスト教短期大学研究紀要』十六号、一九七六・十二
- 4 これ以降は、一五二二年に一例のみ見られる。
- 5 猿田知之「促音表記「ん」について―中世文書を中心として―」〔茨城キリスト教短期大学研究紀要〕十六号、一九七六・十二）
- 6 東京大学史料編纂所蔵「九条家文書」（写真帳、6171.68-22）による。
- 7 注5に同じ。
- 8 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」〔広島大学文学部紀要〕三〇、一九七一年三月）
- 9 金子彰、東京女子大学日本文学科学学生有志編「藤原為房妻仮名書状語彙総索引稿」（『日本文学』八七号、一九九七年三月）

第二節 漢字音について

本節では中央文書の漢字音について母音、拗音等の表記を中心に見ていく。

第一項 母音とその表記

[no] ↓ [eu]

しようきう(承久) ↓ せうきう

てつきのけんは、せうきうのらんるとき

(寛喜二年(一一三〇)三月五日 尼れんめう家地贖状案 東寺百合文書エ函三六・六)

しようもん(証文) ↓ せうもん

院宣・殿下の御けうそ以下のてうとのせうもんらをわたしをハリぬ

(嘉元三年(一一三〇)十一月十日 比丘尼教明贖状案 東寺百合文書イ函三三・十)

このせうもんニまかせて名田につけて

(観応三年(一一三五)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書ハ函二七・一)

東国文書の場合と同様に中央文書でも「しようもん ↓ せうもん(証文)」の表記が見られる。

[ne] ↓ [no]

えうよう(要用) ↓ ようよう

右件たハよう／＼あるに由て代錢貳貫文□うりわたすところしちなり

(観応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・三)

右件たハよう／＼あるに由てしろのせに□貫文

(観応三年(一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・四)

次の例は「さうる(相違)」の表記についてである。東国文書では「さをい」と表記されていたが、中央文書では「さをひ」や「さおい」と表記されている例が見られた。

後代さらにさをひあるへからす (嘉元三年(一三〇五)十一月十日 比丘尼教明贖状案 東寺百合文書イ函三三・十)

しち人(貞)にさおい候は、 (観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・一)

以上の例は東国文書でも見られた例も含まれ、讓状などの証文類の中では「証文」「訴訟」「相違なく」といった語句が用いられることが多く、そのような語の仮名表記では「せうもん」や「さをい」・「さおい」などと表記することが、東国文書も中央文書も定着化していたのではないだろうか。

第二項 拗音とその表記

以下では本研究の中央文書に見られる開拗音の表記について述べる。

1 開拗音の直音表記

東国文書と同様に、中央文書でも拗音部分を「しや」↓「さ」のように直音で表記する例が見られた。

やしや（夜叉）↓やさ

この田ともハゑいたいひめやさとのにゆつりわたし候

（天福元年（一一三三）三月五日 尼妙阿弥讓狀案 東寺百合文書子函七・七）

みきくたんの田ハひめやさかはこせんのめうあみたふよりゆつりたひて

（仁治三年（一一四二）五月八日 藤原ひめやさ女讓狀案 東寺百合文書子函七・六）

しかるをいままこひめやさ御せんになかくゆつりわたすところしちなり

（弘安五年（一一八二）七月二日 観阿弥陀仏私領地讓狀案 東寺百合文書イ函十二・四）

もんしよ（文書）↓もんそ

しゝそんくもんそにまかせゆめくさうゐあるへからす

（建長三年（一一五二）九月廿六日 てんわうじ尼田讓狀 内閣文庫所藏大和国古文書）

むしや（武者）カ↓むさ

こ所のむさのまこ一のまこなればとて

（宝治二年（一一四八）五月廿八日 尼念淨讓狀案 山城神護寺文書）

ゆいしよ（由緒）↓ゆいそ

くたんの地は、ゆいそあるによりて、

(建仁二年(一一〇二)閏十月八日 源氏女讓狀 東寺百合文書ツ函五・九)

いづれも々々ゆいそさうてんの所也

(貞応元年六月二五日(一一二二) 尼願遊讓狀案 山城大徳寺文書)

けうしよ(教書) ↓けうそ

院宣・殿下の御けうそ以下のてうとのせうもんらをわたしをハリぬ

(嘉元三年(一一三〇五)十一月十日 比丘尼教明讓狀案 東寺百合文書イ函三三・十)

しゆこ(出挙) ↓すこ

申うくる御すこのもみの事

(観応三年(一一三五二)四月二日 丹生の西権介真良出挙米借狀案 東寺百合文書ハ函二七・二)

申うくる御すこの米事

(至徳四年(一一三八七)閏五月廿六日 周防国美和荘石口村吉行五郎衛門出挙米借狀案 東寺百合文書ハ函九二・二)

しゆこ(守護) ↓すこ

すこ方使馬とりのさかて分

(貞和五年(一一三四九)二月日 若狭国太良庄地頭方年貢等散用狀 東寺百合文書ハ函十八)

ちゆうたい(重代) ↓ちゆうたい

このふみをうりけんとしてちゆうたいさうてんとめしつかわれ候へく候

(観応二年(一一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季充券案 東寺百合文書ハ函二七・三)

この文書をうりけんとしてちゆうた□さうてんとめしつかわれへく候

(観応三年(一一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季充券案 東寺百合文書函二七・四)

ちゆう(中) ↓ちゆう

もし十月ちゆうをすき候は、

(観応三年(一三五二) 四月二日 丹生の西権介真良出挙米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

もし十月ちゆうすき候ハ、

(文和三年(一三五四) 八月三日 宝阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書八函二七・五)

十月ちゆうにけたいなくまいらせ候へく候

(観応三年(一三五二) 五月十七日 丹生の西権介真良利銭借状案 東寺百合文書八函二七・六)

さいちゆう(最中) ↓さいちゆう

かたく歎さいちゆうにて候

(応安七年(二三七四) 二月廿七日 若狭国太良莊地頭方政所(有円) 正覚・公文并祐連署注進状 東寺百合文書八函七八)

かいちゆうせん(海住山) ↓かいちゆうせん

かいちゆうせんの民部卿

(年不詳六月廿日 藤原惟顕書状 東寺百合文書イ函一九二)

一方で本来の開拗音の仮名表記は以下の通り見られた。直音表記の例(「やさ(夜叉)」、「けうそ(教書)」、「すこ(出挙)」など)は、同じ文書内で「しりやう(私領)」、「しやう(状)」、「りやう(領)」、「ちやう(庁)」などの拗音表記も見られる。

御ふきやう(奉行)

ちきやう(知行)

きよくねん(去去年)

はんきやう(判形)

きやうふ(卿夫カ)

しやう(状)

さしやう (雜掌)

ちやう (庁)

しりやう (私領)・りやう (領)

しやうねん (生年)

ちやう (腸)

りやうし (令旨)

しゆ (衆)

ちやう (町カ)

たいりやく (大略)・大りやく

くもんしよ (公文所)

みやう (名)・はんみやう (半名)

しよむ (所務)

みやうねん (明年)・みやう日 (明)

2 合拗音

中央文書において、合拗音表記が見られたのは以下のような「くわ」の例である。

くわんあみたふつ (觀阿弥陀仏)

右くたんの地はくわんあみた仏かそうてんのしりやうなり

(弘安五年(二二八二)七月二日 觀阿弥陀仏私領地讓狀案 東寺百合文書イ函十二・四)

くわんおう (觀応)

くわんおう二年

(觀応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書ハ函二七・三)

くわん (官)

先代くわんの方へたいりやくおさめ候

(応永三十二年(一四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函三二・一)

くわいらう(回廊)

社頭くわいらうやきはらひ

(明応八年(二四九九)十二月 東寺雜掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

東国文書でも同様に「くわ」の例として、「くわんれい(慣例)」「や」「さいくわ(罪科)」「などが見られている。

第三節 まとめ

第一部東国文書の第一章の音韻で調査した項目について、中央文書でも同様の項目について調査した。その結果、次の二点が両者の間で大きく異なる点であることが明らかになった。

一つは、母音の交替表記についてである。本研究の中央文書では母音交替表記として「むかひ(向)」が「むかへ」となってイ段音がエ段音に表記された例が見られた。第一部の東国文書では、このような①と②の交替表記以外にも③と④、⑤と⑥などの交替表記が見られたことと大きく異なる。東国文書ではこれらの交替表記の一部は、現在の方言に見られる中舌母音が関係しているのではないかと解釈したが、中央文書ではそのような例がほとんど見出せないことから、中世の東国においては①と②に代表されるような音韻的区別の曖昧な音があったのではないだろうか。

二つめは、促音の表記である。中央文書では、無表記から「ん」表記、そして「つ」表記という従来の研究が指摘する変遷であることが分かった。中央文書では「ん」表記が用いられる時代が長く、その分「つ」表記の出現₁が遅くなっている。中央文書における「つ」表記の隆盛は、東国文書と比べて一二〇年ほど遅れるということが明らかにになった。

また、漢字音の表記については、東国文書と同様に「しようもん(証文)」が「せうもん」となっている例や、「さうる(相違)」が「さおい」または「さをひ」と表記されている例が見られた。このような例については、東国文書か中央文書かに関係なく見られるようである。

注

¹ 「つ」表記の初出自体は一二〇〇年代であるが数は少なく、まとまって見られるようになるのは一四〇〇年代の後半である。

第二章 表記

本章は、中央文書の表記について、語頭・語中語尾の「い・ゐ」、「え・ゑ」、「お・を」の仮名遣いや、八行の仮名遣い、助詞「を」、「へ」の表記、平仮名の用字法を扱う。

第一節 語頭・語中語尾の仮名遣い

以下では中央文書における「い」・「ゐ」、「え」・「ゑ」、「お」・「を」の仮名遣いについて見ていく。ここでは歴史的仮名遣いと対比して一致するものを正用、一致しないものを誤用とし、誤用の例について示すこととする。

第一項 「い」・「ゐ」の仮名遣い

語頭、もしくは語中語尾における「い」・「ゐ」の仮名遣いについて示す。

1 語頭

a 和語

語頭の「い」・「ゐ」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

b 字音語

語頭の「い」・「ゐ」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

2 語中・語尾

a 和語

「い」↓「ひ」

たひす(対)

1

上へたひし申

(永正九年(一五二二)十月廿二日 久郎左衛門鎮守八幡宮々仕職請文 東寺百合文書口函四八)

正しい「たいす(対)」も一例見られた。

なけひても(嘆)

1

伽藍ゑんしやうなけひてもなをあまりあり

(明応八年(一四九九)十二月 東寺雜掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

「い」↓「あ」

つゐて(就)

1

以下半済につゐて當寺領半済せらるへしと云(明応八年(一四九九)十二月 東寺雜掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

「ゐ」↓「い」

まゐる(参)

6

御つほねへまゐる

(文保二年(一三二八)四月廿八日 談天門院藤原忠子令旨案 東寺百合文書イ函二五・二)

まいり候へき

(観応三年(一三五二)カ閏二月十二日 石井政安書状 東寺百合文書イ函一四〇)

まいるへく候 (観応三年(一三五二)カ閏二月十二日 石井政安書状 東寺百合文書イ函一四〇)

まいらす(参) 9

まいらす候事 (観応三年(一三五二)カ閏二月十二日 石井政安書状 東寺百合文書イ函一四〇)

まいらせ候き (年不詳六月廿日 藤原惟顕書状 東寺百合文書イ函一九一)

まいす(参) 1

さねとしみやうはんみやうをぬいたいとられまいせ候へく候

(文和三年(一三五四)八月三日 法阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書ハ函二七・五)

「まゐる(参)」、「まゐらす(参)」、「まゐす(参)」といった「まゐる系」の語はすべて「ゐ」ではなく、「い」になっていて、今回調査した範囲での中央文書内に「まゐる」のよ
うな本来の仮名遣いの表記はなかった。第一部の東国文書でも「まゐる系」の仮名遣いは

「い」となっていた。

「ゐ」↓「ひ」

もとひ(基) 1

寺家れひらくのもとひ (明応八年(一四九九)十二月 東寺雑掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

表 28

中央文書の「い」・「ゐ」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
い→ひ	/	/	2	2
い→ゐ	/	/	1	/
ゐ→い	/	/	16	1
ゐ→ひ	/	/	1	1

b 字音語

「さ」↓「ひ」

れひらく (零落) 1

(明応八年(二四九九)十二月 東寺維掌申状案 東寺百合文書を函三七七七)

くわひらう (回廊) 1

(明応八年(二四九九)十二月 東寺維掌申状案 東寺百合文書を函三七七七)

「る」↓「ら」

さをい (相違) 1

(正中三年(一三二六)三月二日 秦滑真田地売券案 東寺百合文書ツ函五九・二)

「る」↓「ひ」

さをひ (相違) 1

(嘉元三年(一三〇五)十一月十日 比丘尼教明諱状案 東寺百合文書イ函三三・十)

正しい「さうる (相違)」は一例見られた。

行すゑまでもさうゐ候ハシ

(乾元二年(一三〇三)カ四月廿三日 関白一条兼基御教書案 東寺百合文書イ函三三・九)

第二項 「え」・「ゑ」の仮名遣い

1 語頭

a 和語

語頭の「え」・「ゑ」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

b 字音語

「え」↓「ゑ」

ゑゑいたいたい (永代) 1

(正中三年(一三三六)三月二日 秦清真田地売券案 東寺百合文書ツ函五九・二)

ゑゑいそいん (永尊) 1

(康正二年(一四五六)五月八日 村上治部進書状 東寺百合文書に函二一九)

ゑゑんしいやう (炎上) 1

(明応八年(一四九九)十二月 東寺維摩申状案 東寺百合文書を函三七七)

東国文書でも「永代」の語頭の「え」は、調査した範囲内の文書ではすべて「ゑ」と表記されていた。

2 語中・語尾

a 和語

「え」↓「へ」

おほほへ (覚) 1

(年不詳六月廿日 藤原惟頼書状 東寺百合文書イ函一九二)

ほほいにおほほへ候へ

みみへる (見) 1

百姓三人見へきたり候 (応永三十二年(一四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

右の二例はヤ行下二段活用動詞「おほゆ(覚)」、「みゆ(見)」がハ行に転じたものと考えられるので、語法の問題として第三章でも扱う。

「え」↓「ゑ」

たちゑほし (立烏帽子)

1

しきさし神人立ゑほし可申付候

(文明十一年(二四七九)十二月三日 鎮守八幡宮神子惣老等連署請文 東寺百合文書を函二六三)

b 字音語

「え」↓「ゑ」

ふんゑい (文永)

1

(文永六年(二二六九)十一月三十日 平宗弘請文案 東寺百合文書ル函五・二)

「ゑ」↓「へ」

さへもん (左衛門)

1

右さへもん

(年不詳六月廿日 藤原惟頼書状 東寺百合文書イ函一九二)

正しい「ゑもん (衛門)」表記も四例見られた。

「え」・「ゑ」の仮名遣いに関しては、「ゑいたい (永代)」や「ふんゑい (文永)」のように「え」が「ゑ」と表記される例が多く見られる。これは東国文書でも見られた表記である。

表 29

中央文書の「え」・「ゑ」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
え→へ			2	
え→ゑ		3	1	1
ゑ→え		1		
ゑ→へ				1

第三項 「お」・「を」の仮名遣い

1 語頭

a 和語

「を」↓「お」

おか(岡) 2

右田畠ハおかの四郎左衛門

(応永十年(一四〇三)五月廿四日 岡永勝田畠讓状案 東寺百合文書を函四一)

おさあい(幼) 2

おさあひ神子を近年まいらせ候事

(文明十一年(一四七九)十二月三日 鎮守八幡宮神子惣老等連署請文 東寺百合文書を函二六三)

おさむ(納) 2

たいりやくおさめ候

(応永三十二年(一四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書を函二二二)

しけの御ねんくおいなかに御おさめ候て

(応永廿四年(一四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)

一例目の「おさむ(納)」に関しては、同一文書内に正しい「をさむ(納)」も見られる。

大りやくをさめ候よし (応永三十二年(一四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書を函二二二)

おはる(終) 1

修造事おはらす然ニ

(明応八年(一四九九)十二月 東寺雜掌申状案 東寺百合文書を函三七七)

正しい「をはる(終)」も一例見られた。

てうとのせうもんらをわたしをハリぬ (嘉元三年(一三〇五)十一月十日 比丘尼教明贖状案 東)

寺百合文書イ函三三・十)

b 字音語

語頭の「お」・「を」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

2 語中・語尾

a 和語

語中語尾の「お」・「を」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

b 字音語

語中語尾の「お」・「を」に関する仮名遣いの異例は見られなかった。

「お」・「を」の仮名遣いに関しては、「おか(岡)」「やおさむ(納)」のように和語の語頭の「を」を「お」と表記する例が目立つ。東国文書では「を」を「於」「や」を「置」「を」を「なじ(同)」といった和語の語頭の「お」

表 30 中央文書の「お」・「を」の仮名遣い

	語頭		語中・語尾	
	和語	字音語	和語	字音語
お→ほ	/	/	/	/
お→を	/	/	/	/
を→お	7	/	/	/
を→ほ	/	/	/	/

を「を」と書く例が多く見られた。

第四項 八行の仮名遣い

中央文書の語中語尾の八行の仮名遣いについて見ていく。算用数字は用例数を表す。

は↓わ

- あわせ(合) 1 いつわり(偽) 2 いわれ(謂) 1 おそなわり(遅) 2 かよわぬ(通) 1 かわる(変)
4 かわるかわる(代代) 2 きらわす(嫌) 1 くわへ・くわゑ(へ)て(加) 5 候わん 1 つかわれ(使)
2 たまわり(給) 1

若此条いつわり申上候ハ (永和元年(一三七五)卯月廿六日 若狭国太良莊沙汰人百姓等連署起請文 東寺百合文書八函八〇)

おそなわり候てハ御百姓めいわくにて候 (年不詳十一月三日 馬二郎書状 東寺百合文書イ函二二三)

さらにとおとち人^(四)もかよわぬていにて候ほとに

(応安七年(一三七四)二月廿七日 若狭国太良莊地頭方政所(有円) 正覚・公文并祐連署注進状 東寺百合文書八函七八)

みあいのかうしちをろしをきらわす

(観応三年(一三五二)五月十七日 丹生の西権介真良利銭借状案 東寺百合文書八函二七・六)

月へちに百文へちに五文つゝのりふんおくわゑて

(観応三年(一三五二)五月十七日 丹生の西権介真良利銭借状案 東寺百合文書八函二七・六)

百文へちに六文 のりふんくわへて

(文和三年(一三五四)八月三日 法阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書八函二七・五)

ちうたいさうてんとめしつかわれ候へく候

(観応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・三)

一人ハ先日給わり候ぬ

(永徳二年(一三八二)正月廿九日 若狭国太良保守護役人夫配符 東寺百合文書八函八・一一)

ひ↓ゐ・い

あい(相) 38 あいた(間) 2 うかゝい(伺) 1 かい(甲斐) 1 たとい(縦・仮令) 4 ちかじめ(違

目) 2 つかい(使) 3 はからい(計) 1 ひろい(拾) 1 みあい(見合) 3 むかいて(向) 1 めし

つかい(召使) 2 わつらい(煩) 1

本けんてつきら五つうをあいそへて(弘安五年(一一八二)七月二日 観阿弥陀仏私領地譲状案 東寺百合文書イ函十二・四)

らいさるとしまて五年のあいた

(観応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・三)

たとい御とくせい候ともいさゝか□しさいを申ましく候

(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良出挙米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

千万ニ一田ニちかじめ候ハ、
(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・二)

このつかいにつけて可被立候也

(永徳元年(二三八二)十二月廿日 若狭国太良保守護役人夫配符 東寺百合文書八函八四・二)

御りやうを(一)きら(一)ハすみ(一)あい(一)のかう(一)しち(一)をと(一)られ(一)まい(一)せ候(一)へく候

(観応三年(二三五二)四月二日 丹生の西権介真良出奉米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

もしこのたにいさ(一)ゝかもち(一)ゝわつ(一)らい候は(一)ゝ

(観応二年(二三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・三)

ふ(一)し(一)う

あたう(一)与(一) 1 かなう(一)ましく(一)叶(一) 4

そう(一)せん(一)に(一)ゆ(一)つり(一)あたう(一)る(一)九(一)て(一)う(一)の(一)て(一)う(一)し(一)かく(一)ち(一)の(一)たん(一)し(一)や(一)う(一)れ(一)う(一)て(一)ん(一)五(一)たん(一)

(建武二年(二三三五)二月廿二日 権少僧都らいせん田地贖状 東寺百合文書よ函一〇八・七)

た(一)ゝ(一)かなう(一)ま(一)し(一)き(一)にて候(一)ハ(一)ゝ(一)と(一)く(一)にも御返事承候て

(文安六年(二四四九)カ五月十九日 山地忠次書状 東寺百合文書ぬ函一〇二)

へ(一)↓(一)ゑ

いく(一)ゑ(一)(幾重) 1 い(一)ゑ(一)とも(一)離(一) 6 う(一)ゑ(一)(上) 1 く(一)わ(一)ゑ(一)て(一)(加) 1 さ(一)ゑ(一) 1 そ(一)ゑ(一)て(一)／(一)そ(一)ゑ(一)・そ(一)ゑ(一)(添・

副) 5 と(一)ゝ(一)の(一)ゑ(一)(整・調) 1 わ(一)き(一)ま(一)ゑ(一)(弁) 1

両御方下知をまいらせおき候うゑハ

(至徳四年(二三八七)閏五月廿六日 周防国美和荘石口村吉行五郎衛門出奉米借状案 東寺百合文書八函九二・二)

月へちに百文へちに五文つゝのりふんおくわゑて

(観応三年(一三五二)五月十七日 丹生の西権介真良利銭借状案 東寺百合文書八函二七・六)

ほ↓を・お

おゝし(多) 1 こをり(郡) 2 なをし(直) 1 なを(お)(猶) 4 なおなお(猶猶) 1

すこしたてなをし候ハ、いそきくまいるへく候

(観応三年(一三五二)カ閏二月十二日 石井政安書状 東寺百合文書イ函一四〇)

なおもてなんニう候ハ、 (観応三年(一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・四)

なをしさい候ハ、(至徳四年(一三八七)閏五月廿六日 周防国美和荘石口村吉行五郎衛門出拳米借状案 東寺百合文書八函九二・二)

なおく当年の御年貢の事ハ

(応永三十二年(一四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

以上が、中央文書に見られた本来ならハ行で表記されるべき仮名遣いが、ワ行またはア行で表記された例である。しかし、文書内にはハ行のままの例も見られる。表31と32は、ハ行表記とハ行表記でない表記の数を示したもので、表31は年代別に整理し、表32は、年代不詳のものも含めた全例を示したものである。

東国文書において、同一語のハ行表記とア行またはワ行と混同している例について、同時期の仮名文学作品と比較を行い(第一部第二章参照)、その結果、仮名文学作品では同一語の混同例は少数で、東国文書では混同例が

表 31 八行の仮名遣い (年代別・中央文書)

年代	八行表記			八行表記でない		
	は→は	ひ→ひ	ふ→ふ	は→わ	ひ→い・ゐ	ふ→う
1251~ 1300	は→は	3	12	は→わ	0	10
	ひ→ひ	1		ひ→い・ゐ	8	
	ふ→ふ	1		ふ→う	0	
	へ→へ	6		へ→え・ゑ	2	
	ほ→ほ	1	ほ→お・を	0		
1301~ 1350	は→は	7	28	は→わ	0	14
	ひ→ひ	6		ひ→い・ゐ	11	
	ふ→ふ	0		ふ→う	1	
	へ→へ	13		へ→え・ゑ	2	
	ほ→ほ	2	ほ→お・を	0		
1351~ 1400	は→は	40	56	は→わ	10	31
	ひ→ひ	1		ひ→い・ゐ	16	
	ふ→ふ	2		ふ→う	0	
	へ→へ	15		へ→え・ゑ	2	
	ほ→ほ	0	ほ→お・を	3		
1401~ 1450	は→は	14	37	は→わ	7	19
	ひ→ひ	0		ひ→い・ゐ	7	
	ふ→ふ	0		ふ→う	2	
	へ→へ	20		へ→え・ゑ	1	
	ほ→ほ	3	ほ→お・を	2		
1451~ 1500	は→は	13	36	は→わ	2	14
	ひ→ひ	1		ひ→い・ゐ	8	
	ふ→ふ	0		ふ→う	0	
	へ→へ	15		へ→え・ゑ	3	
	ほ→ほ	7	ほ→お・を	1		
1501~ 1550	は→は	2	4	は→わ	0	1
	ひ→ひ	0		ひ→い・ゐ	1	
	ふ→ふ	0		ふ→う	0	
	へ→へ	2		へ→え・ゑ	0	
	ほ→ほ	0	ほ→お・を	0		
1551~ 1600	は→は	1	2	は→わ	0	0
	ひ→ひ	1		ひ→い・ゐ	0	
	ふ→ふ	0		ふ→う	0	
	へ→へ	0		へ→え・ゑ	0	
	ほ→ほ	0	ほ→お・を	0		

表 32 八行の仮名遣い (中央文書)

八行表記			八行表記でない		
は→は	ひ→ひ	ふ→ふ	は→わ	ひ→い・ゐ	ふ→う
84	12	2	23	60	5
82	82	14	17	17	9
14			9		
194			114		

多く見られることを明らかにした。分析に使用した文書数が違うため、東国文書と比べると中央文書の方が全体的に数は少ないが、同一語の混同例は表33のように見られる。これを見ると、「かはる(変)」と書く場合もあれば、「かわる(変)」と表記する例も見られることが分かり、東国文書と同様に中央文書でも、同一語の八行表記とワ行またはア行表記との混同例は、仮名文学作品の場合と比べて多いと言える。

八行の仮名遣いに関しては、東国文書、中央文書ともに、どちらかに統一して表記するという意識は低く、八行表記もそうでない表記も混同して用いられていることが分かる。本来の正しい仮名遣いは置くとして、仮名文学作品ではどちらかに統一する意識が働き、規範のしほりがあるのに対し、古文書ではその規範は緩やかな傾向にあると言えるのではないだろうか。

表 33 ハ行の仮名遣い（同語比較）

は			
あはず(合)	1	あわず(合)	1
いづはり(偽)	2	いつわり(偽)	2
かはる(変)	5	かわる(変)	4
かはる / \ (代代)	2	かわる / \ (代代)	2
きらはず(嫌)	1	きらわず(嫌)	1
候はん	6	候わん	1
ひ			
あひ(相)	6	あい(相)	34
あひた(間)	2	あいた(間)	1
かたらひ(語)	1	かたらい(語)	1
つかひ(使・遣)	1	つかい(使・遣)	3
ふ			
あたふ(与)	1	あたう(与)	1
かなふましく(叶)	2	かなうましく(叶)	4
へ			
いへとも(雖)	13	いゑとも(雖)	6
そへ・そへて(添)	17	そえて/そゑ・そゑて(添)	5
ほ			
おほし(多)	1	おゝし(多)	1
こほり(郡)	3	こをり(郡)	1

第五項 助詞「を」と「へ」

以下では中央文書における助詞「を」と「へ」の表記について示していきたい。第一部の東国文書では助詞「を」をア行の「お」、助詞「へ」をワ行の「ゑ」で表記する例が見られた。

1 助詞「を」の表記

- 1 月へちに百文へちに五文つゝのりふんおくわゑて

(観応三年(一三五二)五月十七日 丹生の西権介真良利銭借状案 東寺百合文書八函二七・六)

- 2 同時料足お免せられんかためニ奉行方酒肴入

- (応安六年(一三七三)十二月日 若狭国太良庄地頭方年貢散用状 東寺百合文書八函七七)
- 3 さらにと^(三)お^(四)とち人もかよわぬていにて候ほとに
 (応安七年(一三七四)二月廿七日 若狭国太良庄地頭方政所(有円)正覚・公文弁祐連署注進状 東寺百合文書八函七八)
- 4 ゆつり状お^(三)かきわたし候也
 (応永十年(一四〇三)五月廿四日 岡永勝田島議状案 東寺百合文書を函四一)
- 5 御ひやくしやうらになけきお^(三)御かけ候事
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)
- 6 そんもうお^(三)しけより給候お^(三)上下の
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)
- 7 のこり候わんお^(三)御たいくわんめされ候
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)
- 8 三分一にて候お^(三)四分一になしてめされ候
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)
- 9 しけの御ねんくお^(三)いなか^(三)に御おさめ候て
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)
- 10 六十三人夫お^(三)御のほせ候
 (応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書を函二九四)

11 御ひやくしやうおも御かへし候ハ

(応永廿四年(二四一七)カ八月五日 丹波国大山庄一井谷百姓等申状 東寺百合文書に函二九四)

12 まつ苗字おしるしはんきやうをくわへ候て

(応永三十二年(二四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

13 態人お進之候

(宝徳二年(二四五〇)カ 九月二日 三浦為継書状 東寺百合文書を函四八二)

14 承候て可致沙汰候お如此點札之御沙汰候上者

(宝徳二年(二四五〇)カ 九月二日 三浦為継書状 東寺百合文書を函四八二)

15 不及力點札お仕候

(宝徳二年(二四五〇)カ 九月二日 三浦為継書状 東寺百合文書を函四八二)

16 御折紙おもつて

(宝徳二年(二四五〇)カ 九月二日 三浦為継書状 東寺百合文書を函四八二)

17 仰おうかゝい申候て御百姓おもけんくすかすやうに申なし候て

(年不詳 九月廿日 丹波国大山庄又代官麻宇田某書状 東寺百合文書に函三〇八)

18 御さうおまち申候こなたのことおもよきやうに

(年不詳 九月廿日 丹波国大山庄又代官麻宇田某書状 東寺百合文書に函三〇八)

以上のように中央文書においても助詞の「を」をア行の「お」と表記する誤用の例は見られた。5から11は同一文書内に見られた例で、この文書ではすべての助詞の「を」がア行の「お」で表記されていた。東国文書では助詞「へ」をワ行の「ゑ」と表記する例も見られたが、本研究が調査した範囲内の中央文書では助詞の「へ」に

関する誤用は見られなかった。これについては今後、調査範囲を広げれば助詞「へ」に関する誤用も見られる可能性がある。

東国文書の助詞「を」と「へ」の表記の調査で、比較対象として引用した仮名文学作品²に見られる助詞「を」の誤用表記と中央文書の誤用表記を並べたものが次の表 34 である。

表 34

	狭衣	中央文書	助詞「を」の誤用
延五記	5	18	
	なし		

仮名文学作品と比べると、中央文書での誤用例は多いことが分かり、これは東国文書の場合と同様である。

助詞の「を」と「へ」は、「お」や「え」、「多」と書くのではなく、「を」と「へ」に書くという表記の規範が、東国文書や中央文書においては厳しく作用せず、結果として多くの誤用した表記が見られたのだと考えられる。それはつまり、東国文書と中央文書における助詞「を」や「へ」に関する表記規範には緩みがあると言えるであろう。

¹ 第一部第二章第一節第四項参照。対象とした仮名文学作品は阿仏尼本「源氏物語『はゞき木』」、文保本『保元物語』、伏見院宸翰本『松浦宮物語』である。以上三作品のハ行仮名遣いの用例、用例数等については坂詰力治氏の以下の論考によるものである。

坂詰力治「東洋大学図書館蔵「源氏物語『はゞき木』の仮名遣い」(『文学論藻』84号、二〇一〇年二月)

坂詰力治「仮名遣いより見た半井本『保元物語』―内閣文庫(国立公文書館)本と文保本との比較を通して―」(『文学論藻』83号、二〇〇九年二月)

坂詰力治「伏見院宸翰本『松浦宮物語』の仮名遣いについて―和語を中心として―」(『築島裕博士古稀記念国語学論集』及古書院、一九九五年)

² 第一部第二章第一節第五項参照。対象とした仮名文学作品は伝為明筆本『狭衣』巻一と巻二、『古今集延五記』である。『狭衣』の助詞「を」の調査は村上もと氏、『古今集延五記』の助詞「を」の調査は田辺佳代氏の以下の論考によるものである。

村上もと「伝為明筆本『狭衣』の仮名遣い調査―巻一の和語を中心として―」(『東洋大学大学院紀要』第三五集、一九九九年二月)

村上もと「伝為明筆本『狭衣』の仮名遣い調査(その二)―巻二の和語を中心として―」(『東洋大学大学院紀要』第三六集、二〇〇〇年二月)

田辺佳代「『古今集延五記』の表記について―ハ行転呼を中心に―」(『国文学研究』六三、一九七七年十月)

第二節 平仮名の用字法

東国文書で平仮名の用字法として「連接の用字法」、「隣接の用字法」などの配慮が見られることを示したが、以下では、現時点で得られた中央文書に見られる用字法について示すこととする。

第一項 語頭・行頭

語頭

てん(天役)やくかけ申まし



(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・一)



行頭

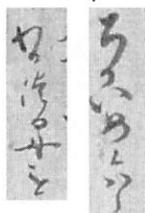
かきりて(限)



(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・一)

語中

ちかいめ候ハ、
わかつる女を



(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・一)
(観応三年(一三五二)四月二日 丹生の西権介真良田地売券案 東寺百合文書八函二七・一)

「かける(懸)」と「かきりて」の「か」は語頭で、字母に(加)が用いられ、大きく目立つ「か」である。「かきりて」は行頭でもある。反対に語中の「か」は、(可)が用いられ、小さく目立たない。

第二項 連続する同字母の仮名表記

しかるをい(ま)まこひめやさ御せんになかくゆつりわたすところしちなり

(弘安五年(二二八二)七月二日 観阿弥陀仏私領地贖状案 東寺百合文書イ函十二・四)



右の例では、「いま(今)」と「まご(孫)」の「ま」を続けずに、語の切れ目であることを示す配慮であると考えられる。

以上のような語頭・行頭の字を目立たせる用字法や、連続する同字母の仮名を表記する際の用字法は、中央文書でも見られ、東国文書と中央文書の両方で見られる表記における事象であることが分かった。

第三節 抄物書き

東国文書では本来の漢字表記ではなく、画数の少ない字などを用いる宛字の例が見られたが、中央文書においては以下のような抄物書きの例が見られた。「漢字の字面を省略した字形を、音・義共にもとの漢字と同じに用いる方法」としての抄物書きは、仏教の世界で盛んに用いられたようであるが¹、本研究で調査し得た中央文書では以下のような注文に例が見られた。注文とは「ある要件について人名や数量・種類などを列記した上申書・報告書²」のことである。

左の例は、「検」という字の木篇のみ書いている。

実（木）注文

（文保二年（二三二八）六月廿二日 丹波国大山庄一井谷田地実檢注文 東寺百合文書口函二）



次の例も同じく「檢校」の木篇のみ書いている。

二郎（木木）中一段

（文保二年（二三二八）六月廿二日 丹波国大山庄一井谷田地実檢注文 東寺百合文書口函二）



注

- 1 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)
2 『鎌倉遺文にみる中世のことば辞典』東京堂出版、二〇〇七年

第四節 まとめ

本研究の中央文書における「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」、「お」と「を」の仮名遣いについては異例のものを中心に用例を挙げた。「まゐる(参)」関連の語は調査範囲内ではすべてワ行の「ゐ」ではなく、ア行の「い」と表記されていてこの表記での使用が東国文書同様に定着していたと思われる。

中央文書におけるハ行の仮名遣いの特徴としては、「かはる(変)」と「かわる(変)」のように、同一語をハ行表記とワ行またはア行表記と混同する例が見られ、このような混同例は、同時期の仮名文学作品の場合と比較してもその数が多いことが分かった。この特徴は、東国文書でも同様であった。

東国文書と中央文書での調査の結果、古文書のハ行の仮名遣いは、一つの語をハ行で統一する、もしくはワ行で統一するというような意識は低く、ハ行表記もそうでない表記も混同して用いられていることが分かる。本来の正しい仮名遣いは置くとして、仮名文学作品ではどちらかに統一しようとする規範のしほりがあるのに対し、古文書ではその規範のしほりに緩みが認められるのではないかと結論づけた。

助詞の「を」については、ア行の「お」と表記する誤用例が見られた。仮名文学作品中の助詞「を」の表記と比べると、「お」と誤用した例は中央文書に多く見られた。これも東国文書の場合と同様で、中央文書の助詞「を」に関する表記規範が、仮名文学作品と比べると緩やかさを持っているからだと考えられる。助詞の「へ」に関しては東国文書のようにワ行の「ゑ」で表記した例は、調査範囲内では見出せなかった。

以上のハ行の仮名遣いと、助詞「を」・「へ」の表記について東国文書と、中央文書で調査した結果、どちらも

仮名文学作品の場合と比べて、その規範には弛緩があると見てよいのではないだろうか。

第三章 語法

本章は、中央文書の語法について、動詞の活用形、助動詞、助詞等を扱う。

第一節 活用形

第一項 助動詞の附属用法の乱れ

1 未然形または連用形＋べし

終止形接続の助動詞「べし」に未然形または連用形が接続している例である。

ちうた□さうてんとめしつかわれへく候

(観応三年(一三五二)卯月四日 丹生の西権介真良田地年季売券案 東寺百合文書八函二七・四)

ここでは接続の問題の例としてとつたが、あるいは次に示す例のように「候」が脱落したものとみるべきか。

ちうたいさうてんとめしつかわれ候へく候

(観応二年(一三五二)九月八日 丹生の西権介真良田地年季売券案)

本研究の調査範囲内の中央文書では、この他に同様の接続に関する例が見当たらなかった。これは、かなり多くの「未然形または連用形＋べし」の例が見られた第一部の東国文書の場合とは異なる結果である。

第二項 動詞の活用形式や行の変動

ヤ行下二段活用動詞を八行に転じたものとして以下のものが見られた。

おほえ↓おほへ (覚) 1

ほいにおほへ候へ

(年不詳六月廿日 藤原惟頼書状 東寺百合文書イ函一九二)

みえる↓みへる (見) 1

百姓三人見へきたり候 (応永三十二年(二四二五)カ十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

東国文書でも同様の例が見られている。

第二節 動詞

第一項 たぶ (賜)

1 本動詞

東国文書において口語の例として多く見られた「たぶ (賜)」(第一部第三章参照) について、本研究の中央文書ではどのようなかを下で見ていく。まず、本動詞としての「たぶ (賜)」である。

るいちあるニよてかのかたニたひおはりぬ、しんけんをかきてたふところなり

(貞応三年(一二二四)閏七月十六日 某田地売券 東寺百合文書ウ函十一)

とらふくまるもしこなくはおいのしうとのにたひてなからんあとおもとふらひてたふへきよし

(仁治三年(一二四二)五月八日 ふちわらのひめやさ女田地贖状案 東寺百合文書子函七・六)

うハのまたこのまこむすめひめこせにゆつりふミをかきてたひて候

(正応四年(一二九一)三月六日 みなもとのあこ女田地売券 東寺百合文書メ函三三・三)

うハの又このまこむすめひめこせんにゆつりふミをかきてたひて候

(正応四年(一二九一)三月六日 みなもとのあこ女田地売券 東寺百合文書メ函三三・四)

一平五郎未進事并さん所のほうし(註)のを□にたひて候分

(暦応二年(一二三三)十一月廿日 東寺巷所稻送進状 東寺百合文書そ函七・二)

2 補助動詞

以下は、補助動詞としての「たぶ(賜)」である。

もしいらんいてきたらんとときハ、ほんのせニをかへしたふへし、のちのさたのためニせうもんくたんのこと

し (貞応三年(一二三四)閏七月十六日 某田地売券 東寺百合文書ウ函十二)

このところくゆつりたふ、もんせきあいつきてさうみなくしるへし

(嘉祿二年(一二三六)六月廿三日 七条院重贖状案 東寺百合文書な函六・二)

ひめやさかはこせんのめうあみたふよりゆつりたひてくわんれいひさしく

(仁治三年(一二四二)五月八日 ふちわらのひめやさ女田地贖状案 東寺百合文書チ函七・六)

とらふくまるもしこなくはおいのしうとのにたひてなからんあとおもとふらひてたふへきよし

(仁治三年(一二四二)五月八日 ふちわらのひめやさ女田地贖状案 東寺百合文書チ函七・六)

母いつもとのよりしたいせうもんをあひくしてゆつりたひて候へとも

(寛元二年(一二四四)二月三日 僧憲快撰津国垂水庄預所・下司・公文職贖状案 東寺百合文書京函四三・七)

かねてより大夫ありのふにゆつりたふ也

(文永七年(一二七〇)九月廿二日 大武局(宇曾御前)袖判贖状 東寺百合文書ホ函三・三)

成佛かしそく千与王にあてたふへし

(弘安七年(一二八四)比丘尼信阿贖状案 東寺百合文書ア函二八)

もしいかなることあらはかめかはらのこにせいちやうにつけてあてたふへし

(弘安七年(一二八四)比丘尼信阿贖状案 東寺百合文書ア函二八)

成佛かしそく千与王にあてたふへし

(弘安七年(一二八四)比丘尼信阿贖状案 東寺百合文書ア函二九)

もしいかなることあらはかめかはらのこにせいちやうにつけてあてたふへし

(弘安七年(一二八四)比丘尼信阿贖状案 東寺百合文書ア函二九)

うハの又このまこむすめひめこせんにゆつりふミをかきたひて候

(正応四年(一二九二)三月六日 みなもとのあこ女田地売券案 東寺百合文書メ函二七)

(小胡麻)
おこまの兵衛入道教意にゑいたいたふ所也

(嘉元二年(一一三〇四)十月十七日 山城国上久世庄公文職補任状案 東寺百合文書を函三三・二)

右のたハこにうたうとのゝてよりゆつりたふあいたちきやういまゝてさをいなし

(徳治元年(一一三〇六)八月廿日 しんやう田地贖状 東寺百合文書よ函一〇八・十)

この末すへニなり候ハわれ人してくれて候と申候ためニかミのいけのさい行殿ニしてたひて候

(徳治二年(一一三〇七)三月廿日 惣けんけう名田贖状案 東寺百合文書や函三三・二)

このやうをこゝろえよと申たひて候

(延慶四年(一一三三二)七月十日 喜楽房円堅誓状案 東寺百合文書と函四三・五)

本研究の中央文書では、本動詞としての「たぶ」はあまり見られず、補助動詞としての「たぶ」が目立ち、「ゆつりたふ」、「あてたふ」、「かきたふ」、「かきてたふ」などが見られた。

「ゆつりたぶ」という語は、東国文書と中央文書の双方で見られたが、中央文書では受益敬語として使用される場合、次のような文で用いられることがある。

《中央文書》

みきくたんの田ハひめやさかはゝこせんのめうあみたふ^{〔より〕}ゆつりたひてくわんれいひさしく

(仁治三年(一一四二)五月八日 ふちわらのひめやさ女田地贖状案 東寺百合文書チ函七・六)

母いづもとの^{〔より〕}しいたいせうもんをあひくしてゆつりたひて候へとも

(寛元二年(一一二四四)二月三日 僧悉快授津国垂水庄預所・下司・公文職贖状案 東寺百合文書京函四三・七)

右のたハこにうたうとのゝて^{〔より〕}ゆつりたふあいたちきやういまゝてさをいなし

(徳治元年(一三〇六)八月廿日 しんやう田地讓狀 東寺百合文書よ函一〇八・十)

四角で示すように右の三つには格助詞「より」が使用されている。この「より」があることによつて、「はとせん」や「母」などの前の持ち主から譲られたということになるので、この「ゆつりたぶ」は受益敬語としての使用である。このように中央文書では「より」を用いることで、第三者から譲られたことが明確になる文章になっていると言える。

一方、東国文書で受益敬語として用いられている「ゆつりたぶ」は、中央文書のように「より」と共起されてはおらず、「として」が用いられている。「誰から」譲られたというよりも、どのような土地として譲られたかを説明している。この場合、片穂中務丞が死去し、残された家族の分として譲られたものという意味であろうか。

《東国文書》

右くたんの所（一）ハ（二）こかた（三）を（四）の（五）な（六）かつ（七）かさ（八）の（九）せう（一〇）こ（一一）け（一二）ふん（一三）として（一四）ゑ（一五）いた（一六）い（一七）ゆ（一八）つ（一九）り（二〇）た（二一）ふ（二二）あ（二三）いた（二四）ち（二五）き（二六）や（二七）う（二八）せ（二九）し（三〇）む（三一）る（三二）
ところ也
南部(嘉元三年(一三〇五)八月二日 尼たうしやう讓狀)

み（一）き（二）く（三）た（四）ん（五）の（六）と（七）ころ（八）ハ（九）ハ（一〇）か（一一）た（一二）ほ（一三）の（一四）な（一五）かつ（一六）かさ（一七）の（一八）せう（一九）こ（二〇）れ（二一）ひ（二二）て（二三）こ（二四）け（二五）ふん（二六）として（二七）ゑ（二八）いた（二九）い（三〇）ち（三一）き（三二）や（三三）う（三四）す（三五）へ（三六）き（三七）よ（三八）
し（三九）ゆ（四〇）つ（四一）り（四二）た（四三）ふ（四四）あ（四五）いた（四六）ち（四七）き（四八）や（四九）う（五〇）せ（五一）し（五二）む（五三）る（五四）ところ也
南部(延慶二年(一三〇九)九月廿七日 尼たうしやう讓狀)

このように東国文書と中央文書では、「ゆつりたぶ」を同じ受益敬語として使用する場合でも、その表現形式は異なるものを用いていることが分かる。

現時点の調査範囲内では、わずかな例しかあげることができないが、今後も引き続き調査を行い、東国文書と

中央文書のこのような表現形式の違いについて明らかにしていく必要がある。

第二項 まゐす(参)

「まゐらす(参)」の変化した語である「まゐす」が見られる。ここから「まゐする」と変化していく。本研究の中央文書では、下二段活用としての「まいす」の例が採録された。

五つのりふんをくわ□てけたい□くさたしまいせ候へく候

(観応三年(一三五二) 四月二日 丹生の西権介真良出挙米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

御りやうをきら^(一)らす^(一)みあいのかうしちをとられ^(一)まいせ候へく候

(観応三年(一三五二) 四月二日 丹生の西権介真良出挙米借状案 東寺百合文書八函二七・二)

さねとしみ^(一)やうはん^(一)みやうをゐたいとられ^(一)まいせ候へく候

(文和三年(一三五四) 八月三日 法阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書八函二七・五)

れんはんのしゆのみあいのか□しちをとられ^(一)まいせ候へく候

(文和三年(一三五四) 八月三日 法阿弥等連署利銭借状案 東寺百合文書八函二七・五)

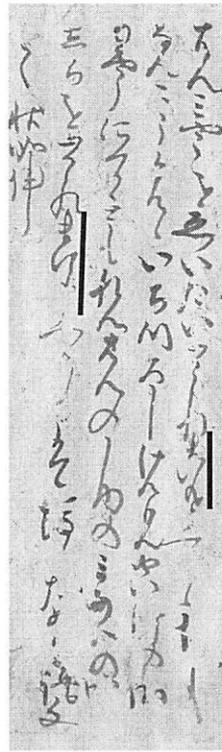
以上の箇所の翻刻は「ら脱」とあり、「まいらせ候」の「ら」が脱落したものとしている。また最後の例の翻刻では「まいら□候」とあるが、ここでは「ら」はないものと判断し、「まいす」の例として取った。

さねとしみ^(一)やうはん^(一)みやうをゐたいとられ^(一)まいせ候へく候もし

なんニう候は、いちつろしけんもんせいけの御

りやうにて候ともれんはんのしゆのみあいのか□

しちをとられまいら□候へく候よて後□ため□証文



第三項 まらす (参)

「まゐらす (参)」の変化した「まらす」²が見られた。ここから「まらする」とさらに変化していく。本研究の中央文書では、下二段活用としての「まらす」の例が見られた。

けたいなくわきまゑまらせ候へく候

(文永六年(一二六九)十一月四日 守清請文案 東寺百合文書ル函五・一)

注

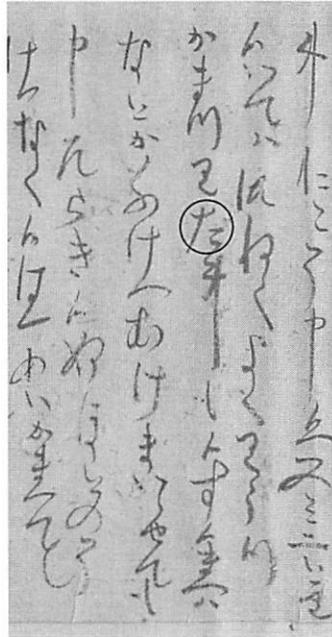
- 1 『日本国語大辞典 第十二卷』小学館、二〇〇一年
- 2 注1に同じ。

第三節 助動詞

第一項 た

本研究が資料とした中央文書では、助動詞「た」が小林芳規氏によって一例指摘されている¹⁾。この「た」は東国文書においても一例見られた。

又ミニとり候いてハ御ねくよくりうつかまつりた事(年夏)も候す候まへハなとかふけへむけまいらせても申ひらき候ぬほどのそけんなく候はん
(永仁六年(二二九八)一月廿二日 大和国平野殿庄下司平清重書状 東寺百合文書と函四七)



第二項 むず(んず)

口頭語的性格を有する語であったと考えられる「むず」は、中央文書にも見られる。うけ取をつきてまいらせ候はんすと申候

(応永三十二年(一四二五) 十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

御こしらへ候てもたつしられ候はんするか

(応永三十二年(一四二五) 十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

身もいそきく申入候はんする事候間

(応永三十二年(一四二五) 十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

又しよむをもちとしそめ候はんする間

(応永三十二年(一四二五) 十一月一日 大和国河原城庄代官加賀祐増書状 東寺百合文書イ函二二二)

このように「むず」は、東国文書と中央文書の双方に見られる語であつた。一方、「むず」に対する「むとす」は東国文書と同様に、中央文書でも今回の調査範囲内には見られなかつた。

注

1 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」(『広島大学文学部紀要』三〇、一九七一年三月)、一三二頁。

第四節 助詞

第一項 とん・どん

中央文書でも以下のように接続助詞「とも・ども」が口語化した「とん」が見られた。

いかな□□人のさまたけ□申候とんさらにもんてもち候へからす



(文永六年(一二六九)十一月四日 守清請文案 東寺百合文書ル函五・一)

第五節 まとめ

第一部の東国文書で多く見られたような終止形接続の助動詞「べし」に未然形または連用形がつく例は、本研究の中央文書では一例のみ見られた。先行研究では「未然形または連用形+べし」の例が全国に亘って例が見られることが指摘されている¹。本研究では東国文書と中央文書についてのみ調査を行ったので、この二つに關してしか比較することができないが、少なくとも東国文書と中央文書に絞って考えるならば、「終止形に「べし」がつく」という文法的規範に緩やかさのある東国文書と、規範が保たれている中央文書と考えることが可能ではないだろうか。

「たぶ(賜)」は、東国文書と同様に、中央文書でも見られた。その中でも「ゆつりたぶ」が受益敬語として使

われる場合、東国文書では「として」が、中央文書では「より」が共に使われるという、表現形式の異なりが見られた。

助動詞「た」、「むず（んず）」や助詞「とん・どん」のように口頭語的性格を有すると考えられる語については、東国文書も中央文書も例が見られた。辛島美絵氏は、仮名文書が担う重要な役割として相手に要求や事情を伝達し、納得してもらおうことがあるため、相手になじみのある、伝わりやすい表現としてこのような口頭語的語彙が使用される傾向にあったのではないかと述べている²。自分の思いや感情を伝える、また相手に訴えかける上で一番適した言葉として、日常で使われている用語が選択された結果、東国文書においても、中央文書においてもこのような口頭語的語彙が見られるのではないだろうか。

注

- 1 福田良輔「方言と古文書」(『国文学 解釈と鑑賞』三四卷八号、一九六九年七月)
- 2 山内洋一郎『活用と活用形の通時の研究』清文堂、二〇〇三年、第四章第三節。
辛島美絵『仮名文書の国語学的研究』清文堂、二〇〇三年、一七八頁。

結章

本研究では、仮名文書という「実生活上に必要な情報を特定の相手に伝えるために作成したもの¹」を取り上げ、時代は中世を、また地域によって東国文書と中央文書に二分し、その言語について考察を行ってきた。分析の主な対象は東国文書として、その特徴を浮かび上がらせることができるように比較対象として中央文書を選定した。

その結果、この二つの文書群では多くの言語事象について異なる様相が見られたが、表記規範や文法的な規範のような規範という観点からこの両者の違いについてまとめ、本論文の結びとしたい。

まず、表記の問題として、文書におけるハ行の仮名遣いについて、同一語のハ行表記とワ行またはア行表記の混在や、助詞「を」と「へ」を「お」や「ゑ」と表記する例が見られることに注目し、これらの例について、仮名文学作品との比較を行った。その結果、東国文書や中央文書といった古文書の表記規範は、仮名文学作品のものより緩やかであって強固な法則性というものは認めがたいということが判った。さらに、同じ文書でも、東国文書と中央文書とでは、東国文書の方がさらに緩やかであって規範にしばられない様相が観察された。

なかでも、この表記規範の様相が最も顕著に窺われるのは、促音の表記である。そこで、東国文書と中央文書に見られた促音表記について先行研究の知見を踏まえながら、あらためて本論文で明らかにしたところの意義についてまとめてみることにする。

古文書の、しかも中世という広い時代に亘つての促音表記についての研究は、管見の限り猿田知之氏の論考²の他に見当たらない。猿田氏は中世の文書の「ん」表記に着目してまとめられているが、本研究では、無表記と「つ」表記も含めた促音の表記の全般の変遷を明らかにすることが目的の一つであった。さらに、古文書を地域によって東国と中央というように二分し、相互に比較するという作業方針も従来の研究とは異なつた視点を提示している。

第一部では東国文書における促音の表記、第二部では中央文書における促音の表記をそれぞれ扱ったが、ここでは改めて両者の促音表記を比較し、促音の無表記、「ん」表記、「つ」表記がどのように変遷していくかを整理してみた。

本研究が扱った文書の年代は以下の通りである。

(東国文書) 嘉禎四年(一一三三) 平氏尼讓状 天正二年(一五七四) 上杉謙信輝虎書状

(中央文書) 文治五年(一一八九) 僧明蓮田地讓状 天正十五年(一五八七) 米谷慶将書状

この期間の文書内に見られた促音表記を時系列順に表したものが別表1(二八八頁参照)である。この表には、今回の調査結果に加えて、これまで指摘されていた例、すなわち、中央文書の例として、小林芳規氏が指摘した「高野山文書」の「つ」表記、また、猿田知之氏の示した「九条家文書」、「菅浦家文書」、「醍醐寺文書」、「教王護国寺文書」、「大徳寺文書」、「熊野那智大社文書」、「高野山文書」の「ん」表記の例を加えてある。

この別表1に基づき、東国文書と中央文書の促音表記の変遷について整理してまとめたのが表35と表36である。

以下、それぞれの促音表記が見られる文書の年号の確定しているものを初出としてまとめた。

表 35

東国文書の促音表記の変遷

年代	無表記	「ん」表記	「っ」表記
一三五〇～一三七五年		「ん」表記が主流を占める。	
一三一五～一三三六年			「っ」表記が連続的に見られる。
一三〇四～一三三五年		「ん」表記が連続的に見られる。	
一二九二年			「っ」表記の初出。
一二六四・一二七七年		「ん」表記の初出。	
一二五八～一四三六年	無表記が見られる。		
一三八六～一五〇〇年代			「っ」表記が連続的に見られる。

表 36

中央文書の促音表記の変遷

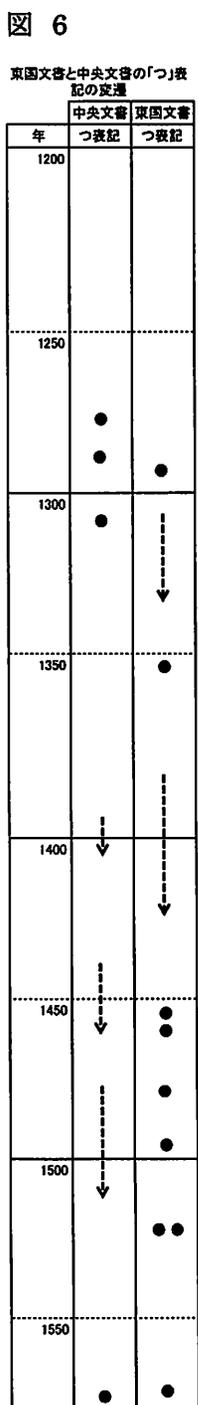
年代	無表記	「ん」表記	「っ」表記
一四四〇～一五〇〇年代			「っ」表記が連続的に見られる。
一三五四年	以降、無表記が見られなくなる。		
一三二六～一五〇〇年代		「ん」表記が主流を占める。	
一二九〇年			「っ」表記の初出。
一二五八・一二六九年		「ん」表記の初出。	
一二〇三～一二五〇年	無表記のみ見られる。 その後一三五四年まで主流を占める。		

東国文書の促音表記と中央文書の促音表記とを比較したときに、両者とも「無表記」から「ん」表記、そして「っ」表記という流れは共通している。しかし、「っ」表記の出現時期について見ると、両者には若干差が認められるようである。次の図6は、東国文書と中央文書の「っ」表記の流れをそれぞれ示したものである。

東国文書の促音「っ」表記は、初出に一二九二年のものがある。しかし、これは孤例とも言える単発の例である。促音「っ」表記が最初にまとまって連続的に見られるのは、一三一五から一三三六年の間である。その後、少し間をおいて一三八六年から一五〇〇年代にかけて「っ」表記がまた連続的に出現するようになる。

一方の中央文書の促音「っ」表記は、初出が一二八八～一三〇五年の幅を含むものと、一二九〇年のものがあ

る。東国文書よりもわずかに早い可能性のあるものを含むが、ほぼ同年代であると言え、かつ単発的である。中央文書において、このように単発的に出現するのではなく、ある程度まとまって連続的に「つ」表記が見られるようになるのは一四四〇年以降である。つまり、促音の表記に「つ」表記を用いる状況が安定的に出現する時期に注目すると、中央文書では東国文書と比べて約一二〇年遅れることが知られる。



次の図7は、東国文書と中央文書の促音無表記、「ん」表記、「つ」表記の流れを示したものである。東国文書で、すでに「ん」表記と「つ」表記が混在している時期に、中央文書では「ん」表記の使用が主であり、東国文書よりも長い間に亘って、安定して「ん」表記が促音を表す表記として使われていることが知られる。このことから、中央文書では「ん」表記が促音を表す方法としてある程度固定化していたのに対し、東国文書では必ずしもそうではなかったということが窺われる。

本研究の調査によって右のような状況が明らかになったが、先行説を踏まえて、この状況を解釈するとどのようになるであろうか。説得的な解釈を与えるにはさらに多角的に考察すべき問題もあると思われるため、なお慎重に判断を下すべきであるが、現時点で明らかになった状況から以下のような事情を想定できようか。

図 7

東国文書と中央文書の促音表記の変遷

年	中央文書			東国文書		
	無表記	ん表記	っ表記	無表記	ん表記	っ表記
1189	●					
1200	↓					
1250		● ●	● ●	● ↓	● ●	●
1300	↓	●	●	↓	↓	↓
1350	↓	↓		↓	↓	●
1400		↓	↓	●	●	↓
1450		↓	↓		● ●	● ●
1500	●	↓	↓	●	↓	● ●
1550			●			●

遠藤邦基氏は、十二世紀初頭に現れ始めた「ッ」が、その後促音を表す表記として固定化されていく傾向が見られるのは、あくまで「晴」の表記体系をもった世界での現象であるとする。ここで言う「晴」の世界とは、訓点資料のような、当時の知識層が関わる文献であって、それまで無表記が占めていた促音表記に多くの異表記が見られ始めたり、「ッ」表記の初出が見られたりといった試行錯誤の様が観察される文献群である。そのような知識層の人達は、促音について厳密に表そうとし、その努力の現れとして「ッ」表記に固定されるまでの数々の異表記があるのだとする。一方、そのような表記法に無関心な人達によって書かれたものを、「藝」の世界のもの

と措定し、例として世阿弥自筆能本(『トモアキラノ能』)や、古文書類(教王護国寺文書)、狂言台本(『天正狂言本』)をあげている。そして、特に『天正狂言本』に見られる多くの異表記を引き合いに、「中央語の『晴』の文献」で「ツ」表記に固定が完了していても、そのような「麩」の世界という二分法の基準や、その意味するところは至っても見られることを説いている。この「晴」と「麩」の世界という二分法の基準や、その意味するところは必ずしも明確ではないが、少なくとも古文書についてこの二分法を当てはめてしまうのは以下のような懸念をはらんでいる。つまり、古文書には上申文書のような公的なものもあるわけで、それらは「晴」の性質を含むものかもしれない、古文書のすべてを一括りに「麩」の世界のものとするのは必ずしも適当ではないと言える。

猿田知之氏は、遠藤氏の説を承けて、中世文書の中に無表記と、「ん」表記と、「つ」表記が見られるのは、促音の三方式の表記の共存と捉え、「三方式を是認する、そのような表記意識」があったのではないかとしている⁴。猿田氏は、「ん」表記とは、もともと僧侶層の表記法で、それが僧侶からの教育によって武家以下の名主や在地領主層に浸透していったのだと説き、それらの層の人達は、表記する際に『あれかこれか』という意識とは異なる『あれもこれも』とでも言うべき意識が存していた」と解する可能性を提示している。

つまり、中央の知識層が「あれかこれか」という促音の表記法に対する試行錯誤を経て(この過程で多くの異表記が見られる)、「つ」で表すという表記法にたどり着いたのに対し、表記法にあまり関心のない層の人たちによる文書の世界では「あれかこれか」という積極的な表記の規範化への志向性が乏しく、「あれもこれも」という表記態度で対処されており、それによって「つ」表記以外の表記方法(例えば「ん」表記など)による促音の表

記が見られるという見解である。

以上の遠藤氏とそれを承けた猿田氏の論を踏まえて、本研究の調査結果を以下のように解釈してみたい。

促音の「つ」表記がまとまって現れる時期が、東国文書と中央文書では異なり、東国文書の方が早いということとを本研究で明らかにしたが、東国文書と中央文書における表記の規範化への志向の差と、「あれもこれも」という表記態度の差ということを勘案すると、以下のように考え得る。

今回判明した状況について、これを東国文書の方に「つ」表記が先行したと捉えるのではなく、中央文書の方は保守的で既存の表記が保たれていて、しばらくは新たな表記法を安定的に導入する余地がなかったと解釈し得るのではないだろうか。中央文書の担い手は、知識層の記す「晴」の文献ほどには積極的な表記の規範化志向はなかったとしても、東国文書と比べると相対的には表記の規範化への志向があつたのではないだろうか。その証拠の一つとして図7のように中央文書の無表記や「ん」表記は太線で安定して見られ、このような表記が中央文書の中である程度確立していたと考えられる。

これに対して東国文書では表記規範の力が中央文書よりもなお弱く、「あれもこれも」という状態が継続していったと思われる。それゆえ、図7のように東国文書では三つの表記が混在し、それぞれの表記の現れ方に安定さを欠くことになったのではないだろうか。

また、東国文書における表記規範の弱さは、別の側面、すなわち音韻交替表記が多く見られるという形でも表

出していると思われる。東国文書では、中央文書に比べて極めて多くの音韻の交替表記が見られた。それは、「さかひ(境)」の母音イがエになって「さかへ」と表記されるような母音に関する交替表記である。東国文書には㊦と㊧の他に、㊦と㊧、㊨と㊩、㊪と㊫、㊬と㊭の交替表記が見られた。これは東国文書に特徴的なことであり、中央文書ではほとんど見られない言語事象であった。このような交替表記は、現代の方言に見られる中舌母音が関係しているのではないかとの検証をしたが、中世の東国にこのような中央とは異なる音韻的区別の曖昧な音が存在していたとすれば、その音を表記する際にはイとも、エとも書き得るので交替表記の例が現れるのではないだろうか。しかし、たとえ音韻的区別が曖昧であっても表記規範が確立されていれば、その揺れ幅は少なくなるはずである。例えば、「えいたい(永代)」は「えいたへ」とエの音に交替表記している例について、正しい表記が「えいたい」であるとの認識が筆録者であれば、つまり規範意識が働けば、「えいたへ」と書くことは回避され、「えいたい(永代)」の表記を選択していたであろう。ここにも、東国文書における表記規範の弱さを認めてよいのではないだろうか。

また、東国文書には、終止形接続の助動詞「べし」が、未然形または連用形に接続する例が顕著に見られたが、中央文書ではそのような例は孤例にとどまり、文法的な規範についても東国文書の方が緩やかであると考えられる。

本研究では、中世の東国文書を軸として、中央文書との比較を通して、表記法の実態が異なることを明らかにした。特に表記規範や文法的な規範といった規範の強弱という観点から、規範のしぼりが緩やかな東国文書と、

ある程度規範が保たれている中央文書という対比が見られ、この点について右のような解釈を試みた次第である。今後の課題としては、例えば同じ譲状であっても各家や一族によって用語の選択や、表現の方法が異なる場合があるのではないかという、文体や表現形式の差についても考究していきたいと考えている。試みにいくつか用例を挙げてみる。

① ゆつりあたうるさうまの五郎たねあきのと

相馬（正和四年（二三一五）八月七日 尼妙悟墨田譲状）

② ゆつりわたすミなミふかさハのうちつむらのやしき

中条（仁治二年（二二四二）四月十七日 津村尼譲状）

③ もしきやうたい（元 冊）のなかにいらんせうをもいたさんものハ（中略）ちきやうすへからす

相馬（正和四年（二三一五）八月七日 尼妙悟墨田譲状）

④ よのさまたけなくしてしそく三郎ときもちかさたとしてちきやうすへし

中条（仁治二年（二二四二）四月十七日 津村尼譲状）

①と②のように「ゆつりあたふ（譲与）」なのか、「ゆつりわたす（譲渡）」なのかといった用語選択の問題や、③のように但し書きという表現形式を用いて、他の兄弟に対して知行を禁じるものもあれば、④のように但し書きを用いない譲状もある。このような譲状における用語の違いや、文体、表現形式の差といった観点も加え、東国文書と中央文書における文書の言語上の異なりを総合的に説明していくことを目指してゆきたい。

注

- 1 『日本語学研究事典』(明治書院、二〇〇七年) 四九二頁、仮名文書の項。
- 2 猿田知之「促音表記「ん」について―中世文書を中心として―」(『茨城キリスト教短期大学研究紀要』十六号、一九七六年十二月)
- 3 遠藤邦基「促音表記固定の背景―なぜ「ツ」が用いられるようになったか―」(『国語国文学』第11号、一九七五年二月)
- 4 注2に同じ。

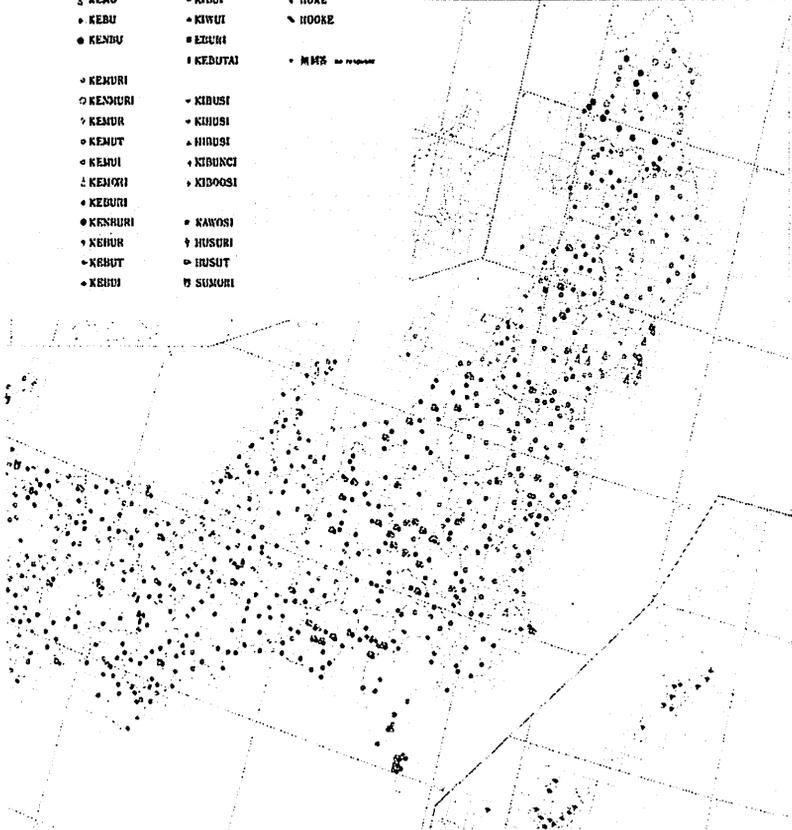
資料編

地図 2

265 けむり (煙) smoke

- | | | |
|----------|------------|----------|
| ◦ KEMU | ◦ KEMURE | ◦ SIMORI |
| △ KEMO | ◦ KIDUI | ◦ HOKE |
| ◦ KEBU | ◦ KIWUI | ◦ HOORE |
| ● KENDU | ◦ EDURI | |
| | ◦ KEDUTAI | ◦ KES |
| ◦ KEMURI | | |
| ○ KEMURI | ◦ KIDUSI | |
| ◦ KEMUR | ◦ KIHUSI | |
| ◦ KEMUT | ◦ HIHUSI | |
| ◦ KEMUI | ◦ KIBUSCI | |
| △ KEMURI | ◦ KIDOOISI | |
| ◦ KEBURI | | |
| ◦ KESURI | ◦ KAWOSI | |
| ◦ KESUR | ◦ HUSORI | |
| ◦ KESUT | ◦ HUSUT | |
| ◦ KESHI | ◦ SUMURI | |

日本言語地図
 国立国語研究所
 LINGUISTIC ATLAS OF JAPAN
 THE NATIONAL LANGUAGE RESEARCH INSTITUTE



『日本言語地図』第6集第265図「けむり」の一部を切り取ったものである。

別表 1 東国文書と中央文書の促音表記の変遷

九条家文書、菅浦家文書、醍醐寺文書、教王護国寺文書、大徳寺文書、熊野那智大社文書、高野山文書の「ん」表記は猿田氏論文掲載の用例。「つ」表記は川野が採録用例。高野山文書の「つ」表記は、小林芳規氏指摘のものである。

年代	中央文献				東国文献			
	文献名	無表記	ん・ン表記	つ・ツ表記	文献名	無表記	ん表記	つ表記
鎌倉								
1190～98								
1189	東寺百合文書	あて(有)(東百)						
1203	東寺百合文書	かきて(限)(東百)						
1212	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1219	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1221								
1224	東寺百合文書	よて(仍)・かきて(限)(東百)						
1225	東寺百合文書	うたへ(酥)(東百)						
1229	東寺百合文書	もて(以)(東百)						
1230	東寺百合文書	かきて(限)(東百)						
1232	東寺百合文書	かきて(限)(東百)						
1236	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1244	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1250	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1258	九条家文書 東寺百合文書	よて(仍)(東百)	よんて(九条)		越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		
1259	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1260	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1261	東寺百合文書	よて(仍)・かきて(限)(東百)						
1264					中条家文書		よんて(仍)(中条)	

1265	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1269	東寺百合文書	もて(以)(東百)	よんて(仍)・もんて (以)(東百)				
1272	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1274	東寺百合文書	よて(仍)(東百) うたへ(脈)(東百)					
1277					中条家文書		もんて(以)・よんて (仍)(中条)
1278	東寺百合文書	もて(以)・かきて (限)(東百)					
1279	東寺百合文書	もて(以)(東百)					
1280	東寺百合文書	よて(仍)・かきて (限)(東百)					
1282	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1283	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1284	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1285	東寺百合文書	よて(仍)(東百)			相馬岡田文書 越後文書宝翰集	よて(仍)(相馬岡) よて(仍)(宝翰集)	
1286	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1287	東寺百合文書	よて(仍)・かきて (限)(東百)					
1288	東寺百合文書	かきて(限)(東百)					
1288~1305	高野山文書			もつて(以) (高野山)			
1290	高野山文書			ヨツテ(仍)(高野 山)			
1291	東寺百合文書	よて(仍)(東百)					
1292	東寺百合文書	よて(仍)(東百)			越後文書宝翰集		もつて(以)(宝翰 集)
1293	東寺百合文書	うたへ(脈)・よて (仍)(東百)					
1294					中条家文書	あて(有)(中条)	

1296	東寺百合文書	かきて(限)(東百)			相馬文書	よて(仍)(相馬)		
1297	東寺百合文書	もて(以)よて(仍) (東百)						
1298	東寺百合文書	よて(仍)・かきて (限)(東百)						
1300	菅浦家文書 東寺百合文書	もて(以)(東百)	よんて(仍)(菅浦)					
1303	東寺百合文書	あて(有)・もて(以) よて(仍)(東百)						
1304	東寺百合文書	よて(仍)・かきて (限)(東百)			南部家文書	よて(仍)(南部) うたへ(断)(南部)	まんたく(全)(南部)	
1305	東寺百合文書	うたへ(断)・もて (以)・かきて(限) (東百)			南部家文書	よて(仍)(南部)	よんて(仍)(南部)	
1306	東寺百合文書	もて(以)(東百)			中条家文書	もて(以)		
1308	東寺百合文書	よて(仍)(東百)			越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		
1309					南部家文書	よて(仍)・うたへ (断)(南部)		
1310	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1313	東寺百合文書	かきて(限)(東百)			大悲山文書 南部家文書	よて(仍)(大悲山)	よんて(仍)(南部)	
1315					越後文書宝翰集 相馬岡田文書	よて(仍)(宝翰集)		よつて(仍)(相馬 岡)
1316	九条家文書			よつて(九条)				
1319	東寺百合文書 醍醐寺文書	もて(以)よて(仍) (東百)	よんて(仍)(醍醐 寺)					
1320					中条家文書 相馬岡田文書	よて(仍)(中条)		よつて(仍)(相馬 岡)
1321	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1323					越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		

1326	東寺百合文書	よて(仍)(東百)	よんて(仍)・まんだくもんて(全以)(東百)					
1327	東寺百合文書	よて(仍)(東百)			南部家文書		よんて(仍)・もんて(以)(南部)	
1329	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1330	九条家文書 東寺百合文書	よて(仍)(東百)	よんて(仍)(九条)					
1331					相馬岡田文書			よつて(仍)(相馬岡)
1332	東寺百合文書		おんて(追)(東百)		越後文書宝翰集		よんて(仍)(宝翰集)	
1333	教王護国寺文書 東寺百合文書	よて(仍)(東百)	よんて(仍)(教王)					
1335	醍醐寺文書		よんて(仍)(醍醐寺)		相馬文書		おんて(追)(相馬)	おつて(追)(相馬)
1336	大徳寺文書		よんて(仍)(大徳寺)		相馬岡田文書			よつて(仍)(相馬岡)
1337					中条家文書	よて(仍)・もて(以)(中条)		
					大徳山文書	もて(以)(大徳山)		
1340					越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		
1342	菅浦家文書		まんだく(全)(菅浦)					
1343	熊野那智大社文書		まんだく(全)・よんて(仍)(熊野)		南部家文書	よて(仍)(南部)		
1344					中条家文書 南部家文書	よて(仍)・もて(以)(中条) よて(仍)(南部)		
1345	高野山文書		もんて(以)・よんて(仍)(高野山)					
1348	熊野那智大社文書		まんだく(全)・よんて(仍)(熊野)		相馬岡田文書	よて(仍)(相馬岡)		
1350					中条家文書	よて(仍)(中条)	うんた系(断)・もんて(以)・よんて(仍)(中条)	
					越後文書宝翰集		もんて(以)・よんて(仍)(宝翰集)	

1351	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
1352	東寺百合文書	もて(以)よて(仍)(東百)	まんとく(全)(東百)					
1354	東寺百合文書	よて(仍)(東百)						
	高野山文書		さきたんて(先)(高野山)					
1355					中条家文書			よつて(仍)(中条)
1356					中条家文書	よて(仍)(中条)		
1359					越後文書宝翰集		きんた(切田)・よんて(仍)(宝翰集)	
1361	熊野那智大社文書		まんとく(全)・よんて(仍)(熊野)					
1366	醍醐寺文書		よんて(仍)(醍醐寺)					
1372					中条家文書		まんとく(全)・よんて(仍)(中条)	
1375					中条家文書	かきて(限)(中条)		
					越後文書宝翰集		もんて(以)(宝翰集)	
1376	九条家文書		よんて(仍)(九条)					
1377	大徳寺文書		よんて(仍)(大徳寺)					
1379	熊野那智大社文書		よんて(仍)(熊野)					
1384					中条家文書	よて(仍)(中条)		
1386	九条家文書		かきんて(限)(九条)	よつて(九条)	越後文書宝翰集			よつて(仍)(宝翰集)
1387								
1394	熊野那智大社文書		よんて(仍)(熊野)					
1398	東寺百合文書		もんて(以)(東百)					
1400								

1402	九条家文書			よつて(仍)(九条)	相馬岡田文書	よて(仍)(相馬岡)		あつて(有)(相馬岡)
1403	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)				
1405					越後文書宝翰集			よつて(仍)(宝翰集)
1406	九条家文書		よんて(仍)・もんて(以)(九条)					
1407					越後文書宝翰集		よんて(仍)(宝翰集)	
1408					越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		
1412					中条家文書			よつて(仍)・かきつて(限)(中条)
1417	東寺百合文書		さきたんて(先立)(東百)					
	高野山文書		よんて(仍)(高野山)					
1419								
1420	高野山文書		よんて(仍)(高野山)					
1421					中条家文書			よつて(仍)(中条)
1428					中条家文書			よつて(仍)(中条)
1435	九条家文書		よんて(仍)(九条)					
1436					越後文書宝翰集	よて(仍)(宝翰集)		
1440	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)				
1445力	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)				
1448	東寺百合文書		よんて(仍)(東百)					
1449	東寺百合文書		よんて(仍)(東百)					
1450	東寺百合文書		もんて(以)(東百)					
1451	高野山文書		よんて(仍)(高野山)		越後文書宝翰集		よんて(仍)(宝翰集)	
1452	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)	中条家文書			もつて(以て)(中条)

1454	東寺百合文書		もんで(以)(東百)		相馬岡田文書			よつて(仍)(相馬岡)
1456	東寺百合文書		もんで(以)(東百) よんで(仍)(東百)					
1461	東寺百合文書			いたつて(至)(東百)				
1463	熊野那智大社文書		よんで(仍)(熊野)					
1464	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)				
1469	熊野那智大社文書		よんで(仍)(熊野)					
1470	九条家文書		もんで(以)・よんで(仍)(九条)					
1471	熊野那智大社文書		よんで(仍)(熊野)					
1479	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)				
1480					越後文書宝翰集 中条家文書		まんだく(全)(宝翰集)	もつて(以)(中条)
1482	東寺百合文書		もんで(以)(東百)					
1485	九条家文書			まつたく(全)(九条)				
1486	九条家文書		もんで(以)・もんとも(兼)(九条)					
1494					越後文書宝翰集			もつて(以)(宝翰集)
1498	高野山文書		もんで(以)(高野山)					
1499	東寺百合文書			もつて(以)(東百)				
1500	東寺百合文書			もつて(以)(東百)				
1502	九条家文書		きんと(九条)					
1503	九条家文書			かしこまつて(兼)(九条)				
1504	東寺百合文書			きつと(乾度)(東百)				

1510カ					南部家文書	もて(以)(南部)		
1512	東寺百合文書	もて(以)(東百)						
1515	九条家文書			よつて(仍)(九条)				
1534					越後文書宝翰集		よんて(仍)(宝翰集)	
1535					越後文書宝翰集		きんと(屹度)・もんとも(最)・よんて(仍)(宝翰集)	あつて(有)・もつて(以)(宝翰集)
1550								
1574					中条家文書			もつて(以)(中条)
1587	東寺百合文書			もつて(以)(東百)				
年不詳	東寺百合文書		かしこまんて(畏)(東百)					
	東寺百合文書		よんて(仍)(東百)					
	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)	中条家文書	かきて(限)		
	東寺百合文書			よつて(仍)(東百)	越後文書宝翰集			あつて(有)・きつと(屹度)(宝翰集)

